

東京女子高等師範學校
日本幼稚園協會

幼稚園の散育

幼稚園令發布記念
全國幼稚園大會號

第二十六卷 七八月號 第七八號

幼稚園令全國幼稚園大會記錄
發布記念

大會光景(寫眞)

聲明書

大會日程

大會議案

議長開會の辭

祝辭及挨拶

幼稚園功勞者への感謝狀及謝辭

大會議事

議長閉會の辭及謝辭

講演

研究發表

大會出席者名簿

大會餘錄

廣島高等師範學校教授
文部省博士
久保良英
先生新著

兒童研究所紀要

卷九

312 合輯 洋綴・背皮・紙數一千百餘頁
定價九圓五拾錢送料五拾四錢

756 合輯 洋綴・背皮・紙數千貳百餘頁
定價拾圓五拾錢送料五拾四錢

八卷 定價四圓參拾錢
送料八錢

本研究所以歐米諸國が將來の國家を構成する兒童を心理學的生理學的に研究する爲巨額の國費を投じて吝まざる時我が國に一の其機關のなきを慨し、久保先生等同志の士が私財を投じて設立せられたる我が學界の最高權威である。現代教育學の根柢である我學界の一大金字塔である

九卷內容目次

- 一 〇 讀者研究
- 二 四 算術科教育的診斷の實際
- 三 〇 實驗觀察指導が兒童の精神活動に及ぼす影響に就て
- 四 〇 身體的測定と知能の關係
- 五 〇 海外新著論文抄録
- 六 〇 練習效果と兒童の年齢、性、學力との比較
- 七 〇 感化院收容兒童に關する醫學的調査の成績に就て
- 八 〇 樟太に於けるアイム兒童と日本人兒童との比較
- 九 〇 恐怖症の精神分析例 附兒童自愛の惡影響に就て
- 一〇 〇 吃音の精神病理と精神分析療法並に家庭教育上の一考察
- 一一 〇 學齡兒童選奨に於ける檢査成績
- 一二 〇 四歳より六歳に至る兒童選奨に於ける身體檢査成績

文學博士 久松宮島阿
保本田須田部
良直純一廣
英久次郎隆
眞英雄

文學博士
久保良英
先生新著

智能査定用具

一組 參圓 送料拾八錢

智能の査定が手軽に出来る、兒童研究所紀要の實際的研究唯一の用具

文學博士
久保良英
先生新著

實驗心理學精義

簡便行動編

紙數八百餘
插畫貳百餘
定價金六圓
送料貳拾七錢

學界を最も有意義的に具體化するに一大金字塔

本書は實驗心理學が開拓した所又はせんとする所を弘く各種の行動の項目の下にその研究の方法と結果とを詳述し、就中實驗的結果の一致せぬもの又は全然相反するものは是等凡て未決の問題として讀者研究の材料に資し、その進むべき道を明にして、一方博士の獨斷專見を避けられたが如き如何に博士に忠實なるか、物語るのものである。特に編纂の方法は博士の體験上學者の最も興味を失はぬ様式に注意せられた。此の周到なる用意は如實に本書の上に表現す。如此本書は懇切丁寧に現代の實驗心理學の新研究を舉て一切發表したアツツツイデーのたる事は勿論應用的方面に出来るだけ詳述し、特に兒童の心理實驗に力を注ぎ、實業方面に關するものも委く網羅した學校教育、軍隊、工場管理者等荷も人を指導統督する士は勿論特に文檢受驗者の必讀研究を俟つ

發行所 東京市牛込區中野文庫書店 電話 振替 東京三三三番 電話 東京三三三番 電話 東京三三三番

厚生閣編輯部編 (歌詞作曲・振付) 最新刊

續動作のやさしい唱歌

菊判美装
村上秀隆
装幀
定價二圓
送料
十八錢

▲大好評の本書續編出來! 暴風の賣行を見よ!!!

抄 次 目

- 青い日 紅里 椿 お 仔 舌 蝶 歸
- 目録の諸曲振
- 人の曲の諸曲振
- 野本土北中の諸曲振
- 山口居川原山の諸曲振
- 形長五白晋比の諸曲振
- 雨長五白晋比の諸曲振
- 情世郎 秋平古 朗を美 雄池を
- 家の諸曲振
- 水田鳥の諸曲振
- 清弘眞の諸曲振
- 工福印の諸曲振
- 小中林眞の諸曲振
- 村松鳥雀の諸曲振
- 山口山藤の諸曲振
- 野中志の諸曲振
- 千草眞の諸曲振
- 葉川鳥燕の諸曲振
- 野本志の諸曲振
- 雨長俊の諸曲振
- 情世芝の諸曲振
- 雄信美の諸曲振
- 紅木美の諸曲振
- 情平芝の諸曲振
- 雄信美の諸曲振
- 情世芝の諸曲振

厚生閣編纂

動作のやさしい唱歌

小瀬峰洋著

體育教材としての學校舞蹈三十四講

全國各小學校より陸續と注文に接し今や本書は全國津々浦々に流行つてゐる程の盛況の注文

兒童が最もよる心から定價貳圓

送科十八錢

店書閣生厚

五廿町幡八區芝市京東
番〇〇六九五京東替振

兌發



育教の兒幼輯編會協園稚幼本日

會長

東京女子高等師範學校長

茨木清次郎

主幹

東京女子高等師範學校教授

堀七藏

贊助員

東京高師教授

巖谷秀雄

市洋大學教授

高島平三郎

東京帝大醫科講師

乙竹岩造

東京府女子師範學校長

龍山義亮

東京高師教授

太田孝之

東京女子高師囑託

土川五郎

慶應大學教授

唐澤光德

帝國教育會理事

野口援太郎

早蕨幼稚園長

岸邊福雄

松江高等學校長

乘杉嘉壽

帝國教育會會長

久留島武彦

京都帝大教授

野上俊夫

東京高師教授

澤柳政太郎

東京女子高師教授

倉橋惣三

東京女子高師教授

佐々木秀一

東京帝大教授

松村武雄

東京女子高師教授

下田次郎

東京女子高師教授

松本亦太郎

東京女子高師教授

菅原教造

奈良女子高師校長

榎山榮次

醫、文博

富士川游

奈良女高師附屬幼稚園主事

三田谷啓

東京市學務課長

藤井利譽

東京高等學校長

森川正雄

東京女子高師講師

藤五代策

東京帝大教授

湯原元一

長崎縣師範學校長

福士末之助

東京女子大學長

安井哲子

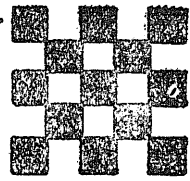
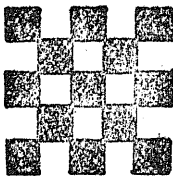
文博

谷本富

東京女子大學長

安井哲子





第七八號

幼 兒 教 育

第二十六卷

(幼 稚 園 幼 全 國 幼 稚 園 大 會 記 布 告 令 幼 稚 園 會 記 錄)

—(次 目)—

大會光景 (寫眞)	一頁		
聲明書	二頁		
大會日程	二頁		
大會議案	三頁		
議長開會の辭	五頁		
祝辭及挨拶	八頁		
幼稚園功勞者への感謝狀及謝辭	一三頁		
大會議事	一七頁		
第一日	第二日	第三日	
議長閉會の辭及謝辭	五五頁		
講 演			
幼稚園令並同施行規則について	關 屋 龍 吉	五七頁	
..... 文部省普通學務局長			
幼稚園令の實際的問題	倉 橋 惣 三	六三頁	
..... 東京女子高師教授			
研究發表			
幼兒人物畫の發神達	神 戶 幼 稚 園 保 姆 松 永 と き	七頁	
..... 大阪市に於ける幼稚園の沿革			
大阪市江戸幼稚園長	膳 ま き 子	九三頁	
..... 都市幼兒の情操教育に就て			
大阪御津幼稚園長	田 村 好 子	九七頁	
大會出席者名簿	九會餘録	一〇三頁	



東京女高師教授
同附屬高女主事
文學士 倉橋惣三氏著

幼稚園雜草

四六判上製美本
定價二圓五十錢
送料金十八錢
紙數五百余頁

內容目次

園丁雜感

●園丁雜感一 ●同二 ●同三 ●同四 ●同五
●子どものしもべ ●一人の尊嚴 ●布袋讀まこと ●何を以て
●の嚴肅味 ●春風 ●親しむ心 ●外へ新らして ●野
●かんとする ●寒風 ●來る ●秋が來た ●六月の野
●お正月 ●ころも ●夏が來ました ●御啓を迎
●ぶき春よ ●夏が來ました ●御啓を迎
●幼稚園の燒跡に立ち ●夏が來ました ●御啓を迎
●水に歸る ●この春 ●夏が來ました ●御啓を迎

森の幼稚園

●小説森の幼稚園 ●森の先生 ●ガイデン主義
●園藝主任 ●笑がほの人 ●詩の會 ●應接問
●研究會 ●新茶 ●小説夏子

幼稚園の生活

●幼稚園は如何なる處か ●幼稚園の此頃 ●新入
●園児を迎へて ●幼稚園を修了する ●家庭に
●物に就て ●幼稚園の朝 ●幼稚園の舞踊について ●教育問答
●物に就て ●幼稚園の朝 ●幼稚園の舞踊について ●教育問答
●物に就て ●幼稚園の朝 ●幼稚園の舞踊について ●教育問答

幼児の教育者

●幼稚園の保姆 ●保母その人 ●幼児教育の第一
●子どもから學べ ●幼稚園の積極性 ●新たに考
●途上だより ●紙船 ●フレノール ●女子史を憶ふにつ
●フレノール ●紙船 ●フレノール ●女子史を憶ふにつ
●フレノール ●紙船 ●フレノール ●女子史を憶ふにつ

幼児教育管見

●幼児教育の新目標 ●幼児教育の特色 ●フレ
●ベル主義新釋 ●幼稚園と小學校 ●高等女學校と
●幼稚園の保育學校 ●シカゴ及びコロロンピヤ大學
●の幼稚園 ●ドナー・グローブの幼稚園

日本幼稚園協會編

幼児に聽かせるお話

第四版

四六判特製美本 定價金三圓八錢
紙數六百二十頁 送料金十八錢

最新刊

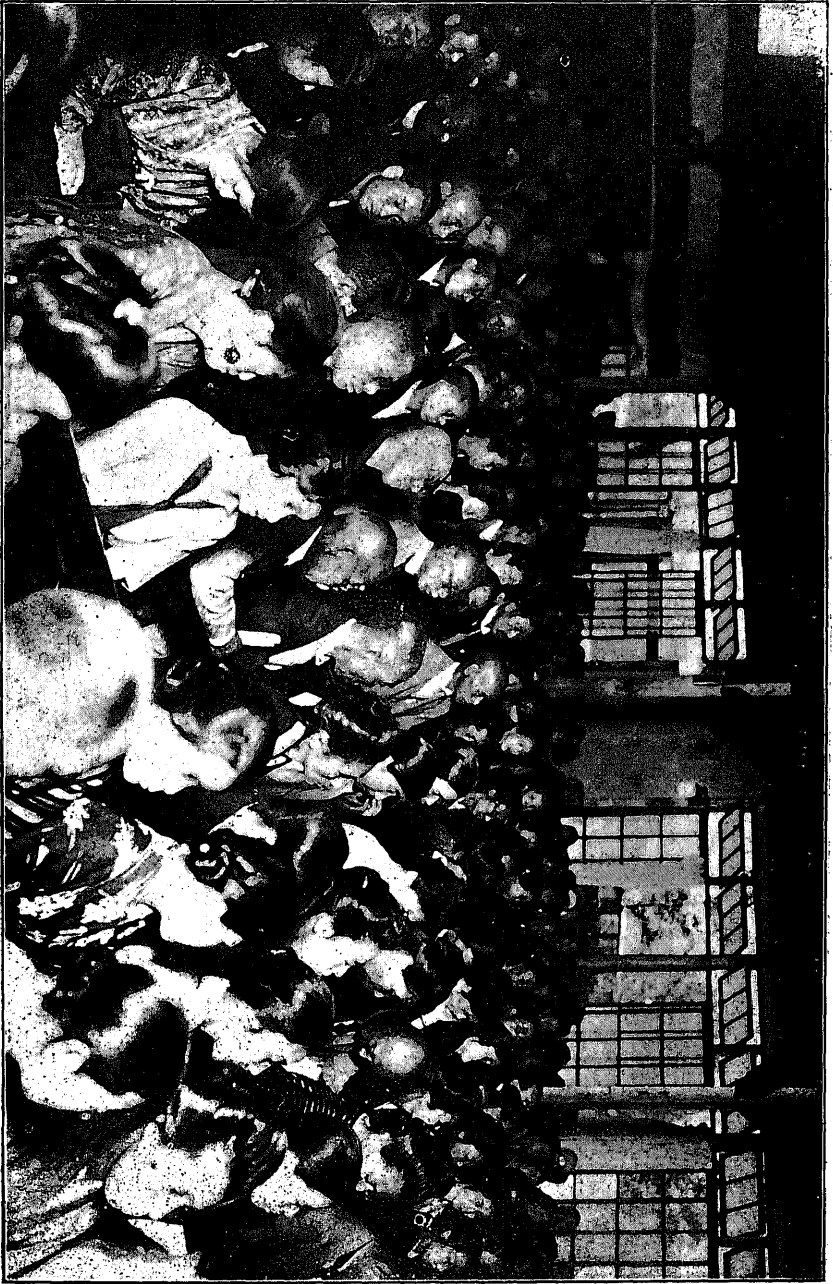
東京市本橋目
内田老鶴圃

振替電話
東京市本橋目
一三三三
四一五

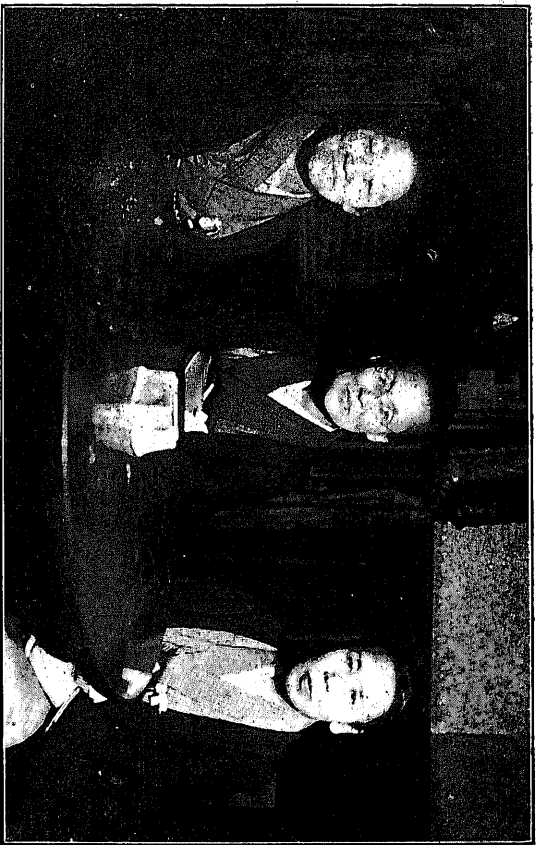


辭の會開長議

會 館



々方たれら贈を狀謝感

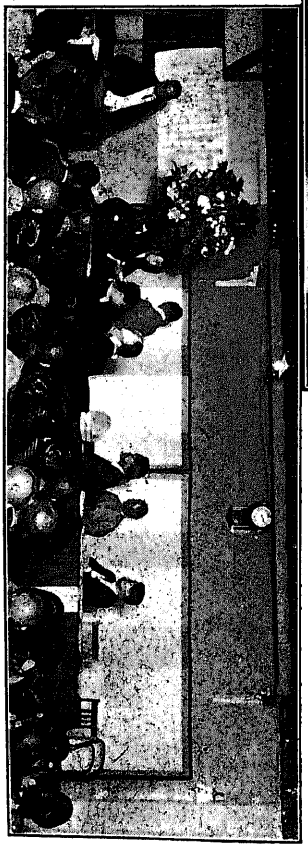


膳まき子女史

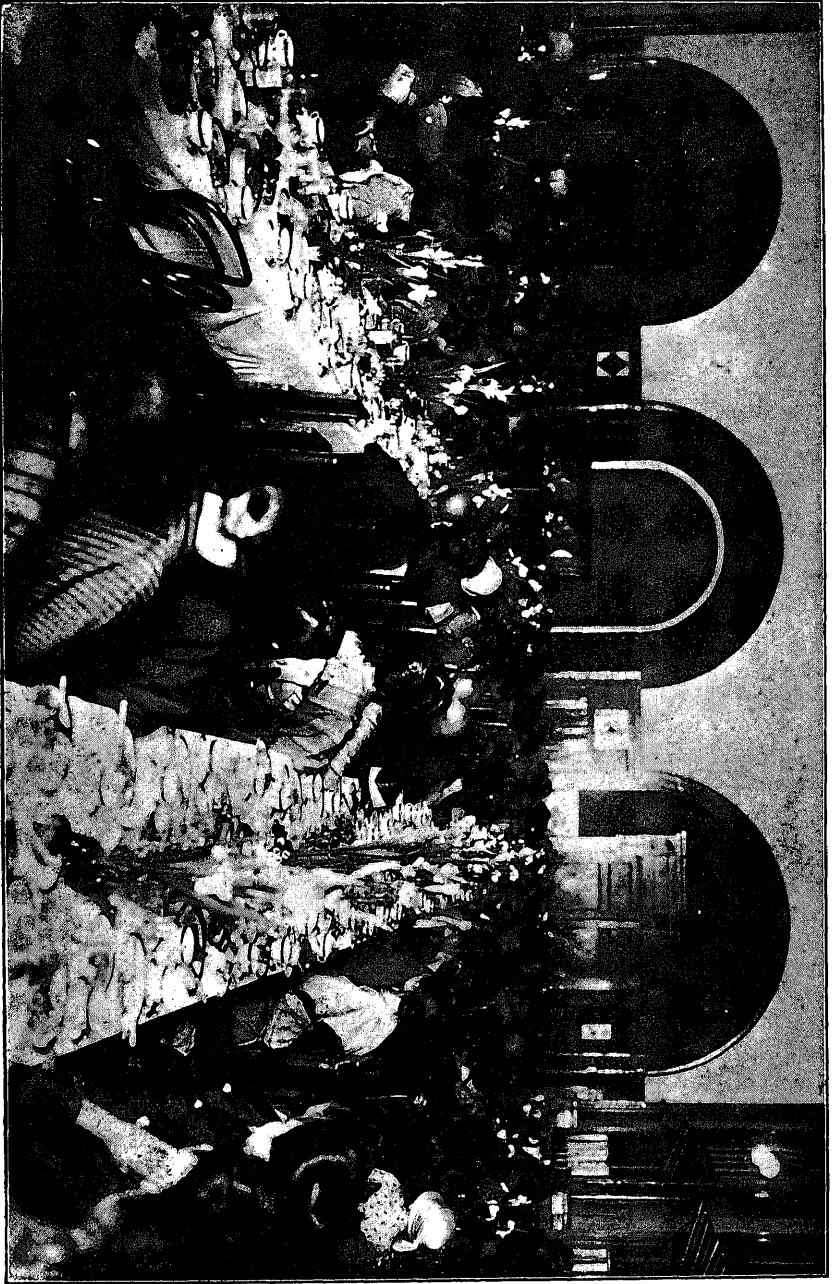
呈贈狀謝感

望月くに子女史

田中ふさ子女史



會 宴 の 祝



聲 明 書

我國幼稚園創立以來既に五十年、其の間一般教育の進展に伴ひ次第に幼稚園教育の發達を促し去る四月二十一日新に幼稚園令の發布を見たるは實に慶すべきである。しかし他の教育系統に比し幼稚園教育の不振は争はれない事實であると共に近來幼兒教育の發達と兒童保護の實相に鑑みて吾人は到底現状に満足する事が出来ない。抑も幼稚園教育の本義たる幼兒の生活を尊重し其の伸展充實を期するの要は今や世界的の聲であつて我國に於ても社會の實際は都市は勿論農村に到る迄益々幼稚園の設立を要望して止まず加ふるに幼稚園はたゞに上流社會の專有物ではなく一般の社會生活上必須なる位置を占めつゝあるのである。這般當局の幼稚園令を制定せらるゝや特に此の點に多大の注意を拂ひ幼稚園の普及發達を獎勵せられたのは實に時宜に適したるものである。この機に際し吾人は一大覺悟を以て幼兒の教育に當り大に其の充實改善を期するは勿論なりと雖も又一般官民が奮つて幼兒教育の重要なるを理解し更に其の普及發達に努力を惜まざらん事を切望してやまないものである。

大正十五年六月

幼稚園令
發布記念

全國幼稚園大會

幼稚園令
發布記念

全國幼稚園大會

會場、東京女子高等師範學校講堂

第一日 大正十五年六月十九日午後一時

一、開會式順序

- 一、唱 歌
- 二、勅語奉讀
- 三、開會の辭
- 四、祝 辭

君が代 二回

會員一同
澤柳議長
同上

二、講演

幼稚園令並に同施行規則について

文部省普通學務局長 關屋龍吉君

三、議事

- 第一號議案
- 第二號議案

幼稚園教育の普及發達に關する件
幼稚園保姆の養成、修養に關する件

第二日 六月二十日午前九時開會

前日の續き

一、議事 二、研究發表 三、講演

幼稚園令の實際的問題

東京女子高等師範學校教授 倉橋惣三君

午後六時より東京府商工獎勵館に於て晚餐

第三日 六月二十一日午前九時開會

前日の續き

一、議事 二、研究發表 三、閉會

午後 新宿御苑拜觀

(正午十二時)

議案目次

議案

第一號議案 幼稚園の普及發達せしむる方案如何 (可決)

第二號議案 保母養成及び修養の方案 (可決)

追加議案

第三號議案 保母の恩給年功加俸に關する件 (可決)

東京市保育會提出

第四號議案 室教に相當せざる級數の幼兒を收容するの已むを得ざる場合に二部保育を爲すと室の利用

方法によると何れを可とするか (撤回)

大阪市保育會提出

第五號議案 保育項目中觀察に關する適當なる方案如何 (研究)

東京市保育會提出

第六號議案 幼稚園の附則に左の一項を加へたき事

參拾人以上を收容する託兒所は幼稚園と見なし本令によるものとす (撤回)

大阪市保育會提出

第七號議案 現今幼稚園に於て行はれつゝある保育の實際につき特に改良を要すべき點なきや若しあり

とすればその諸點如何（撤回）

中川四一君提出

四

緊急動議

一、保母の功勞者に奏任待遇並に叙勳の恩典小學校教員同様の待遇に接せしむる途を講ずること（可決）

二、本會に於て幼稚園關係の功勞者を表彰せんが爲調査すること（可決）

西川修君提出

三、施行規則第十六條中但書「月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ保母ハ專科正教員ニ準ズ」を「月俸額ニ付テハ園長、保母共ニ本科正教員ニ準ズ」と改正せられんことを其筋に建議するの件（可決）

黒崎辨之助君提出

四、保母の産前産後に於ける休養期間を置かれんことを其筋に建議すること（可決）

西川修君提出

五、幼稚園令施行規則第十條第二項第四項及第五項を適當なる託兒所に於て幼兒保育に従事せるものにも適用せらるゝ必要ありと認む（可決）

西川修君提出

右建議す

六、託兒所に關する法令を速に制定する必要ありと認む（可決）

朝尾澤記君提出

右建議す

七、保育園の名義を廢し幼稚園組織に變更の件（撤回）

室谷祐善君提出

幼稚園令發布記念全國幼稚園大會記錄

開會の辭

議長 文學博士 澤柳政太郎君

本日、幼稚園令發布記念の全國幼稚園大會を開くに至りましたことは誠に喜ばしいことであります。甚だ俗な申し方ではありますが、幼稚園のことは疾くに規定はされてゐたものの、御承知の如く従來は小學校令の一部に宿借りをしてゐたのであります。それが今日、各自の要求も進んで來、又當局も大いに其必要を感じて愈々茲に小學校令、大學校令など、同格の幼稚園令なるものが獨立して一戸をかまへたのであります。茲に之を記念すると共に全國の之に關係ある人々が集つて更に將來の發達を圖るといふのは誠に意味の深いことであります。

一體幼稚園の保育事業が、國の教育系統の中に入つてゐるのかどうかは俄に速斷は出來ぬが、之を海外の事情について見るに、幼稚園の發祥地たるドイツでも大部分は私立であつて國家としてはあまり力を入れてゐない。他の國でも殆んど同一であるといつてよろしい。數年前イギリスが大改革を行つた時幼児教育をなす所の機關を國の教育機關の一部分となし、小學校と殆んど同様の取扱をなし、市町村は

設立の義務はもつてゐないが、公共團體が之を設立すれば國家は之に補助を與へることになつてゐる。(英國のはナーサリースクール)折角出来るには出来たが國の財政逼迫の爲、ナーサリースクールは未だ十分な發達をしてゐない。が、財政が十分になれば目覺しい發達をするであらうと思はれる。海を渡つてアメリカでは非常に盛になつてゐる。何といつてもアメリカが幼稚園は最も振つてゐる。一九一六年の統計を見ると園兒の數が五一二九九人の中四八萬餘は公立のものに居て、私立の方には極く僅であるが漸次公立は其收容兒の數が増し、私立の方は非常に減少してゐる狀況を見ると、アメリカでは幼稚園は次第に公共團體の手に移つてゐる傾向が見えるのであります。

二十世紀は兒童の世紀といはれるが、此の消極的の保護事業の方も世界を通じて誠に有望なものだと見られます。の其一つの現はれとして紹介しようと思ひますが、昨年組織された國際教育會議がエチンバラに開かれた時(日本よりは野田大阪高校長出席)同會議は各専門によつて十一の部會に分れ、各種の教育問題が論議されてゐます。其第一は幼稚園問題で就學前の教育について討議されてゐます。(二、小學教育問題、三、中等教育問題、四、青年少年の教育、五、成人教育、六、大學教育、七、師範教育、八、道德、性格教育、九保健衛生の問題、一〇、無學者根絶の運動、一一、國際關係の問題)一々は申上げられないが、其報告書によると、幼稚園教育について總會では左の二ヶ條を決議してゐます。

1 幼年期の教育の極めて大切なことを思ひ、此期に必要な教育については相當の施設をなすこと。

此教育は家庭に於てすると集團に於てするとを問はず、身體、精神共に自由な發達を助け望ましい性格を作ることを目的とする。

2 此教育は幼兒の心身の教養をなす目的の爲に養成せられたる専門の人に任さるべきである。其施設其他の爲には公の費用が出されるのが至當であり、又其教育に關しては各國政府が研究するが相當である。

之を見ても諸君の携はつてゐる幼兒の教育は將來極めて有望だと思はれる。幼稚園教育は確かに日本の教育系統の一部をなすものとするのは遅いことかも知れぬけれども、斯くの如き將來が來るのは、さう遠いことではあるまい。

今回開きました三日の會期は短いけれども提出された問題に慎重の御協議を願ひたい。尙主催者として東京女子高等師範學校の御厚意に感謝すると同時に、最初會員は精々三百以内位と心得てゐたのが實際は殆んど其倍にもなつた盛況で、従つて應接其他に不行届があつて會員諸君に満足を與へない點は御諒承にあづかりたい。(拍手)

祝 辭

東京府知事祝辭

本日茲に全國幼稚園大會を開催し新幼稚園令發布記念祝賀式を行はる寔に時宜に適したる舉と謂ふべし願れば幼稚園に關する規程は今より二十六年前小學校の法令中に附加せられたる儘現今に及びたるものにして今回之が獨立の規定を見るに至りたるは國家教育の爲め慶賀に堪へざる所なり惟ふに幼稚園は幼兒を保育して身體の健全なる發達を助け又漸く醒起せむとする本能の發動を統制し自發的衝動を一定の目的に導き、且つ自然の現象に對して常に新しき興味を與へ觀念を喚起し以て善良なる性情及習慣を涵養せむとするものにして家庭の境遇宜しきを得ば固より格別の施設を要せずと雖も生存競争の激甚なる當今に於ては父母共に家業に忙殺せられ已むを得ず子女の教養を等閑に附するの傾向年と共に加はるを以て幼稚園の任務は益々重要を感ずるに至れり左れば政府は此の時勢の要求に従ひ幼兒教育の制度を確立し入園幼兒の年齢を擴張し保姆の資格と待遇とを高め以て幼稚園教育に一新時代を劃し斯教育の改善を圖らむとす此の時に方り之が普及發達を圖ると共に益々内容の改善を講じ以て新法令の精神を活かさむこと一に當路者と共に實際家の努力に埃つもの多しと謂ふべし冀くは相俱に洋々たる國家將來の爲め彌々斯界の發達に奮勵努力せられむことを敢て所懐を陳て祝辭とす。

大正十五年六月十九日

東京府知事 平塚 廣義

東京市長祝辭

本日幼稚園令發布記念の大會を開かれるに當りまして祝辭を陳べるの機會を與へられました事は私の光榮とする所であります。幼兒教育の事業が國民教育の根底として如何に必要であるかは今更いふまでもない事ではありますが、大都市に於ては特に其緊要なる事を痛感するのであります。歐米諸國に於ては夙に此點に注意をはらひ、既に相當の施設をも見て居つたにも拘らず我國に於ては從來不幸にして甚だ遺憾な状態にあつた事は何人も否むことの出来ない事實であります。然るに政府當局が深く思ひをここに致されよく時勢の進運を察して今回特に獨立の法規として幼稚園令並に其の施行細則を發布せられました事は我國幼兒教育史上特筆すべき一大事實でありまして、これが爲に直接幼兒に與ふる幸福の甚だ大なるべきは勿論、我國民教育上に及ぼす影響の如何に良好なるか推察するに餘りあるのであります。本日帝國教育會外五團體の主催で特に我が東京市に於て此の盛大なる記念大會を開かれました事は、私として衷心の喜びを感ずると共に國家の爲に大に慶賀祝福し且つ六團體關係諸君の御協力によりまし

て保育事業の益々發展いたす様希望する次第であります。

大正十五年六月十九日

東京市長代理 岡田 忠彦

東京女子高等師範學校長祝辭

今回幼稚園令の發布を記念して茲に全國幼稚園大會の開催せられました事は誠に御同慶に存じます。改めて申すまでもなく我國の幼稚園は相當に永き歴史を有し、殊に近年に於て其の發達の氣運著しきものあるに拘はらず、獨立の幼稚園法令を有せなかつたことは久しく遺憾とせるところであつて、私も斯界の諸賢と共に一日も早く其の制定を切望したが、愈々本年四月を以て之れが公布を見るに至りましたことは我國教育のため眞に祝すべき所であります。

抑も幼稚園の事は學齡前兒童教育に關する國民的問題であつて、其發達の如何は國民生活の上に重要な關係を有するものであります。而して新幼稚園令は特に幼稚園の社會的職能を發揮する事に深く意を用ひられてある事は正に現代の要求に適合すると共に、幼稚園は國民生活一般に對して極めて密接なる關係を有するに至つたと稱すべき事と思ひます。故にこれより後社會の切實なる必要に應じて幼稚園

の普及發達亦著しきものあるべきは信じて疑ありません。而かも人間性格の基本を涵養すべき幼兒の教育をして眞に適實なる効果を擧げられるためには保姆その人を得るを以て最も重要な事となすのであります。幼稚園令また意を茲に用ひて保姆の資格向上を以て其大切なる事項とせられたることは洵に意義あるものと申すべく、今後我國幼兒教育の實績が此所に御會合の保姆諸君の力に待つべき處實に大なるものあるを感ずる次第であります。

今や幼稚園の歴史に於て一新時代を制し、私共幼稚園の事に携はるもの益々努力して斯の教育の進歩に盡すべきものと、この大會が我國幼稚園の發祥地たる本校を以て會場とせられたることによつて、特に又感深きを禁じ得ざるのであります。私は此の大會に參列いたすと共に全国各地の幼稚園の諸君を此の會場にお迎へするの光榮を有して一言を述べて祝辭といたします。

大正十五年六月十九日

東京女子高等師範學校長 茨木清次郎

挨拶

本日幼稚園令發布記念全國幼稚園關係者大會の發會式を擧ぐるに當り主催者たる六團體を代表して一

言御挨拶を申し上げますことは私の頗る欣快とするところであります。

惟ふに我が國幼稚園の創始は遠く明治九年東京女子師範學校に端を發したのであるが、其の發達遅々として進まず之に關する法規また見るべきものなく明治三十二年に至りて稍や纏りたる法規が小學校令中に挿入されたのみでありました。

然るに文化の發達世運の進展は愈々益々幼兒教育の重大緊要事たることを認むるに至り、従つて之に對する獨立法規の發布を望むこと切なるものがありました。幸にも我が當局亦茲に見るところあり數年來研究調査の結果こゝに初めて單獨の幼稚園令が公布せられ、その普及改善に意を用ゐられたことは誠に邦家の爲め慶賀至極に存じます。

斯の如く我が幼稚園發達史上に一新時代を劃すべき法令の發布を見、我等六團體は該法令の實施に關しまして研究調査を試みんが爲めに本大會の開催を企てましたが、廣く全國より參加せられた人々は六百に上るの盛況であります。かく多數の御來會を得て盛大なる發會式を舉げますことは、實に主催者として満足に堪へない次第であります。來賓諸賢にも多數の御臨席を辱ふし且つ文部大臣閣下を始め各位の祝辭を賜はり本大會に一段の光彩を添へられ猶ほ懇篤なる御示教を與へられましたことは主催者團體として感激の外ありません。

思ふに幼兒教育の隆替は延て國民教育の盛衰に關する根本問題であると信じます。我等其衝にあたる

もの同心協力其の重責を銘記し國家の意志の存するところを體し幼兒教育の基調たる兒童心理に立脚し
斯道專一の學者と相提携し以て實際教育に努勉し寸毫も過誤のないことを期したいと存じます。聊か無
辭を述べて喜びの情を表し御禮の言葉といたします。

大正十五年六月十九日

主催六團體代表者 文學博士 伯爵 林 博 太 郎

幼稚園功勞者へ感謝狀

○

あなたが明治十六年東京女子師範學校師範科を卒業なされて以來、大正八年功成り各遂げて教育界を
引退せられるまで三十七年の長日月間、あなたは殆ど全く幼兒教育の爲に一身を捧げられ、一方幼稚園
長保姆としてその實務に従事せられ、一方保姆の養成に全力を盡され東京府市の幼稚園教育の爲に多大
の功績を残された事は我々幼兒教育に従事するものゝ深く記憶して忘るゝことの出来ない事實でありま
す。あなたのこの功績に對しては既に帝國教育會並に東京市教育會がこれを認めて表彰して居ますが、

今我々は幼稚園令發布の記念として全國幼稚園大會を開くに當り、あなたのこの功績を看過することが出来ませんのでこゝに再び置時計壹個を贈呈してあなたの功績に對し感謝の微意を表します。

大正十五年六月十九日

幼稚園令發布記念全國幼稚園大會議長

正四位勳三等 文學博士 澤 柳 政 太 郎

田 中 ふ さ 殿

○

明治十四年一月あなたが大阪府立模範幼稚園保姆見習生を拜命せられて以來今日に至るまで、四十六年の長き一意専心幼児教育に身を捧げられたあなたの功績は實に顯著なものであります。この間あなたは孜孜として幼児教育の理論及實際を學習せられてその教育の完備を期し、今日に至るも猶ほ倦む所を知らざるあなたの熱心さは實に全國幼稚園教育者の活模範であります。大正十二年大阪市江戸堀教育會があなたのこの功績を認め壽像を贈つてこれを表彰したのは洵に所以あることであります。本大會は更にあなたの幼稚園教育史上汲却すべからざるこの功績を認め多年の勞苦を慰めんが爲めこゝに置時計一

個を贈呈して聊かの感謝の微意を表し、併せてあなたが長く御健康で益々この教育に貢献せられんことを祈りてやみません。

幼稚園令發布記念全國幼稚園大會議長

正四位勳二等 文學博士 澤 柳 政 太 郎

大阪市江戸堀幼稚園保姆兼園長

膳 眞 規 殿



あなたは明治二十年女子高等師範學校を卒業せられて後明治三十四年始めて幼稚園に奉職せられ、爾來幼児教育に従事せられたこと前後二十四年、神戸幼稚園保姆兼園長たること實に二十一年の久しきに及び、今日猶その職にありて孜々園務に従事せらるゝのみならず更に進んで全國幼稚園教育の爲めに熱心努力せられましたあなたの幼稚園教育に盡された効績は實に顯著なものであります。本大會はあなたの此功績をみとめその勞苦に對して深い感謝の意を致すと共に、猶ほ春秋に富めるあなたが今後此教育の爲めに更に一段の力を盡されん事を希望し茲に置時計一個を贈呈して我々の微衷を披瀝いたします。

大正十五年六月十九日

幼稚園令發布記念全國幼稚園大會議長

正四位勳二等 文學博士 澤 柳 政 太 郎

神戸幼稚園保姆兼園長

望 月 夕 二 殿

謝 辭

膳 ま き 子 君

三人に代りまして御禮を申します。此度全國幼稚園關係者大會を當地に開かれまして私共も其席末に列りかつ又御叮嚀なる感謝狀をいただきましたことを最も光榮に存じます。之に酬ゆるには私共は益々研鑽努力して斯の道の爲に働かせていただくつもりでございます。どうか此上共に御指教を願ひいたします。

議事

第一日

多田房之輔氏司會の下に、午後一時開會。全員君が代合唱、議長の勅語奉讀、續いて議長の開會の辭。(別項)來賓祝辭。(別項)次いで多田氏より「今回幼稚園令の制定公布されたる時、多年斯道の爲盡力されたる方々に對し本會として其巧勞を表彰したい。人選については數回集會し審議して東京一名、大阪一名、神戸一名となつてゐるがそれらは一切、會長を信任して之に一任されたし」との提議。滿場一致相手を以て迎へられ、議長 大會の決議によりまして功勞ある三名の方 膳まさ子君、田中房子君、望月くに君の表彰を致したいと思ひます。

野口氏表彰文朗讀と共に議長より記念品贈呈、終

つて膳まさ子君の謝辭。(別項)次いで關屋普通學務局長の講演。(別項)終つて五分間休憩の後、議事に入る。

議長 (野口氏代理)

最初に聲明書につき御協議を願はうと思ひます。此際、幼兒教育尊重の聲明を本大會の名を以て出したいと思ひます。只今局長のお話にもあつた通り我國今日の教育を達觀すると、小學校教育は外國のに比較して劣らぬ實を上げてゐると思ふが、幼兒教育に至つては殆んど比較にならぬ。ヨーロッパで、最も其數の少いといはれるイタリーに比べても其十分の一にも足らぬ現狀であります。女子師範附屬の幼稚園を廢するといふ事實もありますし、大都市などにてても此方面は兎角繼子扱にされてゐると思ふ。此意味から考へて、内容充實を計るは勿論必要だが、

茲に幼時教育尊重の聲明をなし、天下の聲を高め、尊重の輿論を作るには、極めて適當な時機だと思ふ。原案は出してあるが、字句の訂正等はあるにしても、兎に角、聲明書を出すことは満場一致で賛成されたし。

五〇三番(天門成章氏) 感を同じくする者であるが、之について一々話してゐてはきりが無い。

委員附托にしたい。

議長 委員附托の意見が出ましたが――

四六八番(中村桂堂氏) 一寸はつきりしないが、

聲明書を出すことの可否を委員に附托してきめるのか、又は字句の訂正等を委員に附托するか

どちらでせうか。

五〇三番(天門成章氏) 字句の修正です。

四六八番(中村桂堂氏) それなら賛成です。

(採快の結果、委員附托。委員の指名、數等議長一任となる)。

第一號議案

幼稚園の普及發達せしむる方案如何

しむる方案如何

1. 地方廳に對し幼稚園の設置を獎勵し特に地方の狀況に應じて文部大臣訓令の趣旨に準據し大に社會事業的職能を發揮せしむる事。
2. 大都市(東京、京都、大阪、名古屋、神戸、横濱)に對し入園希望の幼児を收容するに足るべき幼稚園の設置を獎勵すること。
3. 託兒所は其の施設を充分にしなるべく幼稚園の組織を取り幼児保育上遺憾なきを期すること。
4. 道府縣女子師範學校には必ず附屬幼稚園を設置するやう師範學校規程を改正すること。
5. 幼稚園の設置は當分の間成るべく簡易にし漸

次その設備を完成して幼稚園令並に同令施行規則の示す所に適合せしむること。

6. 私立幼稚園には市町村をして補助金を支出せしむる規定を設けること。

7. 府縣當局は幼稚園の設置保姆の養成保姆檢定等の處理に關しては學事關係官吏に於て出來得る限の便宜を與へ幼稚園教育の助長發達を圖ること。

8. 一般社界に幼兒教育の精神を普及せしむる爲左の方法を取ること。

(1) 幼稚園關係者は講演會展覽會等を開催して父兄其の他一般社界をして幼兒教育の必要を熟知せしむること。

(2) 幼稚園又は保育協會等は幼兒愛護デーの如き適當なる方法により幼兒教育の必要を宣傳すること。

(3) 幼稚園の保姆並にその關係者はなるべく各

附記

種教育團體に加盟し一般教育者をして幼兒教育を了解せしめその振興に努むること。
(4) 本會の名を以て各種教育團體に今後大に幼稚園教育を重じこれが普及擴張に盡力せらるるやう交渉すること。

八項第二號の幼兒愛護デーは本年十一月幼稚園創立紀念を以て全國一齊に舉行することを希望する。

説明(田中三郎氏) 此案の提出には他に原案調査委員がありますが、私が代つて申し上げます。案の根據は今回幼稚園令の改正を見ても、大臣の訓令を見ても、わかることだし、又幸ひ本席では更に徹底的に先刻お話をきいたので、私のいふことは殆んどつきてゐる。且つ本席に出席された方々はどなたも多年希望してゐた事で、之について、私が説明役を仰せつかつても甚だ

心苦しい位であります。

即ち本案の精神とする所は現状のまゝでは不十分であるといふのである。昨年の調べで公私合せて九三三といふ数は極めて少い。園児の数も漸く八萬を數へるのみである。誠に大海の粟粒とでも申しますか、全く吾々の考からすれば問題ではない。其普及發達は我れ人共に望む所である。

私の信ずる所では幼稚園教育は國民教育から申しても、國民の體質から申しましても國家的に大事な事である。義務年限延長も來年は實現されさうな時、其徹底は幼兒教育に俟つ者が多いと思ふ。或は之は下への年限延長だとも見られる。(以下原案の各項について説明—略)

議長 議事は普通の議事規則によりまとめた方が都合がよいと思ひます。一讀會、二讀會三讀會の順を経てやることにします。

一三三番(相川勝太郎氏) 甚だ結構な案だが、決議したゞけでは何にもなるまいと思ふ。又中には大分本會として權限違ひの點がないでもない様だが、中でも、一、二、四、五、六、七項などは建議でもするつもりですか。

田中氏 實行を期してゐるので、御希望によつては建議もいたします。

二九一番(西茂太郎氏) 可とか否とかをきめる性質のものではあるまい。よく慎重に協議して意見をまとめねばなるまいから委員でも設けてやらねば實際があるまい。

四一七番(梅良造氏) 一、二、三項は極めて結構で、同意見だが、この幼兒教育機關を設置するについて各種團體——愛國婦人會、赤十字社等——について話し合はせては見なかつたか。

田中氏 さういふ方面の幼稚園設置は從來の通り自由にやつてもらふつもりである。市町等に義

務的にやるがいゝのだが財政が許さぬものだから。

四一七番(梅良造氏) いや私の問ふのは、自由團體に設置の勧誘することは話に上らなかつたといふことだ。

田中氏 それについては話合せはなかつた。

二九一番(西茂太郎) 大體に於て原案賛成である調査委員にまとめることを賛成されたし。

三六八番(足立由三郎氏) 私立幼稚園に市町村から補助を出す様にとの案だが、名古屋市では現在出してゐる。本案は出してゐないことを前提として提出されたものか。又出すにすれば年額の幾分の幾つを出すといふ風にきめるのか。

田中氏 強ち出してゐないといふ前提からではありませぬ。名古屋市で出してゐるのなどは實に結構なことである。尙、支出の率を定めるなどの考もない。一般的に考へたものである。

一三三番(相川勝太氏) 細かい點だけれども私にはわからんのでたづねますが、第一項の……：

文部大臣訓令の趣旨に準據し大いに社會事業的職能を發揮せしむる事といふのは一體どういふ意味で、發揮せしめるは何へかかつてゐるのかも一度説明してほしい。

田中氏 子女の教育に心を専らにする能はざる時益々幼稚園教育は必要になつて来る。父母共に勞働に服する時にはどうしても其子供の保育をしてやる幼稚園がなくてはならぬ。そんな方面から生れたものである。

一三三番(相川勝太郎氏) 私のおたづねはそんな方面ではない。此文から眺めると地方廳に要求するの、幼稚園に要求するの、文の意味が不鮮明である。

田中氏 地方長官を通して獎勵してほしいといふのです。現在の狀況にあつては文部大臣の訓令

も不徹底だから法の上でやつてほしいのである。社會事業的職能については、入園させたくても要求に應じ得ないことがあるので、そんな點につき……

相川氏 露骨に申すと入園の希望者に費用のかゝらぬ様に入園出来る様にするのを、勧誘する様に地方廳を働かせるといふのですか。

田中氏 保育料其他費用の點も十分考慮して……(發言中、相川氏、もうわかりましたとの言葉あり。)

四四〇番(竹内十太郎氏) 普及と發達とは關係の深いものである。施行規則三條の規定も必要なことと思ふが、これでは實際家が困りはせぬかと思ふ。此點については文部當局の意見もききたい。又本案作成の時それが議に上らなかつたかどうか、それも併せて承りたし。

田中氏 人數も少く、組も少いのを希望するので

す。通園の上からも、小園の散在することが望ましい。しかし實際を考へると集中主義にならねばなるまい。文部省の方でも特別の事情のある時は二〇〇人を認めてゐる様だが、其點では文部省の方からお話がありませう。文部省の清水福市氏登壇。

清水福市氏 人數につきましては一二〇人を超えてはならぬ。特別事情のある時は二〇〇人としても二〇一人になつてはいかぬといふ様なことはない。之はかくあらねばならぬといふ根據はない。舊令でも此數であつた。實は少い程効果がるのであつて、只今の御發言が、人數を多くしてほしいといふのであつたら初耳である。約二〇〇人とか約四十人としてゐる。約といふ字などを妙用されたら極めて妙であらうと思はれる。

二三四番(矢野靜二郎氏) 提案の説明も聞いたし

文部當局の意見も述べられたしするから、進
上委員を設けて具體的な成案を得たい。委員の
數等は議長に任せるとして委員は私立の方から
も上げてもらふことを希望としてそへておきま
す。

六二三番 現在無資格者が相當に多い様だが、保
姆の檢定につきて何か具體案をもつてゐるか又
高等女學校を卒業して一年の經驗ある者に資格
をくれるといふことは實際に困難がありはせぬ
かと思ふが、當局の此點の意向をきいたし、

田中氏 當局といはれると工合がわるいが、提案
者として説明します。之は現在及び將來の爲に
希望するもので、此際特に此れに便宜を與へて
ほしいといふのは先程のお話でわかると思ふ。
公私共に無資格者が多いので、吾々は將來實力
あるものを養成したいと思つてゐる。施行規則
を見ても親切な態度はわかつてゐる。從來多年

の功勞ある者を有資格者に直さうとする精神は
よくわかつてゐる。だから、審査の時多少どう
かといふことがあつても、出來るだけ善意に扱
つてほしいといふのである。具體案といふ程の
ものもつてゐない。

五〇四番(高田龜市氏) 皆結構だが、中で四項は
之を案として眺めるだけでは何等効果はあるま
いと思ふが、之は如何であるか。

田中氏 作成する時、或物は建議案にし或物は社
會に宣傳するとして別々にしてはとの意見もあ
つたが、議題が餘りに多くなるので一括したも
ので、實行に關しては十分に方法を考究してい
たゞきたい。

二〇三番(岩内誠一氏) 案の精神は結構だが實際
的功勞を心配してゐた。が、今のお話で了解す
ることが出來た。建議なり、宣傳なり、之はす
べて議長の取計ひに任してはどうか、本案に對

して反對意見はあるまいと思ふが、

議長 本案を二讀會に移す前に委員に附托して審議さすか、直に二讀會に移して逐條審議するか決をとりませう。

二九一番(西茂太郎氏) 意見を述べさしてほしい。逐條にやつては時間をとるのみだと思ふ。

三二七番(中川四一氏) 二讀會に移すのかどうか明瞭にしていたじきたい。

二九一番(西茂太郎氏) 委員附托賛成。意見を述べてよろしいか。

議長 まだです。決をとります。

委員附託説少數にて否決。

第一號 議案二讀會

二九一番(西茂太郎氏) 本案には普及については意見を拂つてゐるが發達の方面には何等心を用ひてないやうだ。進歩發達と普及發達とは意味

が反對することがある。普及の爲に設備等を簡單にする爲却つてその發達を妨げることがある發達につきては、第二號議案でも出るだらうとは思ふが、實は私も緊急動議を出すつもりでゐた。も少し内容改善をはかり設備を完全にしなければ却つて粗製濫造になるかもしれぬ。當局の度量には賛成するがもつと活眼を開いてやつてほしい。當局に於て調査研究なども力を入れてやつてほしい。外國がどうかうだといふけれども、吾々は其事情も知らない。小學教育と幼稚園教育とは關係が深いとは知つてゐるが、其根柢の理論はくはしくは吾々は知らない。女の視學をおいてもらふ希望もある。そして保姆を丁寧親切に指導してほしい。今日の視學は盲目同然だ。も少し眼のあいた視學をおきたい。

議長 もう既に豫定の四時にもなりましたが、御意見のある方は出していただきたい。

二〇三番(岩内誠一氏) 議長に於て適當に取計つては如何か。

六二三番 ゆつくり考へたがいと思ふ。今日いかねば明日も明後日もある。委員附托にして研究してもよい。

議長 委員附托は只今消滅してゐます。

二九一番(西茂太郎氏) たとひ一讀會で敗れても二讀會で又委員附托説が成立すれば之を採用せねばならぬ。あまり議長は潜越である。

三五番(沼田藤次氏) 範圍も廣いので、中には建議案にしたがいゝものがあるかも知れぬ。少數で審議しては如何か。委員附托説が一讀會で敗れたとしても何等かの方法は講せられぬか。

議長 決をとつて見たいと思ひます。

(委員附托説 少數)
(議長一任説 少數)
いづれも成立しない。それでは議事を繼續してゆきます。

一三三番(相川勝太郎氏) 第一條を削除したい。地方廳に獎勵するといふも變だし、もし必要ならば第二條に書き加へればよい。

二九九番(西川修氏) 會の形勢を見まして本日之を決議することは穩當でない。委員を設けて審議するも一つの方法だし、全部徹廢して集つた者でやり直すのも一法である。今決議するのは尙早である。一號案は、將來實施する上に最重要なるものである。之で本日は解散することにして、明日に延ばすことにしたい。

議長 明日に延ばすことに賛成者がある様だが此の採決をいたします。

(多數にて明日に延ばす)

聲明書の調査委員指名

五、七、八、二九、二〇三、二四四、二六六、
二八三、三三七、三六九、三八八、四二四、四
五八、五〇三、四六八、以上

第二日

(午前九時三十分開會。議事に入る前に歌舞伎座観劇のことについて委員より説明あり)

第一號 議案第二讀會(續)

二九九番(西川修氏) 希望を述べたいと思ふが許していただけるでせうか。

議長 一號案に直接關係がなければ、他の機會に發言を願ひたい。

三三六番(森島順之助氏) 第四項に師範學校規程を改正する様とあるが、女子師範に幼稚園を設けて研究された處で、只今の規程では卒業後義務年限を終つてからでなければ幼稚園にはいられない。先年、奈良の養成所を出て來た者の奉職について義務年限内だからとて他府縣へ出すことはならぬといはれたことがある。で、師範學校令の中に、希望によつては卒業後直に幼稚園に入ること

を得るといふ條項を加へたい。これら字句の訂正はそちらで適當に扱つてほしい。

四六八番(中村桂堂氏) 一項から八項迄をそれど、文部省なり地方長官なりに申して適當の處置をとることにしたい。建議なり何なり各條項に渡つての取扱は議長に一任したし。

二三四番(矢野靜二郎氏) 字句の點から、議題が適當でないと思ふ。一項から八項迄を見るに議題にそふかどうかわからぬ。第一項などでも地方廳に獎勵するなど、はたして妥當であらうか字句の訂正を要すと思はれるが之は議長に一任して進行させたい。

五番(田中三郎氏) 至極尤もだと思はれるが之は文部省からいへば獎勵で、本會からいふならば自然かはつて來るだらう。

二九一番(西茂太郎氏) 調査委員附托といふことは出來ないか。

議長 ないことになつて二讀會に入つてゐるから
出來ない。

二九一番(西茂太郎氏) 第八項の一般社界とある
が普通の社會と趣が違ふのか。(議長—まちがひ
です) 又議題は普及發達せしむる方案といふの
であるに拘らず、普及の方面のみで、發達の方
には及んでゐない。こんな杜撰なものに任せる
よりは委員に調査せしめることがよいと思ふ。
普及の點はわかるが、發達の具體案を御説明を
願ひます。

五番(田中氏) 一つには、幼稚園そのものを普及
せしめる意味あひの發達をも含んでゐる。内容
については第二號案に保姆の養成の件も考へて
ゐる。内容發達を希望することも吾々も同じだ
が、こゝでは主に、設置の普及發達を考へたも
のである。

二五六番(布村ヨシ氏) 一方からいへば新令は有難

いものだが一方、幼稚園の仕事をしてゐるとい
はれる託兒所の事などは含まれてゐない七項の
檢定等の點で、託兒所の方も考へて貰ひたい。

四番(多田房之輔氏) 委員の一人として七項につ
いて説明します。託兒所のみならず、今度の新
令は私立幼稚園については一體どこが有難いか
とも思はれる。私立幼稚園や託兒所については
穩かでないと思ふ。幼稚園設立の出願に對して
果して官吏は親切にやつてゐるのか、まるで警
官の態度ではないか。殊に保姆は幼稚園の死活
を制する問題であるが、其檢定についても、當
局では大いに嚴格にやらねばいかんといつてゐ
る。檢定は願ひ得るといふのであつて、何も特
別に資格をくれるといふのではない。託兒所に
限らず、幼稚園でも資格は得られぬは同じこと
だ。只今の御心配も十分力はつくしてみるが、
此種の御希望を述べていたゞけば十分に盡力は

してみようと思つてゐる。別に私立の方のみで集つてみてもよいかとも思ふ。

二一〇番(赤澤元道氏) 私も私立幼稚園の數十のものに關係してゐるが、其幼稚園にのみ適用される保姆として地方長官で認められてゐた者が新令では資格を失つて來ることになる。これは或點では發達を阻害する者があると思ふ。そして其檢定の取扱ひなどでも随分地方によつて雜多であるが之を萬遍なく不公平をなくする様文部省に建議してほしい。私立の人々の會をおこすことには私は大賛成である。

番外(倉橋惣三氏) 只今お話のありましたことは私立幼稚園と託兒所との二つだと思ふ。私立幼稚園の問題については、法令の解釋上何ら問題はない筈で、只今の様なことが法令の上にあつたら明かな誤りで、新令にはそんなことはない筈である。若しありとすれば大いに力をつくさな

ければならぬ。

七項については、高女卒業者で一ケ年幼稚園に在職した者從來保姆の資格ある者で三ケ年在職した者には皆保姆の資格を與へることになつてゐて、當局の意見をきけば、實際の經驗を餘程重んじてゐるので、其幼稚園に對しては監督官廳で適當の判定を下すことになつてゐる。其際、監督官廳の態度は大切なことと思ふが、しかし法令上、公立私立で寛嚴ある様では國家として甚だ不合理である。若し私立なる故に如何といふことがありましたら全國幼稚園關係者は諒解し合つて力を協せて大いに其の不合理を鳴らしたい。如何に公立でも内容不充實で、奉職の態度もいけないならば資格を與へることは反對である。私立なるが故に如何によくても資格を與へぬとは大問題である。法文上、私立幼稚園のことは何ら問題はないと思ふ。

託兒所のことは何ら法令に基いてゐない。少くとも文部省の管轄内におかれることは今迄なかつたので、法令上、託兒所のことを今度入れなかつたのは當然の理路である。若し之を入れるとすれば、從來何ら法令になかつたもので、其定義も出來てゐぬので、直に之を法令に入れ得ないことは承知されたい。しかし事實は内容實質に於て幼兒教育の仕事をしてゐることは大なるものがあつて、又新令によつて其効果を上げることも益々大なるものがあると思ふ。

託兒所の方は今日は措いて、幼稚園の方からいふと、よい保母を澤山に得ることを望んでゐるのであつて、單に氣の毒なるが故に同情的に免許狀を與へるといふ感情的の見解はとらぬ。けれども只今はよき保母を多數作りたい時なるが故に、現に内容の同一なる託免所があるとすれば、そこにゐる人をも何とかしたいと思つて

ゐる。幼稚園保母になる資格ある人が託兒所にゐるとすれば、本人は望まずともこちらから積極的に資格をとつて置いて貰ふ様にしたいと思つてゐる。之は託兒所からの依頼からでもなく同情といふ様な失禮な見解からでもなく、國家の問題として考へたのである。處で本案を出すことは考へ迷つた末であつて、若し託兒所を入れるとすれば、法令上非常に遺憾な點があるので入れぬことにしたものである。

二六七番(石野喜十郎氏) 色々お話を承りましたが、從來の保母なりし者が三年經過すれば資格を得るといふのは明かに既得權をとることだと思ふ。從來得てゐた保母の職を奪ふは虐待ではないか。全く氣の毒である。今日の所止むを得ないといへばそれまでだが、檢定を願ふにしても戸籍謄本や身分證明書など入用で、戸籍もさう簡潔にはゆかぬし、身分證明など願つても、之

を警察へ廻してそれから復命して来るのである。市長の監督の下にある幼稚園保姆の身分證明をとるに警察署の力を借りるなど、一體便利をはかるといつてもどこが程度だらう。身分證明など原簿があつて昨日迄直接監督してゐたのでわかりきつてゐるものだ、一切そんなものは不用とする様文部省へたのみたし。

五〇四番(高田龜市氏) 煩雜をさけて、一項一項如何にするかをきめようではないか。

二九一番(西茂太郎氏) 一視同仁とのお話が、あつたが法を活かすも殺すも地方長官の手の中にあること故、よく其心がわかる様、も一度地方長官に訓令を出してもらふ様にしたい。我々が歸つて此の會の決議を話した所で、地方長官は自己の権利でやるんだといへばそれ迄だから、其の意のある所を徹底せしめる様にしたい。

七八番(稻垣實秀氏) 單に手續を履まないといふ

だけで資格ある者が無資格者になるのは餘り同情がなさすぎる。いつまでにやるのか、如何にするのかその取り扱ひ方等もしらしてほしい。五月十二日となつてゐる様だがその通知なども少し親切に知らしてもらひたい。そんな手續などがわからなかつた爲に、無資格者とするのは今迄の功勞を無視したものである。それらの指導を丁寧にして下さることを望む。

四番(多田房之輔氏) 倉橋氏の明快なるお話と各位の御意見で、私の意見と一致してゐると思ふ七項は重大なもの故之からとりはなして保姆の養成などは別に決議案を作らう。そして場合によつては當局に具申してもよろしい。

五二三番(和田辨瑞氏) 七項については特別委員を擧げて文部大臣を訪ひ決議をつきつけて反省さす様にしたい。

議長 御承知の如く、教育問題については建議は

山の如くあるが一々が実績を上げてゐるとはいはれない。決議と建議とはさう大して違はない建議でもそのまゝになることもあり、又此處で決議したもので、新聞や雑誌等にも出るし、

我々も諸君も大いに輿論の喚起に努めるし、當局も亦之を考慮してくれることは同じことだ。

新聞雑誌によるのみでなく、各府縣當局へも之を申し込み、實行になる様に盡力されたい。四六八番に相談しますが、各條項建議なり何なりするといふのは、各項につき一々この席できめるのですか。

四六八番(中村桂堂氏) 可然議長の手でまとめられたし。

議長 格別修正の意見もないと思ふが、一項より八項を、それ〴〵文部省なり地方廳なりへ申告するとして賛成の方は舉手を願ひます。(多數にて決す)

(三讀會に入り異議なく可決。字句の訂正等は大會の委員に一任のこと。)

第二號議案

保姆養成及び修養の方案

一、女子師範學校に於ける保育に關する教育を充實すること。

二、女子師範學校に保育の研究及び實習に資するため附屬幼稚園を必設するやう師範學校令を改正すること。

三、各府縣に高等女學校卒業を入學資格とする保姆養成機關を設けること。

(イ) 其の年限は一ケ年とす。

(ロ) 學科目は修身、教育(教育學、兒童心理、低學年教授法、及管理法大意、保育(保育法、育兒法、保育項目に關する事項の實際) 圖畫、

手工、音樂、遊戲、理科、衛生、社會事業
大意等、

(ハ) 保育實習を十分に行ふこと。

四、女子高等師範學校の保育科を擴張し、更に研究科を設けること。

五、高等女學校の高等科の教科内容を、幼稚園令施行規則第十條第三項に合するやうすること。

六、各府縣に於て定期的に保姆講習會を開催すること。

七、各府縣に於て速に保姆檢定講習會を開催すること。

説明(土川五郎氏)

新幼稚園令の趣旨と文相の訓辭とに考へて保姆の補充並に内容充實が必要である。又正教員と同等の資格になつた點から考へると保姆の修養は今日以上に必要であらう。之が本案を出した理由である。第一項については、女子師範卒業

者は保姆になることになつたが、實際を見ると保育といふ科目もあるにはあるがほんの二、三頁であつて保育の知識は殆んど皆無といつてよろしい。だから向後保育を教育科の中で十分にしたいといふのである。二項に對しては、各校に必設しなければ効果は上げ得ない。之によつて各府縣の保育の聲を高め實習を十分ならしめ各府縣幼稚園事業の中心をなす様にしたい。三項各府縣の需要を充す爲に之も設立したい。

(ロ)の遊戲といふのは體操遊戲のことである。

四項、現在東京は二五名、奈良は三七名を收容するにすぎぬが、將來は益々發達する爲に其必要は加はると共に、更に進んで一層の研究を望む者があるべき筈だから、進んで研究科をおく必要を認める、第五項については東京市に其例がある。高等女學校の高等科に於て、實際は音樂を課してゐるのに、規則の上で音樂を缺いて

ゐることになつてゐる爲、保姆の資格を得ることが出来なかつたが、かゝることは各府縣にも相當に多い事と思ふ故一項を設けたのである。

六項の講習會は、保育會などのある府縣はいゝが之のない所では修養機關がないのだから、小學校教師が、縣や郡の主催で開いてゐる様に、將來之は益々必要さを増すことと思はれる。七項に關しては、免許状を待てまた一年しかやらぬ人や高女を出て見習をやつた人等の爲に府縣で講習會を開いて出来るだけ時間等も輕減してやる様にした。

二九一番(西茂太郎) 講習會では文部省でもやつてゐるが、公立に限らず私立の爲にもやつてほしい。昨年、返信料を添へて聞き合せてみたが、期日後であつた爲か、返事もくれなかつたが、もう少し親切にしたい。養成修養などについては單に技術の方面のみでなしに内容を

十分に考慮せられたし。尙、資格は向上して本科正教員となつたが、待遇の方は専科正教員である。各位の修養努力が足らぬ爲かも知れぬが大いに指導を仰いで努力して待遇の方も本科正教員と同等にしてほしい。

二〇三番(岩内誠一氏) 1、三項の(イ)の修養年限を一ケ年と定めたい。京都では二ケ年修了でやつてゐるが、之でも時日が少いといつてゐる位である。2、此處に羅列された方案を如何にして實行する考か、この二點につきてきたし。

番外(土川五郎氏) 保姆養成所は一ケ年の處も二ケ年の處もあつて外國では主として二ケ年制である様だが、此には二つの考ふべき點がある。即ち二年でも三年でも勿論完きを期することは出来ぬのだが、一面、成るべく早くして、要求に應じて行く事を考へねばならぬ。だから、一ケ年でこの學科と保育の實際をやつてゆかうと

したものである。この點については文部省に建議すべき性質のものも、各府縣に依頼すべきものもある筈だから御協定に預りたい。

三二七番(中川四一氏) 五項の高等科ではなしに高學年ではないか、高等科では音楽もやつてゐる筈だが、

番外(土川五郎氏) 東京であつた例は高等科であります。兎に角施行規則と合致する様にありたいといふのです。

二六七番(石野喜十部氏) 師範を卒業すると義務年限がありますが、幼稚園の方から希望すれば新卒業生を廻してくれるものでありませうか。又若し出來るとすれば、俸給は専科正教員なみだから、廻して來ようとしても本人が來ないではあるまいか。

番外(土川五郎氏) 保姆となり得ることになつてゐるから、保姆になつて將來やる時に實際の知

識と技能がなくては困る。又國民教育をやるのに、之は知つておく必要のあることである。廻すか廻さぬかは之は知事の考にあることかどうかともいへない。

二九一番(西茂太郎氏) 第四項、保育科擴張について、從來一般の聲として保育科を出た人は學理の方はいゝが實際の點がいかぬときいてゐたがどれ位の程度で擴張するのか、内容を伺へれば結構である。尙研究科についても其の程度の一斑を知りたい。

番外(土川五郎氏) 詳細なる具體案をもつてゐるといふのではない。年限は一年やつた上更に研究科で一年といふので、別に理窟はない。更に深く研究し、他にも必要なものがあらばもつと研究しようといふのである。

五〇一番(東仁彦氏) 三項にて、多數の學科を一ケ年にやること故、各學科目については凡そ時

間をきめておいては如何か。

番外(土川五郎氏) 時間については具體的の案をもつてゐません。各學科の輕重に應じて參酌するつもりであります。

議長 意見を述べてよからうと思ひます。一讀會だから大體の意見を、

五二三番(和田辨瑞氏) 檢定講習は定期にやるのか、臨時にやるのか。

番外(土川五郎氏) 定期に成るべく速かにです。

議長 二讀會に移してよろしいか。

三一二番(清水谷善照氏) すべて至極御尤もに思はれる。讀會省略で、提案者に一任されたい。

(採決の結果、異議なく原案通り可決)

第三號議案

幼稚園保姆ノ恩給並ニ 年功加俸ニ關スル件

東京市保育會提出

提出理由

從來幼稚園保姆ノ免許狀ノミヲ有シ居ル保姆ハ恩給法ニヨリテ準敎職員トシテ恩給ノ權利ヲ與ヘラレ居リシモ同法附則第九十九條ノ爲ニセシノ權利カ一時停止セラレ居ルモ是等ノ人々ハ數十年來熱心ニ保育ノ爲ニ從事シ今日功成リ名遂ケテ今ヤ其職ヲ勇退セントスル者ナキニアラス、此度幼稚園令發布セラレテ夫等ノ保姆モ小學校敎員ト共ニ恩給ノ特典ニ浴セントスルニ至リシモ今後更ニ滿十五年モ其ノ職ニアル事ハ到底望ミ得ルモノニアラス、就イテハ斯ル功勞者ニ對シテハ何等カノ方法ニヨリテ優遇スルノ必要ヲ認ム

又從來公立ノ幼稚園ノ保姆ニハ年功加俸ノ制度ナシ、コレハ小學校若シクハ中等學校ノ教員ト比較シテ甚タ不權衡ト認ムルカ故ニ幸ヒ此度幼稚園令カ公布セラレタル機會ニ於テ新ニ幼稚園保姆ノ年功加俸ヲ制定セラル、コトハ最モ適當ノ處置ト信ス、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ其ノ方法トシテハ我々ハ左記ノ方法ヲ採ルヲ至當ナリト認ム

第一項

此ノ種ノ保姆ノ恩給受得ノ權利ヲ適當ナル年數タケ以前ニ遡ラシメ得ル勅令ヲ制定セラレタキコト若シ前條ノ勅令制定カ不可能ナル場合ニハ其ノ功勞顯著ナルモノニ限り當該幼稚園設立者ニ於テ該保姆ノ受得スヘキ一時恩給ノ額ニ相當スル勤勞給與ヲ當該設立者ヨリ支給スヘキコトヲ訓令若シクハ通牒ヲ發スルコト

第二項

幼稚園保姆ノ年功加俸ニ關シテハ新ニ幼稚園々長並ニ保姆ノ年功加俸令ヲ制定セラレ其ノ加俸率ハ公立學校ノ職員ノ年功加俸率ニ準セラレンコトヲ望ム

右二項ノ實現ノ方法ハ總テ之ヲ全國聯合保育會ニ委託スルコト

全國聯合保育會ハ右實現ノ一手段トシテ此ノ種ノ保姆ノ經歷年齡人員等ヲ調査スルコト

各幼稚園ハ之ニ對シテ十分ノ援助ヲ與フルコト

説明(小川圓次郎氏) 幼稚園令が發布されました

保姆も小學校の教員と同じく恩給を受くることになつた、恩給は全部の者がうけるものだが、從來保姆の免許状をもつてゐる者には功成り名遂げて去らんとしても僅かの年數で其の恩典に浴さぬ者が多い。何十年の間を心身を捧げて働いた人であるし、其人々に限つて多くは子を亡くしたり、夫を亡くしたとかの境遇の者が多く、

眞に自分の子供に對するが如き態度でやつたもので、かゝる者にこそ恩給を與へて貰ひたいと思ふ。それが出来なければ一時恩給でも與へる様にしたいたいと思つて提出したものである。次に保母の年功加俸につきては今に何もきまつてゐないが、公立學校職員と同額の加俸を與へる様今日茲で決議していただきたい。處理としては各保母の年齢其他は各會で手數をとり全國聯合保育會に於て盡力することにした。

四四二番(萩行密岩氏) 極めてよいことだが公立の方のみであつて、私立の方には關係がないのか。

四番(多田房之輔氏) 私も四十年來私立をやつてゐるのだが、只今の様なことは少し遠慮して貰ひたい。獨り幼稚園のみならず、小學校でも中學校でも私立では恩給は與へられてゐない。私立であつても成蹊など公立以上にいつてゐる所

もある。之は私立の名にもかゝはると思ふので少し遠慮したらと思ふ。

二九九番(西川修氏) 何人も異議なきものと信ずる。それにつきて希望として之に附け加へたい。私立に對する恩給は今日、制定の當初に於て之を定めることは中學校高等學校に先鞭をつけることであつて何も不都合はない。年功加俸はいきにくからうが、恩給は自分らが出した金を退職の時貰ふのだから、私立の者もその通りやれば何も遠慮はいらぬわけである。幸に私の希望を容れて下さるならば、大なる貢獻あるものと思ふ。

四二四番(杉山政治氏) 私も恩給令については公私差別なき様盡力下さる事を願ひます。數から比較しても私立のものは大多數で、國家への功には違ひはない。恩給法がなくなれば、よい保母を得るにもよく、實績も自然上つてくること

と思ふ。公立から私立へ移る時に権利が消滅することもなく私立から公立へ行く時に私立にわたる間を除く必要もない。公私の別のなき様に願ひたい。

四六八番(中村桂堂氏) 無條件に承諾する。讀書省略、即決にしたい。

三六八番(足立由三郎氏) 私も私立組だが、私立も公立も、其功に於ては皆同じだ。此際、全部にやることにしてほしい。

三七七番(石田馥氏) 私も私立である。成程公私の別はないが、今日之を議したとて何にもなるまい。故に我々は此聲を大にする爲に、原案賛成を望む

二三四番(矢野静二郎氏) 私は滿腔の賛意を捧げます。先づ恩給については、資格向上の爲失脚する方もあるが其點は特別の道も開かれてゐるにも拘らず、恩給法にのみこれがないのは誠に

遺憾である。此意味に於て賛成です。年功加俸については非常な疑ももつてゐるが、教育保育も同じことだとすれば之も勿論與ふべきである。尙特に考ふべきは、俸給が専科正教員としてであるから恩給法になるとその間に遺憾な點があると思ふ。小學校教師と同じくしたいと思ふ。

三四五番(志賀清光氏) 私は私立の一人であるが此問題は公立として可決すれば、又我々私立の經營者は之以上のことをやらねばならぬと考へてゐる。公立で成立させてくれることは結局私立の爲にも一段の進運を來すわけである。無條件即決を望む。

三六八番(足立由三郎氏) 既に之は十數年來の問題でこま／＼いふことはいらぬが、只年功加俸の額について、公立學校の方は九年十月二十八日制定の新令によるもので額が多いが、市町村立小學校のものは明治三三年三月三十一日制定

のもので支給されてゐるので少額である。だから大正九年の新令による支給をする様どこ迄も御盡力を願ひたい。

番外 小川圓次郎氏) 年功加俸の額について色々お話がありますが、保母が専科正教員と同一待遇だといふのは誠に遺憾である。此問題はどこから出ることと思ふが、幼稚園教育は一家の工事に比べると低層、地下工事であつてそれから推せば、中等学校以上の額にするが至當かも知れぬ。

議長 採決します。二九九番の意見は希望であつたか修正意見であつたか明かにしておきたい。

二九九番(西川修氏) 改めて修正意見とします。

(採決の結果、私立にも及ぼしたいとの意見は少數にて否決。二讀會三讀會終りて直に議長の指名にて二九九番、希望を述べる)

西川修氏 幼稚園制定に當り今回、帝國教育會外

五團體が本會をお開き下さつたことを感謝します。殊に昨日三人の方が其功勞を表彰されたことは本會として、斯の道の爲として非常に嬉しいことで、一同に感謝する所であります。此に於て、一將功成つて萬官枯るといふではないが幼稚園教育の起つた始めのときけば、随分苦しみつゝ開拓してくれた先輩がある。始め幼稚園はキシシタンの行だといはれてゐたときいてゐる。大阪の偉人豊田文三郎氏などが、幼稚園を一般に宣傳せんが爲に京都の博覽會に幼稚園を出して人々に示したといふこともきいた。幼表面の令制定された今日、當初のことを考へると隨分吾々の先輩は悲惨な境遇を通つてゐると思ふ。當年の人々にして今は既に物故せる人もあらうし、又職を退いてゐる方もあらうと思ふ。かゝる人々を吾々が調査して功勞を謝し又墓前に此園令制定を報告するが當然ではないかと思ふ相

當調査委員を設けて表彰されたい。

次に我々の仕事は天職から申し、道の爲から申し、教育と何等やることはちがはない。だから諸君がいてくれるならば、幼稚園保母も奏任待遇になり得る様にしてほしい。

議長 只今のお話は至極御尤もと思ひますが之はいくらかの賛成者を得て、動議として出して下されば本會より會場にはかり得るが今日のでは單なる希望と見るより外に仕方がありません。

多田氏祝電の披露あり。晝食。

小西信人先生の祝歌

幼な子と思ひかけきや五十年の

人のさかりを今日祝ふとは

幼な子の守せし昔忘れられ

今日の祝に來よとのうれしさ

(午後一時開會)

研究發表「幼兒人物畫の發達」神戸市幼稚園 松

永とき子君(別項)「大阪市に於ける幼稚園の沿革」
 江戸堀幼稚園長 膳まき子君(別項)及び講演 幼稚園令の實際的問題」東京女高師教授倉橋惣三君(別項)あり。十分間休憩の後、野口氏議長として議事に入る。

聲明書協議

調査委員長(村田次郎氏)報告

十五名の者が今朝七時半から集合して慎重審議をとげました。我々が幼兒教育に關する主張、又如何に社會が之を今日要望してゐるかを書き重ねて、幼稚園令の制定された今日、吾々は益々内容改善に努むると共に一面社會の人々にも其意志を徹底せしめ相俟つて吾々の宣言にしようとした。

朗讀(別項)

六三五番(足立唯一郎氏)即決可決を望む。

(採決の結果異議なく可決)

緊急動議

一 保母の功勞者に奏任待遇並に叙勳の恩典(小學校教員同様の待遇)に接せしむる途を講ずること

二 本會に於て幼稚園關係の功勞者を表彰せんが爲調査すること

へん

提出者 西川 修

(説明略す)賛成者 山崎ときの外八名

六三五番(足立唯一郎氏) 其儘御採用になつてよ
からうと思ひます。

三六八番 足立由三郎氏) 既に明治二十五年に叙

勳になつたことがあると思ふが、

西川修氏 叙勳のあつたことは仄かにきいてゐたが未だ一般にはきかぬことである。その先生は小學校の先生であつて小學校の施行規則によつてなつたではないか、今日迄のと將來のとは大分趣も違つて來るので、將來の者について小學校教師と同じ待遇をしたいのである。

又私は私立の者にも恩給を及したいとの意見を出したが午前の會で少數で敗れた。私は現に公立にあるのでその恩典はうけてゐるが私立の者には何にもない。それを考へると何とか恩惠をうけさす方法を講せねばならぬと思ふ。叙勳や恩給を一般にするといふのはその考からである。今日の法律の趣旨より見ても、私立を獎勵する民衆的の心がわかる。現に私立にある人、又、今後私立の物に盡力せんとする人の爲に優遇の道を講ずるは極めて至當だと思ふ。

(異議なく成立、可決)

緊急動議

施行規則第十六條中但書「月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ保姆ハ專科正教員ニ準ス」ヲ「月俸額ニ付テハ園長保姆共ニ本科正教員ニ準ズ」ト改正セラレンコトヲ其筋ニ建議スルノ件

提出者 黒崎辨之助

賛成者 望月クニ

坪内さく

折井彌留枝

田村好

岩内誠一

中村桂堂

千葉ひで
林 叔子
天門成章

説明(黒崎辨之助氏) 幼稚園令改正で内容形式共に進歩したのは誠に慶賀すべきである。待遇もよくなり、保姆の資格も高まりその修養を望まれてゐるのも誠に時代の必要である。しかし、俸給は専科なみといふのは遺憾とする所である又、現在、百三十圓以上を支給してゐて今後、どうするかについて困つてゐる所もある。之は理論ではなく目前の事實である。可決されたし(異議なく成立、可決)

緊急動議

保姆ノ産前産後ニ於ケル休養期間ヲ置カレンコトヲ其筋ニ建議スルコト

提出者 西川 修
賛成者 黒崎辨之助

山崎ときの
望月く
笹山とし
鹽見たきえ
西 茂太郎

説明(西川修氏) 小學校の女教員さんが妊娠いたします。赤ん坊が生れて大變喜ばしいことである。其爲に小學校の女教師には産前産後の休養が許されてゐる。幼稚園の本體は女であつて赤ん坊の生産率はあへて小學校の女の先生に下りはせぬ。所があらには休養が認められ、こちらにないことは不都合である。之にも與へられる様建議しようといふのである。

(異議なく成立、可決)

第五號議案

幼稚園令保育項目中ニ示サレタル觀察ニ關スル保育方法ニツキ適當ナル方案如何

提案ノ理由

幼兒保育上ニ於ケル觀察ハ自然界及人事界ニ對シテ幼兒ノ起ス興味ノ要求ヲ満足セシメ且ツ經驗ヲ正確ニシ發達セシメサルヘカラス是等ノコトタル保育上極メテ重要ナルモノナリ從テ從來モ之ガ研究ヲ怠ラサリシト雖モ新幼稚園令ニテ特ニ一項目トシテ指示セラレタル今日ニ於テ此際最モ適當ナル方案ヲ得ルコトノ必要ヲ感シ特ニ本案ヲ提出スル所以ナリ。

一、觀察ノ材料ハ幼兒ノ環境ヨリ採ルベキハ言フマデモナキコトナガラ今其範圍ヲ擧グレバ左ノ

如シ

甲、自然界

1. 天然現象
2. 動物
3. 植物
4. 礦物
5. 地相

乙、人事界

- イ、商店遊び、工作遊び、交通遊び、年中行事等。
- ロ、建築物、器具、玩具等、
- ハ、親子、兄弟、師弟、朋友、一般人等

二、觀察ニ關シテ保育上必要ナル設備ノ大要左ノ如シ。

- 一、植物栽培、二、動物飼育、三、花壇、池、築山等、四、標本模型、繪畫等。

三、觀察ハ特ニ時間ヲ設クルノ必要ナク他ノ保育項目ニ關聯シテ行ハルベキモノナレバ次ノ各項に注意スベシ

イ、幼兒ノ發動的感覺ヲ尊重スベシ
ロ、實物ヲ觀察セシムベシ

ハ、觀察ノ資料ハ成ルベク幼兒ノ經驗界ヨリ採

ルベシ

ニ、幼兒ノ興味ヲ惹キ起スモノヲ擇ブベシ

ホ、幼兒ノ理解力ニ適スルモノタルベシ

ヘ、幼兒ノ興味以上ニ餘リニ細微ニ涉ラザルヤ

ウニスベシ

ト、自然物愛護ノ念ヲ喚起セシムベシ

チ、成ルベク幼兒ノ生活ニ觸レ得ルモノヲトル

ヘシ

リ、季節ニヨル特殊材料ニ注意スベシ

東京市保育會

説明(小田島省三氏) 主任が危篤の病人がある爲

私が代つて説明します。新に今度觀察の一項が加はつたのだが、之は從來必要でなかつたのではない。單に項目になかつたといふのみで勿論必要ではあつたので、各地でも之はやつてゐたのだが、今度新しく加はつたのは、もつと重要

さを増したものと思はれる。此觀察は内面的で餘程大切なもので、從來は他の項目のかけにかけられて實際行はれてゐたのだが、此際、從來の研究を集めて將來に備へることは徒勞ではあるまいと思ふ。

時間の經濟上、提題と同時に案をも添へておけとの主催者の注意があつたので狭い範圍で淺い經驗の吾々が作つたものだから勿論不完全なものだが何かの資料にもと思つて少し變態ではあるが案をも添へてあるから諸君の御訂正を待つて完全なものにしたいと思ふ。

五八五番(下部たみ氏) 材料を自然界、人事界と大別した中人事界の分け方に關する意見をききたし。

小田島氏 イ、活動に關するもの、ロ、製作物、ハ、相互の關係に關するものといふ風に分けたものです。

卜部氏、そんなことはわかつてゐるが、文字語句が變だと思つたのです。二は從來あるものに加へるといふ意味か、又今度の新令によつて作るといふのですか。

小田島氏 こんなことをすれば觀察が出来るといふ意味です。

卜部氏 三で、方法上の骨子なるものがあるならうと思ひますがそれを聞かしていただきたい。

小田島氏 他の項目に關聯してといふのである。

卜部氏 豫定して觀察させるはいかないといふのか。

小田島氏 豫定しても豫定しなくてもかまはない。

卜部氏 ハとチとは違つた性質のものですか。

小田島氏 ハは子供の經驗界から採るといふのでチと似てゐるが、日常やつてゐることからとるといふので全然同じではない。

三六八番(足立由三郎氏)・重大な問題だと思ふが之を短時日の間に東京市保育會がまとめて資料を與へて下さつたことを感謝する。こんなことは文字語句の詮索をしてゐても仕方のないことで、之は各地で御研究してゐるであらうから、それをお互に提供し合つて決議といふことにせず、然るべく議長の方でおとりまはして下さつて、幼児教育その他の機關に發表する様にしていただきたい。

議長 三六八番の意見に賛成ならば、議長において何らかの方法で全國に報告する方法をとりたいと思ふ。今日は決議することなく各地から續々材料を御提出願つて全國關係者に配付する様な方法をとりませう。

(大多數にて議長一任に決す)

(本會議は之で終り、私立幼稚園關係者のみ集つて新令制定に伴ふ私立幼稚園の態度につき協議を

した。新令の不當を鳴らしたり、文部當局の不誠意を叫んだり、一時はかなりの緊張を見せたが何らまとまつた實行方案も出でず、結局今一度文部當局の意見をきくことにきまり解散。)

一同晚餐會場に赴く

第三日

午前九時三十五分開會、昨日私立幼稚園關係者の申合せにより、文部省より、清水福市氏出席の如き懇切なる説明をなす。

清水氏説明要項

新令による保母の資格のことだけについて説明します。之は條文を見ればわかる事だし、又「幼児教育」の別刷で説明しておいたので、それを見ればわかることだが、簡單に反覆します。

幼稚園教育の必要を感じると同時に、保母の資

格向上についても考慮を須ひ、當局も考へると共に實際家の意見もきかうと思ひ、帝國教育會で集めた時の會合にも臨んだことだが、其席上でも向上の希望があつた。

新令によれば従來よりは資格を高めることになつてゐる。今の保母の中には高師卒業者もゐるがまづ大體は尋常小學校准教員程度と見なければならぬ。始めは全部小學校本科正教員の資格にするつもりで、尋正も入れず、師範卒業生のみにする待遇をうけてゐるので、従來保母が判任待遇をうけてゐたのが、今度うけられぬことになつては氣の毒なので尋正の資格としたのである。

そこで、保母になる爲には三つの方法がある。

- 一 檢定によらずして直に保母たり得る者。
- 二 無試験檢定により資格を得る者。
- 三 試験檢定による者。

一は五月十二日新令が施行される時現に保母の職にある者で、尋正、小正の資格ある者には、知事は檢定によらず、行政處分として直に五月十二日附で免許狀をやつてよいことになつてゐる。昨年十一月、保母が二九〇〇人居たが、其中、七一人が、檢定なくして救はれることになつたのである。まだ、授與されてゐない者は手續が後れてゐるので、其中來るだらう。恩給其他の關係があるので之は必らず五月十二日附免許狀が來ることになつてゐる。

二の無試験檢定による者は、施行規則第十條に五項だけ上げてある。それによると、

イ 小本正尋正の資格ある者は、無試験檢定をうけ得るので、之は師範出でも檢定でも何でもよい。資格さへあればよい。

ロ 高女卒業者又は之と同等以上の者（専檢合格者、認定學校卒業者）に對しては、學校出

の恩典として、一ケ年以上幼稚園に於て経験ある者は無試験検定を受け得るとした。一ケ年の経験は公私何れの幼稚園でもよいが、見習や、子守や、雇としてではなく、代用保姆といふ職員としての経験でなければいかぬ。

ハ 他の學校に入つて幼児保育に適する教育を受けたもの、之は高等女學校の高等科や、補習科、共立専門學校、渡邊専門學校等、専門學校、令による學校で、そこで一ケ年以上修養すればよいのである。

ニ 次に學校卒業者でない者。從來資格を得てゐる者は三年以上の経験ある者には無試験で資格をやることにした。之は、准教員で無試験で保姆をやつてゐたものは判任待遇はうけないで免許状を知事からもらつてゐる者で、二九〇〇人の中、六九六人ゐるので、之をどうするかと考へた。そして三年以上やつたも

のならばよからうとしたのである。保姆の仕事だけでは不十分で、背景として一般修養を要するか、経験を重んじて三年の経験さへあればやることにした。此三年とは今後三年といふのではなく、昔三年やつてゐたのでも、ぼつりぼつりやつたのをかき集めてゞも三年の経験があればよいので終生の間に三年やればよいわけである。此際といふではない。

之で大半有資格になるがまだ、

ホ 地方長官が適當と認めたと者といふのがある。イからニに至る各項に洩れたもので大概之にはいつてゐる。併し、府縣によつてまち／＼では困るから大體は定めて通牒してある。幼稚園令が新しく出來て免許状を得なければならなくなつた爲に幼稚園にゆきたいと思つてもいけないといふ者があるかもしれぬと思つて、

1. 専科正教員も、三年以上幼稚園で幼児教育の経験さへあればよい。(現在保姆在職中のもの)

2. 従来は准教員も保姆になれた故、此者を救ふ爲に、免許状を得てから五年以上幼稚園にて幼児教育の経験あり、今現に其職にある者も無試験。但し、小學校教育を多年やつてゐる者は、全體を二年とみて二ヶ年間さしひくことになつてゐる。之も公私立の何れをとほぬ。

3. 何でもない人、高等小學卒業以上の知識ある者で、所謂給仕上りと呼ばれる種類の経験一方の人である。之も現在其職にあつて、五年以上の経験ある者ならば知事は適當と認めて無試験で資格を與へることにした。

尙、従来、准教員のみ資格で保姆をひきつゞ

き五月十一日迄三年以上奉職してゐた者には、五月三十一日迄に年限したものに限り無試験で資格を與へるといふ特例を聞いておいた。此者が二九三人あるのだが、地方長官の通知洩か、或は諸君の法規を注意せぬ爲か、此恩典は徹底しない向がある様だ。

新令で出来るだけ救済し、資格を向上し、しかも、現在の者を苦しめぬ様にと苦心努力した點は先づ以上であります。

四二四番(杉山政治氏) 私立幼稚園にて園長の規定がないが、當局の之に對するお考をさかしていたゞきたい。

清水氏 園長は、待遇や恩給の關係があるので、小本正、又は保姆免許状を有するもの及び、高等女學校長などで園長になる人も随分あるので、教員免許状を有する者としたのである。所が、私立になると一々きめることは出来ない。

設立者自身なり、他から雇つてするなり、知事の認可を受けた者ならよいとしてある。今後ものに對しては何も制限はせぬつもりである。

二一〇番(赤澤元道氏)

1. 従前、其幼稚園を限つて知事から特定の認可をうけて保母になつてゐる人は如何なるか。

2. 指定なき高等女學校を出て、二年乃至三年保育に關する教育をうけて五年以上繼續して保母をやつてゐる者があるが、勿論學力は高等小學卒業以上だと思ふが、この實力ある人はどう扱ふか。

3. 保母養成所を出た人で他府縣では資格が共通に通用せぬことがあると地方廳で困るか、文部省で何とか出來ぬものか。

清水氏

1. そんな保母はない筈で、府縣の解釋がまち

がつたことと思ふ。直接知事に、資格のことなど話してやるより外あるまい。

2. 公立私立を問はず、職員として繼續五ヶ年以上奉職し、現職にゐる人であればいゝわけである。

3. 養成所は全國に八ヶ所あつて、奈良とお茶の水と他に六ヶ所あるが、その中、帝國教育會のが資格に缺ける所があるのみで、他はすべて十分の資格がある。

議長 尙ほ法規の解釋に關して質問がお有りでしたら、東京女子高等師範學校附屬幼稚園内、日本幼稚園協會宛におきゝになれば「幼児の教育」誌上で清水福市氏が懇切にお答へすることになつてゐるそうですから、こゝでは、この問題は之で打切ること致し度いと思ひます。

聯合保育會のこと

全國聯合保育會規約

第一條 本會ハ全國聯合保育會ト稱ス

第二條 本會ハ全國各地ニ於ケル保育會其他之ニ

類スル團體ノ聯合ヲ以テ組織ス

但シ當分ノ内保育會ノ設ナキ地ニアリテ

ハ幼稚園ヲ以テ聯合ノ單位トス

第三條 本會ハ各團體相互ノ聯絡統一ヲ圖リ幼兒

教育ノ進展ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ノ事業要項左ノ如シ

一、保育事業ノ助長進展ニ關スル事項

一、第三條ノ目的ヲ達スルニ必要ナリト認ム

ル事項

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 若干名ヲ置キ内一名ヲ常任理事トス

代議員 各保育團體ヨリ一名宛但シ二十名以

上ノ保育實務者ヲ有スル團體ニアリ

テハ二十名ヲ超エル毎ニ一名ヲ増加

ス

書記 若干名

第六條 理事ハ代議員會ニ於テ之ヲ推薦シ其任期

ヲ一ケ年トス

理事ハ本會ノ事務ヲ處理シ常任理事ハ理事會

ノ推薦ニヨリ常務ニ從事ス

代議員ハ各保育會ヨリ之ヲ選出シ其任期ヲ二

ケ年トシ本會ノ重要ナル事項ヲ審議ス

書記ハ理事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 本會ノ會合左ノ如シ

一、總集會凡ソ毎年一回

一、理事會代議員會ハ必要ニ應シ隨時之ヲ開

ク

第八條 本會ノ事務所ヲ東京市麴町區番町小學校

内ニ置ク

第九條 本會ノ費用ハ各保育會ノ負擔トシ但シ其額ハ保育實務者一人年額金貳拾錢ノ割合トシ猶寄附金ヲ以テ本會ノ經費ニ充ツル事ヲ得ルモノトス

附則

本規約ハ代議員會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

山榭儀重氏

私は全國連合保育會の理事として、經過を報告し、併せて諸君の御承認をお願いしたい。大正五年か六年の頃、幼稚園に關係あるものが提携しようとして、全國幼稚園關係者大會を開き第二回を八年に大阪に開き、次に十年大分に開き、漸次此會は全國的になりつゝあつた。其時、名古屋の方から、全國的に聯盟してはとの提議があつたが、

することは見合はして、大會に關する規約を作らうといふことになり、三年に一回、各所で開かうといふことをきめた。第四回を岡山で開いた時全國聯合保育會を組織しようとして、東京市の保育會が提議し、それが通過して、京、阪神の三市聯合保育會と東京保育會とでまとめることにして作つた草案がお手元に配つてある者である。

昨年五六月頃、文部省から色々きき合せたいといふことで、全國の代表者が五六十名集つた時相談して之を定めたのであります。之によると役員は代議員が理事を選擧するといふことになつてゐるが、其時集つた代表者諸君を代議員と認めて會則を作り、左記理事を設けたので、經過は不備な點もあるが、精神を諒解して之を承認されたい。尙ほ現在の理事は、野口援太郎(常任)山榭儀重、倉橋惣三、苦瓜惠三郎、田中三郎、小川圓次郎、堀七藏、清水福市、多田房之輔、横島常三郎君で

ありますが、この中苦瓜惠三郎君と横島常三郎君とは轉任いたしましたので、理事の補員をしなければならぬのであります。

次にこの會は、幼児教育に關するすべての團體の提携したもので、公立私立の別はないのだからお互に兩方が發達する様に協力してゆきたい。保育所も託兒所も何にも入つて双方協力して互に提携してゆき幼児教育全般に亘つて進展を計りたい。

各府縣市の保育會が聯合して組織するのであるが、保育會のない地方は幼稚園を單位にしてもいゝから入會下さる様に、又保育會のない地方も成るべく保育會を作る様にしてほしいといひて、残らず加盟する様にしたいと思ひます。

全國幼稚園關係者大會との關係上次は名古屋で開くことになつてゐますが、之も、本會が成立すれば其一事業としてやつてもよいと思つてゐます。

又今度の此會の如きも本會が成立すれば當然本會主催でやるべきだと思ひます。

尙會則については五條の代議員の處、八條も帝國教育會としたがよいことや、九條會費の點など随分不備な點もあるが、次の會迄に考へおきを願ふことにして、本日は之が經過を報告して御承認を得るに止めます。

緊急動議

幼稚園令施行規則第十條第二項第四項及第五項ヲ適當ナル託兒所ニ於テ幼児ヲ育ニ從事セルモノニモ適用セラル必要アリト認ム

右決議ス

提案者

徳永 恕

右賛成者

朝尾 清 記

倉橋 惣三
田中 三郎
膳 まき子

提案者徳永氏の説明あり、直に可決

緊急動議

託兒所ニ關スル法令ヲ速ニ制定スル

必要アリト認ム

右決議ス

提案者

右賛成者

朝尾 清記
膳 まき子
望月 くに
山口 信太郎
寺田 ふじの
逢坂 忍

提案者、朝尾氏、託兒所に關する何等の規定なき故如何なる人が如何なる設備のものを作ることも自由で、將來の爲に憂ふべき點を述べ本會の賛成を得て之を背景に我々は此運動に努力したしとの説明あり。大多數にて可決。

緊急動議

保育園の名義を廢し

幼稚園組織に變更の件

提出者 室谷 祐善

理由

幼稚園令に依り三歳未満の幼兒も入園する事を得たる今日に於ては全く保育園と幼稚園とは其處に何等の差違を見ず、然るに名實共に同じ性質ものが夫々取扱を異にするは甚だ不當なりと信ず依

て本案を提出するものなり。

幼稚園令によつて認可をうけるがよからうとの意見多數にて撤回。次に研究發表「都市幼兒の情操教育に就て、大阪市御津幼稚園長 田村好子君あり(別項)終つて閉會の辭に移る。

閉會の辭

議長文學博士 澤柳政太郎君

簡單に閉會の御挨拶を申し述べます。

幼稚園令發布紀念の全國幼稚園大會も茲に無事終りを告げることになり、豫定せられた議事は慎重に審議決了することが出来、尙又加ふるに、極めて重要なる緊急動議も決了することが出来ました。之ら審議、決議は將來の幼稚園の發達の上に非常なる意義あること、信じます。加ふるに、六百數十の人々が一堂に會して意志を通じ合つた間に得た副産物は之れにもまして大きなものがあつ

たらうと思ふ。幼稚園令の發布は我保育史上重大なる劃時代的のもので、此を機に開かれた本會の空氣がその發達を促進することは誠に御同慶に存じます。

開會の時、國際會議の席上、幼稚園教育が一部門として議せられたことを話しましたが、一寸いひ洩らしたからこゝで申上げておきます。日本に長らくゐた、ミス・クツク女史が日本を代表して大いに我國幼稚園の發達について氣を吐かれたことです。明年七月下旬から八月月上旬にかけて、カナダのトロントに大會を開くことになつてゐるが、此度は、幼稚園令の出た後のこととして大會の時、日本の話をすることが最も望ましいことである。今回お集りの方は總數六百四十九名といふ大數で、出席者の數からいつても稀に見る盛會であつたことを嬉しく思ひます。

尙、元小學校教員をしてゐられた實業家、樋口

勇吉君が非常に本會に厚意をもたれ、現に昨夜の晩餐會も同君の御厚意によつてなされたものであることをお傳へして、同君にお禮を申上げると共に此後も後援されんことを望む次第であります。六團體は相當に心配もされたが、御満足を得られなかつた點が多いだらうと思ひますがこれは各位の御諒恕あらんことを望みます。

幼稚園の前途は洋々として多望である。眞劍に多大の努力研究をつまれて御盡力ならんことを願つておきます。尙、不馴れな爲と、一家の事情の爲、餘儀なく度々席を外したことをおわびいたします。

謝 辭

福島市福島幼稚園 須子とみ君

先生達に御挨拶申し上げます。

此度の大會につきましては會長はじめ諸先生方

はどれ程のお骨折りであつたか、言葉にはいひつくされませぬ。本會が實に大なる力を私達に與へて下さつた事を會員一同と共に感謝いたします。之に酬ゆるには吾々は、只管幼児教育の發達に心を向け益々努力いたす覺悟でございます。一同を代表して簡單にお禮を申上げます。終りに諸先生方の健康を祈ります。

おことはり

記録は、速記によらず筆記によりましたので、誤りもあることと思ひます。それに筆記者の位置の關係上、御發言が聞えなかつたりいたしましたので、記録に載らなかつたのもある様に思はれますが、何卒、御諒承下さる様お願いいたします。

講演

幼稚園令並に同施行規則について

文部省普通學務局長 關屋龍吉君

此度幼稚園令の制定されましたに當りまして全國關係者の大會を催し、之を記念し重要事項の協議をするのは將來の發展を期する上に大きな意義あるものと思ふ。文部大臣も一場の挨拶を述べたる筈であつたが公務の都合上今日は出てゐませんが何れ今期中には出て來られることと思ひます。

今日私に話せとの事ですから、制定の局にあたりました一人として少しく申述べてみます。先達て大阪へ出張した際、關係者三百人位が集まり、當局に一場の禮をいひたいとのことで、其時も簡單な挨拶をしたことがあります。今日は全國より集つてゐられること故、重複をも顧みずそれらを申し上げます。私共は今度の幼稚園令制定が之程の歓迎を受けようとは思つてゐなかつた。吾々が何か新しいことをする度に、色々な希望が出たり、之を非難されたりするのみで他に未だ曾てこんなに禮をいはれたことはなかつた。吾々行政の局に當る者は敢へて褒められることを望んでどうするといふ譯はないが、褒め

られると又氣持は餘程違つて來ます。今回は各地でほめられてお禮をいつて呉れるが、實は私の方からお禮は申さねばならんと思つてゐる。

今回の改正は大したことはありません。主要なる點は小學校令の一部に宿かりしてゐたのが獨立せる新居を今度始めたといふのである。そこに本人には新しい家をもつた喜びがあるといふもので、又之は一方新しい家を生んだ所の古い家の喜びでもあり、ひいては社會全體の喜びでもあります。是迄隨分、家を新しくせよとの要求があつたもので、私は此職について二年にしかならぬが、それ以前にもその要求はあつたことと思ふ。其中でも、どうか早く獨立した幼稚園令を制定してくれと、茲に表彰された方々は手詰の談判迄せられたものだ。

幼稚園教育の目的は本會を見ればわかる様に、幼兒の心身を健全に發達せしめ善良なる性情を涵養するにあるので、保育も又教育の一部又は延長である。之は最も大切なことで、若し小學校の教育が國民に缺くべからざるものとすれば、幼稚園の教育も亦國民に缺くべからざるものといはねばならぬ。所が幼稚園の發達は極めて遅々たるもので、創立以來五十年の歴史をもつに拘らず最近の調査では（大正十四年）稚幼園は全國に九三三で、其の扱つてゐる幼兒の數は八萬四千人に足らぬ。保姆の總數二九一三人となつてゐる。

小學教育が國民に缺くべからざるものである如く、幼稚園教育も亦國民に缺くべからざるものとして

。之を見れば此數は極めて少いのである。此點を考へねばならぬ。

何故におくれてゐるか、それは見方によつて違ふ處だが、私一個の考では其原因は次の諸點にあると思ふ。

一、經濟的見地、即ち幼稚園は一種の贅澤物である。其保育は家庭にやらせば事は足りる。月謝を出して幼稚園に出すなどは餘程餘力ある家庭ではなくては出来ることではない。幼稚園に通ふ子供の服装や辨當を見ても、それは上流以上の家庭の特有な贅物で中流以下の者は周知せぬことだといふのである。之は勿論誤つた見方ではあるが、實際家諸君には考へねばならぬ問題である。

二、保育の意義を理解せざりしこと、即ち心身の發達といひ善良なる性情といひ、要するに家庭教育の補充にすぎぬ、それは家庭でやればよいことだと、家庭を重く見た結果である。幼稚園にやると却つて悪い風をつけるもので、或部分に於ては家庭教育を破壊するものと考へる者も間々あることである。如何に完全なる家庭でも、十分に手が足り得るかといふことを第三者として考へてみるとそれは疑はしい。殊に家庭のみで幼児の教育は盡きるかといふ點は大いに考慮を要する所である。大衆の中に出る爲の教育は出来るだらうか。如何に家庭がよくても學校の必要はあり、又如何に家庭がよくても十全なる教育は出来ぬものである。子供の遊ぶことでも、其間に子供はいゝ習慣を作るのであつて、遊ぶことは幼時の全生活である。所がこの遊びを組み立てることが各家庭に於てなされ得ることだらうか。此に如

何なる人も幼稚園に出す必要がある。

かゝる非難にも、どこかに眞理は含まれてゐる。實際に當る者の忘れてはならぬ點である。

今度の新令では入園の年齢を低下して、従来託兒所でやつてゐたものをも含める様にしてある。世の中は次第に複雑になつて、幼兒をつれては専心職業の爲に働けない者も増してゐるので、之らに對しても幼稚園の趣旨を徹底せしめんが爲である。發布の目的は其の邊にもおいてゐる。

制定の眼目は只今いつた所でもわかる如く

一、一般に幼稚園を普及せしめる

二、保育の内容を改善するの二點である。

普及に關しては設置と設備のことが問題になるが、設置は、市町村なり學校組合、又は私人に於て地方長官の許可を得てするので従來のものと變りはない。これには議論もあつたことだが、成るべく設置を奨励することにして、あまり強制はしないことにしてゐる。設備に關しても、普及を眼目とするのだから、簡單であつても許すといふ考で立案した。園兒の數一二〇人以下、特別の事情ある時は約二〇〇人とし、保姆一人の保育する幼兒を四〇人以下とした點も、餘り多きと思ふかも知れぬが普及を主眼にすれば之も止むを得ない。

次に年齢を低下した事ですが、此時は之れに必要な施設をして、三歳以上のものも入園せしめること

にしてゐる。今託兒所は二〇〇位あつて、其内容は殆んど全てが幼稚園と同じことをやつてゐる。託兒所と稱しながら實は幼稚園であつて、乳兒を預るのは二三しかない有様である。託兒所に託兒所の機能があるので、新令では可成完全にして従來託兒所として不完全にやつてゐたのを十分にやることにし、託兒所には、幼稚園ではやれぬ點につき其機能を發揮せしめることにした。

次に内容改善の方面では保育項目に觀察を新しく加へてある。元より今迄も觀察は行はれてゐたのだが今度では新に之を一項設けた點に留意されたい。今度の新令は普及を計るが爲に設備を簡略にする事に努めたが、内容改善は人の如何によること故、保姆の資格を高めることに心を用ひてゐる。全國二九一三人の保姆の中、有資格者が一七〇六人、無資格者が一二〇七人といふ割合になつてゐた。内譯してみると、師範學校附屬幼稚園では五三人の中、無資格者一名、市町村立のものでは一〇七七八人の中、有資格者八三五人、無資格者二四二人である。更に私立のものになると有資格者八一九人に對し、無資格者九六四人となつてゐる。斯くの如きは發達普及を計る上に非常に遺憾である。今回は其資格を高めるが爲に、園長は小學校本科正教員又は保姆の免許狀を有する者、若しくは教員免許狀を有する者と定めてある。保姆は保姆免許狀を得た者でなければならぬが、其資格を尋常小學校本科正教員以上とした。免許狀を得る爲には試験檢定、無試験檢定をうけるので施行規則を見ればよくわかることだが、尙有資格者のを超えざる程度にて代用保姆を入れ得ることに規定してある。四月以來、小學校教員と同じ

く判任官の待遇と改め保母の待遇も改めると共に資格向上についても注意を拂つてゐる。尙此迄從來してゐた保母の無資格者に對しては寛大なる規定にて之を資格者にする様、地方長官に通牒してゐる。細い規定は幼稚園令や施行規則を見ればわかることだから之位にしおきます。

今朝の或新聞の論說に「此大會は幼稚園史上一時代を劃すべき重大なる會合である。が只新令が制定されたことを喜ぶのみではないかぬ。如何に活用し、如何に充實せしめるかについて考究する必要はないか。徒らに喜びさはぐ時でなく十分なる考慮を拂ひたし」といふ主張を掲げてあつたが、全く私のいはんとする處も之である。

新令の發布がフレーベルの誕生記念日に當つたといふことも誠に、思へば不思議である。當事者諸君から今度の新令は丁度フレーベルの誕生日に出してくれたのも有りがたいといはれたことだが、吾々は一尙、フレーベルの誕生が何日だかも知らずにやつたことが、偶然にも其日に當つてゐたといふことは故人の引き合せとでもいふべきで、極めて因縁深いことを思ひます。どうぞ益々研究されて本令が無駄になりませぬ様、皆様の後繼者の指導をも十分して下さる様お願いします、私は此邊で御免蒙ります。

幼稚園令の實際的問題

東京女子高等師範學校教授

倉橋惣三君

一

幼稚園令の要旨及びその法規上の要點に就ては、昨日の關屋普通學務局長のお話に盡くされてゐます。また、此の會場に於て諸君の間に語らるゝもの、一つとして幼稚園令に關せざるものはありません。すなはち、私のお話は、甚だ蛇足の感を免れぬのであります。しかも、幼稚園令は論議せらるゝよりは實行せらるべきものでありまして、之れを、保育の實際の立場から、精密に研究しなければならぬことが澤山ある。私は、その二三の問題に就て簡單に考へて見度いと思ふのであります。

先づ第一に、新幼稚園令を従來の幼稚園規程と比較して讀んで行きますと、早速第一條に於て違つて居ります。すなはち、舊規程では、幼稚園といふものを極く形式的に定義してあるのに對して、新令では教育の内容を以て定義して居ります。但し、全然新しい言葉ではなく、従來からある辭句ですけれども、それを第一條に持つて來てあるところに用意の點を見ることが出來ます。尙ほ、此の第一條に於

て最も注意を要すべき點は「善良ナル性情ヲ涵養シ」の一句であります。之れは舊規程に於て「善良ナル習慣ヲ得セシメ」となつてゐたもので、全く新しい言葉なのであります。而して此の新しい方の意味は、從來のと、何處が違ふのでありませうか。言ふまでもなく、習慣に換ゆるに、性情といふを以てせられてゐるのです。之れは、幼稚園教育の効果を、習慣といふ稍や外面的にも聞え易いことに止めずして性情といふ、極く内面的なことにして來たといへるのです。勿論、從來の習慣といふことにしても、必ずしも外面、外部の形だけの意味に限つた譯ではないのですが、性情となると、明かに性格の内面教育を直接に企圖してゐることになります。之れは、私共の最も賛成するところでして、幼兒教育の本質からして、必ず、こうあらねばならぬのです。幼稚園令制定に先だつて、全國保育聯盟の調査委員案として當局の參考に供したものに於ても、此の點を力説したのであります。今日では餘りさういふ誤りはないと思ひますが、昔は、住々にして、徒らに幼兒の外面生活を規矩整齊することだけを以て、幼兒教育の要務の様に心得たりしたものがありました。又之れに對する反動としては、生活の外部形式などは一切無節制でいゝといつた風の、所謂放任主義も出たりしました。いづれも正しくないのは勿論であつて、眞の幼兒教育の効果は、形を通して内にゆくと共に、形に止まつて内に至らぬ様のことのないのを、つとめなければなりません。いづれにせよ、眼目とするところは、内なる性情の基本を涵養しなければなりません。

ところで、内面的だといふことは分つたとして、善良なる性情とは、果して、どういふ内容をもつものでせうか。善良といふ一語、性情といふ一語に、分つたとすれば分つた様のことですが、委しく考へてゆくと研究を要すべき點に多いのです。殊に、同じく善良なる性質でありましたが、幼兒に於て要求せらるべき、また、要求しなければならぬ意味での善良、また、性情は如何なるものであらうか之れ等は相當深い研究のいることです。同じく、善良なる性情であつても、幼兒に相應しないものが涵養せられたりしたら、却つて教育的でないことにもなりません。

次に、此の善良なる性情を如何にして幼兒に涵養するか。之れは、外面的な習慣の場合よりは、一層細い方法上の研究を要すべきことです。そこで、私はこゝに、此の研究を一々申述べる暇はありませんが、是非とも擧げて置きたい一つのこととは、此の方法の中心が吾々幼兒教育者自身の性情の善良なるに基かなければならぬといふことです。教育は、何でも、教育者その人が大切なことは申すまでもありませんが、性情の涵養といふ様のことには於て、特に然るを思ふのです。すなはち、新幼稚園令は、幼稚園の教育目的を内面的にしたことによつて、幼兒教育實際家の人間そのものに就て、一層内面的價值を要求して來たと申してもよい譯であります。

二

それから、第二の問題は幼稚園施行規則に於ける、保育項目のことでありますが、之れは、舊規程に

於てもあつたもので、大體に於て變りない様に見られますが、實は大に改められた點があるのです。それは、觀察といふ一項が加へられたことでもありますが、それよりも大きい問題があるので。すなはち「等」といふ一字の加へられたことです。等といふ限りに於ては、此の施行規則第二條が、幼稚園の仕事を少しも限定したものでないことになるのです。舊規程では、遊戯、唱歌、談話、手技として、此の四項目に限つた觀がありました。實際に於ては、誰れも、そう究屈には制限して居ませんが、法文上は、そう限定せられて居るものと見へたのです。それが今度は、等となつたのですから、第二條に挙げられたもの以外、適當なるものは公然と差支へない譯です。勿論實行上には、餘程研究的でなければなりません、少くも、小學校の教科課程など、違つて、其の範圍が自由な譯です。一體、幼稚園は幼児生活全體を教育手段とすべきもので、保育項目といふ様なことを一々規定しない方がいゝといふ論もある位なのです。現に、前にもいひました、全國保育聯盟調査委員案でも、一々の項目列挙法を用ゐなかつたのです。又、保育法上の最新傾向の一つと見られる、コロンビヤ大學のヒル女史の活動による保育教科案などの主張も、おのづから、我國風の保育項目とは違つて來るのです。しかし、そういふ根本的の議論は、茲では致さないとして、兎に角く、等の一字を充分善用することは、幼稚園教育法の新しい發達を促すものであると共に、新幼稚園令の折角くの趣旨に合するものと信ずるのです。少くも、從來の様に、保育項目として挙げられてあることだけして居ればいゝといふ風の固定的な態度を捨て、

づん／＼、新しい研究と試みとをしてゆかなければなりません。

此の保育項目のことに關して、觀察といふものゝ新たに加へ、擧げられてあるのも注意すべきことです。但し、此の觀察といふことは、幼稚園教育法の歴史上にはいろ／＼の誤りもあつたことで、此の名のもとに、妙に理科教授的なことを爲し行つたりした時代もあつたのです。我國でも庶物教授といつた風の古い時代もあつたのです。之れは、大に注意しなければならぬことで、幼兒教育に於ける觀察とは如何なる本質のものたるべきか、それを如何にして誤りなく實行すべきか、に於て、細心の研究を要することです。此大會に於ても、東京市保育會から、之れに關する議案が出て居ますし、茲に詳論に入ることは出来ませんが、諸君にも、實際上の御研究を願ひ度ひのです。

三

以上二つの外に、これ等よりも、重要な問題は、幼稚園の社會的職能の發揮に關する事項です。實に幼稚園が、舊來往々にして偏する處のあるかと思はれた社會的超然態度に對して、社會的に、其の現實の必要に向つて、其の任務を發揮してゆく様に獎勵せられてあることは、新幼稚園令の最大眼目の一つでありまして、之れに對しては、吾々は、深い研究を急がなければならんと信ずるものであります。

幼稚園が眞によく社會的現實の要求に適し得るために、三つの點が擧げられて居ます。第一は、社會的に必要の殊に痛切なる地域に向つてその設立を奨勵せること。第二は、必要に應じて、保育時間を早

朝より夕刻に及ぶも可なりとせること。第三は、三歳未満の幼児をも入園せしめ得ること。即ち之れであります。之れいづれも、實に適切なることでありまして、將來、此の趣旨の普及徹底を期せなければなりません。之れが、従來の幼稚園教育者は、此の方面に於て、果して、どれだけの研究的準備があらませうか。忌端なくいへば、頗る危俱にたえないのです。若し、多少極端な言ひ方をするを諸君がお許し下さるならば、従來の我國の幼稚園教育者は、單に教育の名に於て、幼児の社會的生活に關する處がなかつたともいへます。幼稚園は教育であつて、社會事業ではないといふ様のことを言ふ人さへあつたりしたのです。教育が社會事業か、それが幼児そのものに對して、何の絶對的區分になりませう。われは、幼兒その人のために、必要なものを與へるだけのことではありませんか。必要な一切のものを、與へずに居られない譯なのではありませんか。教育にして社會事業たり、社會事業にして教育たること一般の場合の要求なのです。英國の保育學校のことは、澤柳先生も開會の辭に於て述べられました。あれが即ち、幼兒のために、教育であり社會事業であるものゝ、顯著なる一例なのです。そして、私は、英國に於ける其の方面の熱心家——たとへばマクミラン女史其の他の人々の實際を見て、所謂、従來の幼稚園の先生の態度と根本に違ふものあるを、深く感じたのであります。

三歳未満を入園せしめるに就て、たゞ、入園せしめた丈では濟みますまい。之れに對する、特殊の設備も方法もいる譯です。文部省から地方長官への、此點に關する通牒は、極めて簡單に、最低標準の

要求をされて居るに止まるやうですが、われ／＼實際家としては、その専門的良心からして、最高標準の完備を期さなければなりません。また、保育時間の延長に關しても同様です。延長せられた時間を如何に計畫しましょうか。たゞ預つておくといふ様なことでわれ／＼幼児教育者の任務が濟みませうか。之亦、大に研究を要することです。更に、幼稚園が、社會的意味に於て其の必要の切實なる地域に設けられた時、その幼稚園の關係者は、如何なる態度を以て、其の地域に應ずる適當の働きをなすべきでせうか。若し、その點に明瞭な理解と實際がないならば、その幼稚園が、その地域に設けられた意義の殆んど全部を没却するものに至るでせう。此大會の議案の一つたる保姆養成の問題中、保姆養成に必要な教科の一つとして、社會事業大意の加へられてあることも、此の邊の大切な問題に觸れてのことに他なりません。

四

以上考究せらるべき問題中の主要なるもの二三を數へて列擧したに過ぎませんが、尙ほ大切な議事も多くあることですから、私は之れ以上時間をとり度くないと思ひますが、最後に一言いたして置きたいことは、新幼稚園令に對して、今の中、大に細かに研究をする必要のあることです。勿論いつまでも研究しなければなりません、敢て、今の中といふのは他でもありません。從來の例によると、すべての教育に於て實際教育者の法令研究が意外に不充分なことが多いのです。而して、それが法令に慣れ過ぎ

て其の細い意味などを失つて仕舞ふためであることが多いのです。甚しきは、幼稚園に相當長く従事して居る人で幼稚園規程を充分讀んだことのないといふ様の人、時々あつたりしたものです。新幼稚園令に對しては、決してさういふことのない様にしたいと思ひます。折角の新令制完であります。其の一字一句に就ても一應の研究が遂げられなければ、其の本旨を徹底することは出来ません。教育法令は、勿論時代と共に進歩改善すべきものです。何十年かの後に於て、此の幼稚園令も亦、一層完全なものに、時代の教育研究に伴ふものに改正せられる時期もあります。しかし、今日は先づ此の新幼稚園令を基として我國の幼児教育を實行してゆくのであります。そのためには、教育的にも社會的にも、我國の幼稚園は如何なるものであるべきかを、此の幼稚園令に就て、最も正しく、しかも、最もよく活用して、研究しなければなりません。而して之れは新幼稚園令發布の感激の新らしい今日に於て、お互が充分力を用ゐて置かなければならぬ大切な心懸ではありますまいか。此の一言を以て、今日の私のお話を終ります。

研究發表

幼兒人物畫の發達

神戸幼稚園保姆

松永とき子君

(一) 目的

一、此研究は私共の園兒に一月に一回づゝ描かせて居ります人物畫に依つて、年齢の上から幼兒の精神の發達を見たいと思つて致しましたもので御ざいます。

(二) 實驗の方法

一、毎月一回全園兒に「人をお書きなさい」と言ふ命令のもとに畫かしたものであります。

(但し八月は夏期休暇の爲描きませんでした)

一、全園兒一齊に各組の部屋で描かせました。

一、時間は朝の初めに致しました。

一、用具は、八切畫用紙とクレオンを用ひました。

一、描き終つた者はそれを保母に渡し畫いた人物について色々の説明を致しました。保母はそれを記入いたしました。が表現の理解出來ぬものは尋ね、それについて答へたものは記入し答へなかつたものは仕方なく意味不明といたしました。

(三) 研究の材料

一、以上の方法で致して居ります物の中から最近のものを選びました。
 一、澤山にある材料の内から特に缺席の少ない各月に渡つて發達の見られる様なを選びました。
 一、その上に出來るだけ長く繼續してゐる物を見たいと思ひましたので本年四月に小學校へ参りました者の中で大正十三年四月に入園して大正十五年三月に修了した、二ケ年間在園者を選びました。

一、男兒十四人 女兒十五人

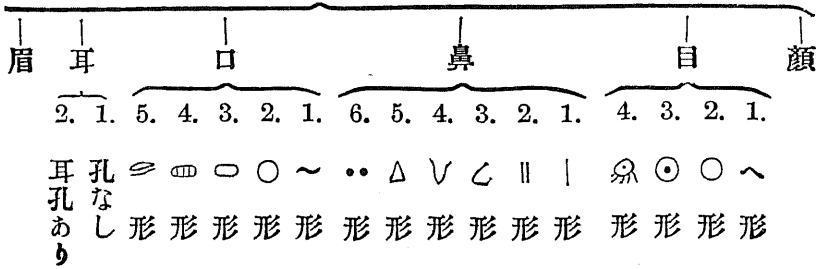
一、枚數 凡六百枚

一、年齢 四年四ヶ月より六年八ヶ月迄

(四) 研究の方法

どの子供の繪を見ましても細い部分に發達の跡が見られますので各部分の一つ一つを調べて見たくなり先づ之を頭の部。胴の部。手の部。足の部。の四つの部分に分けて更に各部分を細かく次の様に分けて其發達の段階を調べました。

頭の部



胸の部

衣服	陰部				臍	乳	胸の形			
	4.	3.	2.	1.			4.	3.	2.	1.
	二	一	無	無			○	○	□	△
	色	色	色	衣			形	形	形	形

首(頭と胸とを接續するものですが、便宜上此部に入れました)	リボン 其他髪飾り	髪				
		5.	4.	3.	2.	1.
		○	●	●	ㄣ	○
		形	形	形	形	なし
		(毛の不完全なる形)				

5. 模様あるもの

ボタン
バンド
ネクタイ
衿
ポケット

手の部

- 1 |
- 2 木
- 3 木
- 4 〇
- 5 点
- 6 V
- 7 ㄥ
- 8 ㄥ
- 9 ㄥ
- 10 ㄥ
- 11 ㄥ
- 12 ㄥ
- 13 ㄥ

足の部

- 1 |
- 2 木
- 3 木
- 4 〇
- 5 点
- 6 0
- 7 ㄥ
- 8 U
- 9 ㄥ
- 10 ㄥ
- 11 ㄥ
- 12 ㄥ

以上の四つの部分を調べて行くうちに全體の内容の發達の爲に各部分の發達はかへつて後もどきしてゐると言ふ様なのが澤山ありましたのでこれも調べてみたいと思ひ動作として調べてみましたがこの名前はあまり適當でない様に思ひますが、他に適當な名が考へられなかつたものですからそのままにして置きました。

動作				
5.	4.	3.	2.	1.
二人以上の人と物	人と物	人と人	一人	不明

一、まづ一人々々のカードを五枚、五つの部分に別けて方眼紙で作りました。

一、上には年齢横には種類を書きまして一人の子供のどの部のどの種類に属してゐるかを印して参りました。

一、之に依つて出て來ました各部の一人々々の發達を年齢に依つて合計いたしました。

一、合計したものゝ百分比を出してみましたすが非常に種類が多い爲に複雑になつて参りましたので之をまた線でもつて高さに表してみました。

(五) 研究の結果

A 頭の部、

一、顔

顔は男兒は全部描いて居りましたが女兒に一人だけ四年六ヶ月に描かなかつた者がありました。

しかしこの子供は前の二ヶ月共顔を描いて居りますから描き得ないのではないと思ひます。

二、目（第九表参照）

目を描き得なかつた者は極少數で女兒は四年十ヶ月男兒は四年十一ヶ月まで、其後には一人もありません、しかし後向などで描かなかつた者も少しありましたがそれは前後を見て前に描いておれば描き得るものとして前の月と同じ部に入れました。

1. へ形の目、この形の目を描いたものは少ししかありませんでしたが年齢の多くなつてゐる者でこの目を描へてゐる者は重に人物を小さく描いてゐる爲の様で御ざいます。

2. O形、この形の目は男女とも最も多く描いて居りました。

3. ◎形、この眼球の入つてゐる目は年齢に依つていくらか多くなつて來て居りますことに女子は其發達が明かであります。

この目を續けて描いてゐる子供でも人物を小さく描いた時には 2 又は 1 の形の目を描いて居ります。

三、鼻（第二表参照）

鼻を描く事の出来なかつた者は男、五、年女、四年十一月、これは最もおくれた子供の年齢でこれ以後描く事の出来なかつた者はありません、が鼻も目と同じく他の部分に力を入れた爲に忘れたと言ふ様に見られるのもありました。

1. | 形、 この鼻は年齢の進むに従つて少なくなつて参ります。
2. || 形、 この形は極小數で一より三への發達の階段とはみられない様で御ざいます。
3. < 形、 これは最も多く大部分の子供は一の形からこの形に發達して來て居ります。
4. √ 形、 この形は2の形よりも多くまた進んだ形とみる事が出來ると思ひます。
5. △ 形
6. ●● 形

この二種は極少ししかありませんでした。

四、口（第八表参照）

口を描き得なかつたものは男五年女五年一ヶ月まで、其後は一人もありません之も目鼻等と同じく途中で描かなかつたものもありました。

1. 一形 最初より最後まで是も多く描いて居り繪として發達してゐてもこの口を描いてゐるものが多う御ざいました。

2. ○ 形 この丸い口は男兒には割合に少なく女兒にはどの口よりも多く描いて居りました。

3. □ 形 この形は2の形と反對に女兒に少なく男兒に多くみられます。

4. ◉ 形 この形は女兒には一人もなく男兒に二人ありましたが其内の一人は途中で一度だけ描いて居り

他の一人は最後の月にこれを描いて居りました。

女兒は○形多く男兒は□形がどう御ざいました。

五、耳（第七表參照）

耳を描いたものは年齢に依つて表れませんでしたした年齢の進むにつれて髪、帽子等を描くので耳を描かないのかもしれない。

耳孔を描いてゐるのも發達として現れませんでした或は特に細かく注意する子供が描いたのではないかと思ひます。

六、眉（第五表參照）

眉は男女とも非常に多く描き最後には100%になるほどであります。

最もおそくまで書き得なかつた者は、男兒五年一ヶ月、女兒六年でありますが女兒の六年はたゞ一人だけですから五牟二ヶ月と見た方がよいかと思ひます。

七、髪

男兒はあまり描かず女兒の方は其發達が著しく表れて居ります。

1. ○形 毛のないものも女兒は五年九ヶ月まで、十ヶ月からは皆毛を描いて居ります。

男兒も毛を描き初めるの、一番おそいのが五年十ヶ月であります其後も一度描いても描かないのが譯山ありました。

2. ヲ形 毛を一本一本に書き表したもの。

これは毛を描く初めに出て参りますもので極少数しかありませんでした。

3. ○形 不完全な形は年齢の中頃に最も多く4に進む階段と見る事が出来ます。

4. ●形 とゝのつた形

この形は年齢の進むにしたがつて多くなつて参ります、子供の髪の色を描いたものとしてよく出てゐると思ひます。

5. ♡形 前髪ピン等を分けた形

この形を描くものは五年六ヶ月から現れて年齢の進むにつれて多くなつて参ります。

帽子、帽子を描き初めるのは男は五年女は五年四ヶ月と表れて居ります。

男児は髪を描かない代りとして早くより帽子を描く様で御ざいます。

リボン其他髪飾り

之等を描くのは女兒に多く男児にはあまりありませんが男児で女性を描いたものに極少数ありました。

女兒の方では四年十一ヶ月頃から描き初めて年齢につれて増して行く様で御ざいます。

八、首 (第六表参照)

男兒の首を描いた者は少なく發達の經路と見る事が出来ませんでした。が女兒はよほど年齢に比例してゐる様で御ざいます。

九、鬚

之を描いた者は男に一人しかも一度だけ描いて居りました。

女兒
五年五ヶ月一人
五年六ヶ月一人

B 胸の部 (第十表參照)

一、胸の形

胸を描く事の最もおくれたるもの(描き得なかつた者)

男 五年六ヶ月

女 五月五ヶ月

でそれより後は皆描いて居ります。

1. □形 最初に描く胸は殆んど此形で圖の示す通り年月の進むに従つて少なくなつて參ります。

(男兒の六年八ヶ月は、藤波がこの月だけ□形を描いてゐる爲)

2. △形 大抵の子供は形よりこの形に進んで參ります。

3. ○形 これは少数しかありませんでしたが□形からこの形に進んで参りました者がありました。

4. ○形 肩の丸味をつけて来た最も進んだ形として取りました。

男児には此形に進んだ者は小數(三人)に過ぎませんでした。が女子の方は圖の如く進んで参りました。

胸の形



この様な順になつて居り男児は多く△形に止り女兒は○形に進んだものが多う御ざいました。

一、乳 男、五年一ヶ月……六年の間に七回

女、五年一ヶ月……六年二ヶ月の間に二回

之だけしか描いて居りませんので發達を見る事は出来ませんでした。

一、臍 男、四年七ヶ月……六月まで

女、四年七ヶ月……六年二ヶ月

臍は乳よりも早く出て數も乳よりもよほど多くみられました。

一、陰部、男 四年十ヶ月 一回 (井口 義雄)

女 四年八ヶ月—一〇月三回 (柴田千鶴子)

臍と乳とは或年間の間だけ現れ臍は乳よりも多く描き年齢も少し早くより描き初め年齢進むにつ

れて描かなくなつて居ります。

一、衣服

1. 無衣、裸にて着物を描いてゐないもの、

男 五年七ヶ月

女 五年八ヶ月

までには描かなかつたものがありました。

2. 彩色なきもの

色を用ひないで衣服の形を表したもの又はボタン等を描いては、四年五ヶ月から五年九ヶ月に表れ居りますが極少しであります。

3. 一色

一色をぬりて衣服を表したもの、

これは四年八ヶ月から六年三ヶ月の間に表れ彩色のないものよりも多う御ざいました。

4. 二色以上

二色以上を用ひてゐるけれども島とか模様を表してゐないもの 四年九ヶ月——六年八ヶ月に表れて3よりも多く描いて居ります。

5. 模様あるもの

縞とか模様とかを明かに表したものは五年六ヶ月——六年八ヶ月に表れ年齢の進むに従つて多くなつて居ります。

男兒には此發達がありません。

ボタン 衣服の附屬品の中で多く描いて居ります。四年十月頃から描き初めて年齢の進むにつれて多く描いて居ります。

男兒には衣服の模様等の發達がみられないけれどもボタンは女兒よりも多く描いて居ります。

バンド ボタンの次に多く五年二ヶ月から描き初めて居ります、之は女兒の方が多く描いて居りました
ポケット バンドより早く描き初め割合に多く描いて居ります。

ネクタイ
襟 等をも極小數描いて居りました。

すなわち衣服に色を用ふるのは四年八ヶ月以後衣服の附屬品は五年以後に初めて現れてまゐります、衣服と髪の發達は最も男女の差が著しう御ざいます。

C 手の部、(第二表參照)

手を描き得なかつた者の最も年齢の多いのは

男 五年五ヶ月

女 五年三ヶ月

1. 一形 男女とも最初に出て来るのはこの形であります。

2. 小形 一形からこの形に進んで参ります。

男児の方はこの形まで、其先へ進まなかつた者が多く、女兒の方は發達の段階として一形の次に表れ、また次に進んで行つた者が多う御ざいます。

3. 丛形 この形は男児には2の次に来るものとして割合に多くありましたが、女兒の方は圖に示す如く極少しかありませんでした。

4. 凸形 は男児には六年に一人、六年二ヶ月に一人ありましたきりですが、女兒には圖の様に六年七ヶ月に表れて居ります。

5. 凸形 は男児では五年十ヶ月から初まつて極少しですが、女兒は四年九ヶ月から初まつて圖の様に多く現れて居ります。

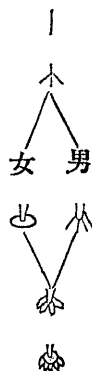
6. 丛形 この形も五の形の多く、男児は數も少なく、年月も三ヶ月後れて出て来て居ります。

カ ○ V W 点 点

これ等のものは一人々々の發達の段階として現れて居りますけれども全體としては數も少なくこれ

等の段階を飛び超へて進んでゐる様で御さいましたから全體としては省きました。

手の發達の順序



右の通りでありますが男子の方は小形に止つたのが、多う御さいましたこれなど男女の精神の發達の相違と見る事が出来様かと思ひます。

女兒の觀察は細やかで男兒は大きいとでも申しませうか。

D 足 (第一表参照)

男は五年一ヶ月 女は五年四ヶ月までには描く事の出来ない者もありましたがそれ以後は全人員が描いて居ります。

1. 一形 足も手と同じく第一に出て来るのはこの形で男兒には最も多く最後までこの形を描いてゐた者もありません。

2. 小形 男兒の方では一形の次に現れる者が多數ありましたが女兒の方ではこの形を飛び越へて〇又はリ形に進んでゐる者が多くこの形の足は稀れに見るのみでありました。

3. 〇形 この形は手の方ではあまりありませんでしたが足には割合に多くありました。

發達の程度は圖の様に女は早く出て少なくなり男はおそく出て多くなつてゐると言ふ相違があります。

4. U形 この形は30と同じく手には極少しでありましたが足には割合に多く表れて居ります。

5. 丛形 この形は手の時と同じく男兒に多く女兒は唯、圖に示す程に過ぎませんでした。

6. J形 この形は手には見られなかつた形で男女共に多く描いて居ります。

7. ㄷ形 この形は手と同じく女兒に多く男兒は極少しで丁度5丛と反對の現象であります。

年齢の上では6 Jよりも後に現れて來て居ります。

ㄷ J ㄷ ㄷ

これ等の形は極少數のでしたから省略しました。

足の發達の順序は

男 一 ㄷ ㄷ ㄷ ㄷ



と言ふ様に男女に依つて發達の順序が違つて居ります。

手足がどこから出るかと言ふ事についてしらべまた處に依りますと、顔から出たのが四年以下には

ありましたが五年以上は皆正しく出て居りました。

E 孤立的より総合的内容へ(第四表参照)

一、不明 頭のみと言ふ様なもので一人とも言はれない様なもの、これは男女とも五年二ヶ月以後にはありませんでした。

二、一人 一人にて立つてゐるとか遊んでゐるとかしたもの、また他のものとの関係が現れないもの、之は男女とも年齢の進むにしたがつて少なくなつて來て居ります男兒の方が割合に多く一人だけのものを描いて居ります。

女子の方が早く發達するのでございませうか。

三、人と人

二人以上の人形を描いたもの

之も男兒の方が多く描いて居ります

これは各年に描いて居りますが女兒の六年五ヶ月以後は描いて居りません。

四、人と物

これは人、一人と家とか路とか空とか花とか言ふ背景を描いたものであります。

この背景を描く事は人二人以上を描く事よりいくらか後れて初まる様で御ございます。

五、人と人と物

二人以上の人と背景を描いたもの。

これは一番後れて初まり年齢の進むにしたがつて多くなつて居ります。

結論

此研究の結果に依つて考へてみますれば此時代の幼児の全部が描くに至ります年齢部分の順序は次の様であります。

1. 顔 四歳四ヶ月 四ヶ月以下の年齢がありませんがとにかく此年齢の幼児は全部描く事が出来ます。

2. 目 男 五、〇 年 月
女 四、一一

3. 鼻 男 五、一
女 五、〇

4. 口 男 五、一
女 五、二

5. 眉 男 五、三
女 五、三
女子に一人だけ六年と言ふのがありました。之は例外とみる方が至當だらふと思ひます。

6. 足 男 五、二
女 五、五

7. 手 男 五、六
女 五、四

8. 胴 男 五、七
女 五、六

9. 衣服 男 五、七
女 五、八

右の様な順序になつて居ります、之から考へまして一人々々の發達の段階も凡そこの順序と同じでありませう、もしこの年齢に到達しても描き得ない子供は、普通の子供より遅れた子供と言はなければなり

ません。

此研究に依つて大いに得る所があつた二つの方面について考へてみたいと思へます。

一、幼児の四歳頃はシンボルの時代で、物を附號で示す時代であります。

手足目鼻口等を—の形で表し胸の形を□で表すのは丁度この時代に相當いたします。

五歳頃 この頃より次第に實物を見たまゝに描き表そうとする時代に入つて參ります。

鼻の形髪の毛の●形等は丁度此時代に相當するかと思ひます。

六歳頃になりますとよほど技巧の方も發達して參りまして其形で描き表す事が出来る様になつて參ります。

眼球を入れるとか、足の∪形手の∞形衣服の模様などを表す等、一つ一つの部分を細かく觀察する事が出来る様になつて來るのであります。

二、他の一方面から考へますと

四歳 觀念がポツリ／＼と頭の中に浮かんでゐる孤立的の時代でありますから人を描けと申しますと

唯一人人と言ふものだけが頭の中に浮んで來るのみでありますから他の物とは何の關係もなく一人だけを描くのであります。

五歳 この頃から段々他の物と關係がついて來て二人の人を描く様になつたり、人と言へば何かこれ

に關係のある家とか路とか言ふものが頭の中に浮んで参りますので、たゞ人をお書きなさいと言つても一人だけの人を描かず二人とか、人と物とかを描く様になつて参ります。

六歳　これが六歳頃になりますと非常に總合的になつて参りまして、人と人との關係を描き、またそれに関係のある背景だとかいろ／＼の複雑な關係を描き出して参ります。之は物を組織的に考へる様になつて來たとも言ひ得ると思ひます。

之は前に申しました、一つ／＼の部分の細かく觀察して描き出して來ると同じ精神の働きでこの働きが内に表れる時は、眼球を入れる様になるとか髪の毛を描く様になるとか衣服の模様附屬品等を描く様になると言ふ様に發達して参りますが、この働きが外に表れる時には人と人との關係人と物との關係人と人と物との關係と言ふ様に發達して参ります。

此二方面を教育的の立場から考へてみますと四歳頃の、觀念がポツリ／＼頭の中にある時代には物を附號で表し得るに過ぎませんから、しいて實物の様に描かせ様とつとめなくともよいと思ひます。大人が描いてみせると言ふ様な場合も符號で表す程度のものでよいと思ひます。之が次第に進んで参りまして五歳位になりますと實物を見るまゝに描き他の物との關係など、云ふ事が表れ初めて参りますから物を觀察すると言ふ事はこの時に初めなければなりません。即ち寫生を初める時期は此時でありますこれより其子供の發達の丁度に依つて重荷にならぬ様に適當に導いて行く事が我々保母の任務だと存じます。

大阪市に於ける幼稚園の沿革

大阪市江戸堀幼稚園長

膳 ま き 子 君

私の申し上げますのは別に研究といふものではありません。長らく従事してゐた事を、時恰も幼稚園令の制定された時にあたり、當時のふんで参りました事を思ひ出すまゝに申し上げます。

大阪に始めて幼稚園の出来たのは明治十二年五月で、丁度時の知事渡邊昇さんが學事に熱心な方で、地方官會議で上京した際、東京に幼稚園があるのをきいて、大阪は商業地だから、子供の頃から正直といふことを叩きこまねばならぬとお考へになつて始められた様であります。東京には、明治九年からお茶の水に幼稚園が出来てゐたので、新しく幼稚園を建てるから、保母を一人よこしてくる様に東京へたのんで来ましたけれど、こちらにもそんなに地方へ出すだけの人物がゐないので「人を遣はす譯にはいかんが、そちらで可然人を見てゝ見習によこしたらどうか」といつて来たので、西區の小學校の先生をしてゐた、小田さんと堀さんの二人が選ばれて上京したのであります。何しろ汽車のない頃なのでなかなかの騒ぎで、神戸から汽船で遠州灘をすぎ横濱に上陸し、それから汽車でこつちへ来るといふ、

まるで洋行でもする様なものでありました。(笑)お茶の水で一ケ年間見習をしてかへつて十二年五月に開かれたのであります。

其頃、豊田文三郎さんや瀧山さんが發企で、日本第一の公立幼稚園を作るといふことで十三年に出来ましたが、渡邊知事の榮轉の爲に廢園になりました。私は十四年十月に見習ひに入つたのですが、今頃の様子とは何にもすつかりちがつてゐるで夢の様です。勉強するにも本がなかつたのです。音楽をやるにも、こつべうし、六絃琴(やまとこと)を使つて、すましこんでとても古風なことをやつてゐました春日さんにゆくと、當時の六絃琴がありますが、實に古雅なものです。(哄笑)其頃「風車」といふ歌がうたはれてゐました。それが十四年でしたか、音楽取調所が出来て、伊澤さんらの手で西洋音楽がうたはれる様になつて、あの「蝶々蝶々……」などが歌はれる様になりました。すると私達には西洋音楽は何だかきやん／＼して軽い様でいけないといつて、盛んに日本音楽をがんばつたことです。其頃から「蝶々」は廢れずにうたはれてゐるものです。(哄笑)

本といつては、關信藏氏の譯した幼稚園記といふのがあつて、何を書いてあるかわけもわからぬながらそれをよんでゐたのです。尤も翻譯も不出來だらうが、今よんでみても、さつぱりわからぬ所もあります。(哄笑)しかし當時はそれをよまんでは保姆の資格がないといふので、わからんなりにわかつた様な顔をしておぼえてゐたのです。それから一つ、桑田信吾さんの幼稚園といふ本が出来て、恩物など

もかつてあつたが、その二つきりで、随分惘然たるものでありました。それが、京都三高の先生の、女子教育學などをよむ頃になると、非常にえらくなつたつもりになつてゐたのです。心理などいふものもなし、今日ならば、檜崎さん野上さんや倉橋先生らの著書が澤山あつて勉強しようと思へばどんなことも出来る様な世の中になりました。前のことを考へると有りがたくて仕様がありません。随分年よりで記憶力もにふいのでいくら勉強しても人並にはいかないので、ましてやらずにゐては何にも知らん様になるから私は何處へでも會でもあればどんどん出てゆきます。年よりだから私はよけいに出て来るのです。昔のことを思ふと全く有りがたい世の中になつたので、出ていかずに居れないのです。

當時私のおたのはほんとに理想的の幼稚園であつて、庭が五百坪、子供は四十八人、保姆が五人で、随分贅澤なものでした。今頃になつて屋外保育などといつてゐますが五十年も昔は、私共は始終屋外保育をやつてゐました。(哄笑)庭は全部芝生で、日本全國を形どつて富士山があり、四國や九州もあり、近江の琵琶湖は噴水になつてゐました。園藝などでも——當時ははたのあそびといつてゐた——一人當り壘半枚分の畑が四十八人分であつて、鍬や手桶も備へてあつて、そこに茄子を作り、大根を作つて、出来たお茄子はもつてかへつて辨當のおかすに入れて來るといふ調子で、自然に對する趣味なども知らず識らずついてゐたと思ひます。粘土細工をするといへば自然にあるからいくらでもとつて來る、デンデン虫やイナゴなどもすぐに居るので、そんなものを相手に、寒い日か雨の日は室内にゐたけれど、毎

日毎日室外で遊んでゐたのです。十四年の頃には盛に屋外保育をやつてゐました。殊に其當時幼稚園教育に心を向けてゐる人々だから、家庭もほんとはよくわかかつてゐて何の困難もなく愉快にやつて來ました。

模範府立幼稚園がなくなつて、今度は別に鴻の池に立てるといふので、どうぞ來てくれとのこととこへいつて、府立幼稚園で無代で借りうけ、氏原さんと私と二人でひきうけてやることにした。どんなにでも、うまくいくと思つて五十人の子供で、月謝二十五錢づゝとつてやつてみました。尤も、金が足らねばいくらでも出してやるとはいはれてゐたものの、自分でやりはじめたものだから一心にやつてみました。所が、小使にやると後には金は残らぬといふ始末で、とうとう、乾物になる迄もやつてみよといふので、(哄笑)二人で小使もやめさせて便所の掃除から何から何迄一生懸命になつてやりました。子供もそれに共鳴して一心にやる様になりました。

それ迄は小學校へは五歳でも四歳でもゆきたいものはいつてもよかつたので、小學校の校長さんものんきなもので、來る者は何歳でもおかまひなしに入れてゐたのが、文部省令が出て、學齡未滿のものは幼稚園でやれといふことになつたので、方々に幼稚園が出来る様になりました。時の文部大臣は大木喬任さんでしたが、私は大木さんが文部大臣では一番えらい人だつたと思ひます。(哄笑)

さうなると毎日毎日、參觀人が大勢やつて來だして、黒羽二重紋附、仙臺平といふいでたちで、子供

の數よりも多い程の參觀人が來るといふ狀況になりました。北區に一つ、西區に一つ公立幼稚園が出來ることになつたが、保姆はゐないので、私共は全く、ひく手あまたのはやりつ子になつてしまつて、其時分、野心があつたら、どんなことでも出來てゐたらうと思はれる程にもてたものです。

しかし私共は律義一遍で、世話になつてゐるのだから決してよそへはいかないといつて、氏原さんは北區にゆき、私は、前の幼稚園を立てた人の一部に西區の人々もゐたのでその方にかはつたわけです。兩方共、保姆養成をやつてゐました。それから二十六年現在の江戸堀幼稚園が出來たので、私は又その方へいつてずつと今迄ひきつゞいてゐるのです。

年々三月の年度更りが來ると、幼稚園をつぶすといふ心配もあつたものが、今日ではもう非常に認められて、各區の人々が大變熱心に盡して下さつて、かういふ會などには一人でも多く出席さす様にしてくれます。此度も各區の保育會は一致して各保育會から一人宛出席することになりました。

昔のことを思ふとすべて感謝にたまへせん。時恰も幼稚園令が獨立して制定せられた今日、過ぎ去つたことを考へると、全く夢の様です。私は日夜喜んで有り難い心で、働かせていたゞいてゐます。

都市幼兒の情操教育に就て

大阪市御津幼稚園長

田村好子君

教育は子供の全生命の發展を助長し啓培することであることは私共の喋々を要しないことで、從て情操を教育することだけが教育でないことは言を俟たないのでありますが現在の教育が餘りに偏智的であり技巧的であつて小賢い子供は出來てゐますが潤のある純な清い感情の持主である子供の少い様な感じが致します處から此方面の教育に一層の注意を拂はねばならぬ事かと思ひます。

特に私共のお預して居ります子供の環境たる都市の現狀を注意して見ますと恐ろしい様な感じが致します、あのむつくり眼をさましてから寝るまで騒しい自動車や電車の警笛や荷車の軌する不快な音を聞き社會のあらゆる方面に於て血腥い刃傷沙汰や不正事件が毎日の様に新聞紙の記事に現はれ、至るところの活動寫真や劇場には俗悪なぞして強烈な刺激を子供の耳や眼を透して心に與へて居ります。更に又子供に取つて唯一の樂園であり情操教育の最高所たる家庭は全部でないにしても多くはその日の繁激な生活に追はれて家族相互の交際さへ不親密となり家族の眞の情味が減少しつゝあるではないでせうか。

かくして子供の教育を顧みるの暇がないだけならばまたしも、自分の生活にいらだつた感情を以て純眞な子供に接し不知不識の間に虚偽の生活を幼児時代より感知せしむることの恐ろしい事は想像以上であります。

これ等は子供の顔や言動を見ると直ぐわかります。都市の子供は田舎の子供の様には裕つたりとした態度がありません。中には随分先生をけつたり叩いたりする様な惨忍性の子供もあります。その惨忍性は田舎の子供が蛙のおしりに麥稈をつきさしてふくらして喜んで居るのや蛇の尻尾を持つてふり廻す様なとは質が違つてゐます。自然の惨忍性の現れでなく人爲的境遇の冷やかな處から來たのが多い様に思われます。或は子供の大なる樂しみにしてゐる毎日の辨當にお金を與へて通園の途中カス／＼のパンを買はして持たせてゐるのも見受けます。いくら粗末なものでも母が今日は何のお菜にしてやらうか明日の辨當には何を入れてやらうかと苦心して作られた辨當はたとへ簡單なものでも子供は山海の珍味と同一に味つて呉れます。それがやがて母性愛を感ずる基ともなるのであります。

此等の點を見ますと現代人の生活殊に都會人の生活は子供の情操を破壊して居ることが決して少くないと思ひます。彼れや是れやを思ふと家庭の延長たる幼稚園教育は此情操方面に大なる注意と努力とを拂はねばならんかと思ふのであります。

それでは私共は保育の實際に何ういふ風に注意して居りますかと申しますと到底茲に全部に渡つて申

上ぐるの時間を持ちませんが、ほんの一端だけでも申上げて皆様の御批判を仰ぎたいと思ひます。

先づ幼児にとつては社會の首途ともいふべき入園當初は勿論常に溫顔を以て幼児に接し母性愛をもつて子供を導くのであります。子供は環境によつて身體も精神も發展するのでありますから、最善の工夫と努力とを以て其日の環境を整理して置いて子供を迎へ子供が吾れを忘れて次から次へと生活が流れて行く様に又發展して行く様に誘導するのであります、これがやがて幼稚園や先生の有難味を感じる根本的のものと思ひます。

次は園外保育であります此園外保育を従來の様に身體方面にのみ利用するのではなく、更に情操教育に價値ある様に致したいと思ふのであります。野邊に出て草摘をさせても只徒に花束を抱へてまもなく捨てしまふのでなく附近に砂原でもあればそれにさへせて花畑として水など注がせて見ることは種々の點から意義あることと思ひますが自然から得たものを自然に返すところに自然を愛し自然に對する感謝の一端ともなりはしないでせうか、神社佛閣の附近に幼児を引卒したる際は必ず先づ參拜せしめて敬虔の念を起さしめ其他野に森に海邊の幼児を連れて行つたとき蜘蛛の子を散らした様に飛び廻りますが時としては體も心も靜かにして雲雀の鳴く聲や磯打つ波の音を傾聽せしめ或は之を凝つと見つめしめる、そうした時何か知らん大きな力が實在して居ることが子供の心の扉を破つて流れ込むのであります、かくして大きな自然の生命の呼吸に子供の小さい呼氣も吸氣もびつたりあつて、しみとくと無聲の教言語

を超越した神の示現を其魂に刻み込むのであります。これがやがて大藝術や大偉人を産み出す基ともなるのではなからうかと思ひます。其他動物飼育や植物栽培乃至は稻の植付等を知的に取扱ふばかりでなく自然の心に觸れる様導くことが必要であるかと思ひます。一杯の水を草花にかけさせても一葉の大根の葉を兎にやらせても子供の心には、それだけの潤ひが出て來るのであります。或は又人は社會生活をなすことに依て多くの幸福を受けて居るのでありますが多きは其恩恵になれてこれを意識せず、若し意識しても衷心より感謝の心持を持たない様な感が致します。それですから幼兒を園外に連れ出したときや家庭などで目載した社會的事象は保育の一つとして取扱ひたいと思ひます。例へば若し郵便さんが郵便物を投込まれた時それがどうして遠方の處からはこはれたかを淳々と話してやつて社會生活の有難味を感せしめ有難うと感謝の言葉を發し得る様に導く。おまわりさんも亦同様に……。だん／＼暑くなれば水道の有難さを適當な機會に取扱ふもよい、かくすれば一杯の水を呑んでもそこには社會生活の味を加へ一杓の水を門へ撒いても共存生活の氣持よさを一層強く感するのであります。又三月節句の遊びまゝこと遊びは大人の生活の模寫であります、そこに母性愛が體現せられてゐて幼兒の生活の中に一つの貴い遊びだと思ひます。たゞともすれば冷やかな家庭の子供はまゝごと遊びで自分のお母さんを氣取つて他の者を叱りとばしたりあゝせよこようせよと顎で人を使つたりします。これは大に注意を要します幼稚園で致します七夕祭や誕生會なども此方面に價値あるものであります。又童話を聞かせるにしても

情操陶冶の目的で成る可く人情美のこもつたものを撰むことが必要であります。幸ひ子供は凡ての無性物に對し有情化する性を有つて居りますからこれを教育的に仕組んで情操陶冶に利用することは効が多いことと思ひます、たゞ大に注意を要することは藝術を解せず猥りに創作することは極めて危険であります、其外保育室内の繪畫にしても生花にしても子供の情操生活に偉大なる關係を持つて居りますから單なる裝飾と考へてはなりません更に又幼兒の情操生活に至大の關係あるものは音樂であります、その歌詞にもその曲にも自然と人生の最純美なるものを選択して與へねばなりません。ともすれば餘りにセンチメンタルのものや低級なものを與へたりしてゐることがありますが、子供の心情を傷つけることが大きいと思ひます。

茲に於てか子供の純美な情操の持主でなくてはなりませんと思ひます。特に母性愛に富んだ人でなくてはならぬと思ひます、子供が幼稚園へ來て一番たよりにしてゐるものは保姆であります。用事もないのに先生……といつて來たり餘念なく遊びに耽つてゐてふと先生の居ないのに氣がついて探し廻つてみたりすることがあります、これは子供の心に何んとはなしに物たりなさと思慕の純真な情から保姆を求めて來たのであつて其保姆の靈に觸れて安心と喜びとを感ずると共に、自分以外の存在自分よりも大なるものと相通ふ一種の靈感に觸れるのであります。此靈感が子供の心に幾度となく刻み込まれるとそれによつていつか奥深く人と通ひ神と通ずる信仰を得ることになると思ひます。若しこうした時に

何だうるさいと云ふ様な顔付をしたり、よしそんな顔付はしないでも何の理由か話して見よなどと尋ねたときは子供の心はすぐに壊されてしまふのであります。一度その心が壊されたときは再び同じ心の中に生きることは出来ません。年長けてまつしぐらに人の魂に飛び込む事の出来ないのは多くはさうした無理解な母や教育者によつて此子供の純真な情操の芽生を踏みにぢられてしまふからでありますまいか私は何うしても子供と一所に泣きも笑ひも出来る、そして子供の心をすぐに讀み得る様な保姆が、今日の様な教育の状態と今日の様な子供の家庭や社會の状態とを見る時に非常に大切なことだと思ひます。

(終)

全國幼稚園大會出席者名簿

(番號)(氏名)

(幼稚園名)

一 服部 蒼	一四 内田 サダ	同
二 小川 圓次郎	一五 阿部 やす	双葉
三 及川 ふみ	一六 林 信勝	高女
四 多田房之輔	一七 鎌田 しん	番町
五 田中 三郎	一八 星 ヒデ	同
六 土川 五郎	一九 島田 眞治	麴町
七 村田 次郎	二〇 岡 治子	愛の園
八 倉橋 惣三	二一 田代 勝之助	日本橋 城東
九 櫛引 ふき	二二 脇屋 なを	同
一〇 齋藤 金造	二三 岡田 ゆう	同
一一 木下一雄	二四 鈴木 千代	同
一二 新庄 よしこ	二五 田中 小市	第一
一三 鈴木 テイ	二六 越智 のぶ	同
	二七 小佐野 喜代	同
麴町		
麴町		

東京府

二八 渡部 なを

同

四五 淺岡 はま

仲之町

二九 千葉 ひで

京橋

朝海

四六 森田 サダ

同

三〇 後藤 いと

同

四七 大島 ちか

同

三一 澤田 りか

同

四八 山下 ツヤ

四谷

四谷

三二 辰野 よし

同

四九 加藤 律

同

三三 廣田 シズ

同

五〇 佐久間 重代

同

三四 石城 みほ

同

五一 黒田 光子

同

三五 沼田 藤次

芝

頌榮

五二 溝口 てい

同

三六 小林 照子

同

缺五三 久門 嘉祐

牛込

東洋

三七 竹尾 とみ子

同

五四 佐藤 良海

小石川

明照

三八 ドレーク

麻布

東洋

五五 小向 喜美

本郷

第一

三九 福島 すみ江

同

五六 板橋 いよ

同

四〇 宇佐美 敬

赤坂

女子學習院

五七 山本 鋭子

同

四一 望月 いと

同

五八 石 涉 綱

同

四二 菊池 千歳

同

五九 塚田 百合子

同

四三 久米 光

同

六〇 平田 銚

同

四四 森田 道子

同

六一 白銀 春海

同

六二	高橋千代乃	同	七九	今井糸子	同
六三	上岡錐子	同	八〇	小川朝子	同
六四	香田すま	京北	八一	日比トミ子	同
六五	寺田とき	同	八二	白倉とく子	同
六六	山口菊太郎	愛隣	八三	福田照子	吉野
六七	増田多賀子	同	八四	村山ツル	本所
六八	小島梅子	菊川	八五	飯田照子	同
六九	松本壽美子	愛隣	八六	小林とし	同
七〇	山口壽子	同	八七	阿部潔	深川
七一	和田くら子	寛永寺	八八	金子きた	同
七二	湯淺誠作	下谷	八九	岩崎こま	同
七三	湯淺智香	同	九〇	早塚文	同
七四	渡邊俊子	同	九一	杉坂富士	同
缺七五	中島久子	同	九二	岡田トミ	同
缺七六	本田英子	同	九三	門田つや	中目黒
七七	瀬戸山静江	同	九四	飯塚光子	同
七八	稻垣實秀	淺草	九五	土川田鶴	大井
		德風			瑞穂

- 九六 長坂くみ 同 一一三 久留島岑子 青山 第一早蕨
- 九七 下村たつゑ 同 一一四 清水和子 同
- 九八 原島幸子 同 一一五 瀬部美和子 同
- 九九 矢部ハル 北品川 有隣 一一六 山下萩子 同
- 一〇〇 加藤美代 同 一一七 佐藤イヨ子 同
- 一〇一 橋本貞子 同 一一八 鈴木勝子 代々木 第二早蕨
- 一〇二 加藤寛六郎 同 一一九 杉本國子 同
- 一〇三 棟居喜久馬 平塚 洗足 一二〇 中銀康子 同
- 一〇四 戸板關子 大森 城南 一二一 井戸川積子 下澁谷 福田會
- 一〇五 丸尾正尾 同 一二二 加賀山千壽子 淀橋 有隣
- 一〇六 太田富美子 同 一二三 秋保芳水 淀橋 有隣
- 一〇七 畑幸子 同 一二四 齋藤花子 同
- 一〇八 森まる子 下澁谷 實踐 一二五 谷菊枝 同
- 一〇九 藤山ふみ子 同 一二六 田泉藤野 王子 王子
- 一一〇 佐藤琴子 同 一二七 省橋竹子 同
- 一一一 中村直弑 大久保 日本 一二八 伊賀崎顯達 南千住 南千住
- 一二二 橋本タツ子 同 一二九 鶴田富代 尾久 尾久

一三〇	鶴田いく	同	一四七	飯田登喜	同
一三一	中澤咲子	中里	一四八	笹川ふみ	小石川 豊明
一三二	望月兔幾	同	一四九	橋本みよ	蒲田 洗足
一三三	相川勝太郎	千壽	一五〇	平出シユン	同
一三四	安藤信太郎	桑郡	一五一	山田美佐保	世田ヶ谷 千種
一三五	櫻井稻子	兩國	一五二	井村菊惠	日の本
一三六	塩見縫	南高輪	一五三	島崎雅子	入新井 大森
一三七	岡寺興良	社會課	一五四	岡好江	同
一三八	粟津勸緑	同	一五五	岩本初	同
缺一九三	伊藤千代子	駒澤	一五六	中山さき子	同
一四〇	横田つる代	原宿	一五七	武井千代	同
一四一	井上藤藏	澁谷同胞	一五八	寺田富士野	深川 富川町
一四二	山田シヅ	第一星光	一五八	足達みのり	善隣館
一四三	秦操	第二星光	一六〇	北井増枝	浅草 玉姫町
一四四	近藤乾	根岸	一六一	伊藤田鶴	深川 愛光園
一四五	渡邊こう	同	一六二	佐々木マサミ	日本橋 常盤
一四六	佐崎なみ	同	一六三	山田尾以久	同

一六四 松尾 ぶさ 同 京都府 同 乾隆

一六五 大野 ふじの 女高師 附屬 一八一 中西 タミ 未 京都市 待賢

一六六 神原 キク 同 一八二 田中 未 同 待賢

一六七 北條 孝子 同 一八三 森 貞 同 同

一六八 平田 富美子 同 一八四 新宮 拙子 同 京極

一六九 恩田 夏野 杉並町 一八五 小幡 小長 小川

一七〇 荻野 茂 北品川 一八六 原 八重 城巽

一七一 鎌瀧 さだ 同 一八七 藤本 睦子 平安

一七二 能勢 哲 高圓寺 子寶 一八八 岡本 アイ 日影

一七三 川島 美つ 下谷 川島 一八九 江川 すめ子 生祥

一七四 澁谷 千代子 深川 東川 一九〇 君塚 道子 豊園

缺 一七五 西島 精 明治 明治 一九一 三宅 シズ 同

一七六 田伏 トク 明治 一九二 平井 マキ 開智

一七七 小山 タワ 同 一九三 吉田 ゆか 楊梅

一七八 谷 なを 同 一九四 中司 こう 同

一七九 西村 ちる 同 一九五 岩井 ツタ 京都

一八〇 中村 千代子 同 一九六 一花 一枝 同

一九七 村井千代
 一九八 橋川正
 一九九 朝尾清記
 二〇〇 若林テル
 二〇一 竹上藤次郎
 二〇二 鹽見傳之進
 二〇三 岩内誠一
 二〇四 山岡爲
 二〇五 酒井庚信
 二〇六 池野藤太郎
 二〇七 ゼイン・ウエルテ

大阪府

二〇八 室谷祐善
 二〇九 仲梅野
 二一〇 赤澤元道
 二一一 八木きくゑ
 二一二 渡よし

大阪市

同
 常葉
 崇仁
 同
 保育會
 小川
 京極
 城巽
 開智
 楊梅
 平安
 三光
 女師附屬
 ランパス
 櫻之宮
 堀川

二二三 山村十野
 二二四 市原句
 二二五 辻ソノ
 二二六 中島茂
 二二七 石谷もよ
 二二八 服部駒藏
 二二九 服部ノブ
 二三〇 金谷マス
 二三一 膳真規子
 二二二 鈴木よし
 二二三 橘井和榮
 二二四 中林ウラ
 二二五 菅野タキ
 二二六 伊東ツカ
 二二七 菅沼松彦
 二二八 華岡文子
 二二九 宮武滿佐恵

菅南
 堂島
 中ノ島
 西天滿
 常盤
 天下茶屋
 同
 船場
 江戸堀
 東江
 鞆
 廣教
 明治
 西六
 堀江
 同
 高台

二三〇	若井きみ	日吉	二四七	佐藤富子	大寶
二三一	大道てる	松島	二四八	米山エン	桃園
二三二	八木カ子	本田	二四九	松本操	金甌
二三三	森本芳枝	下福島	二五〇	高濱キミノ	精華
二三四	矢野静二郎	安治川	二五一	木村重遠	二葉
二三五	浦上悦	同	二五二	五味ノブ	千船
二三六	藤本ツギ	久寶	二五三	井口俊	榮
二三七	村尾マサ	北大江	二五四	三輪タマ	古市
二三八	小野村秀	集英	二五五	小原テルエ	神子田
二三九	木村良子	中大江	二五六	布村ヨシ	汎愛
二四〇	廣瀬セイ	浪華	二五七	山上阜	茨木
二四一	殿村たけ	愛珠	二五八	阿部カツエ	吹田
二四二	毛利徳太郎	渥美	二五九	肥塚聰	堺市
二四三	井上春野	同	二六〇	大上小鶴	第一
二四四	田村好	御津	二六一	吉田定治郎	濱寺双葉
二四五	増田シヅエ	道仁	二六二	杉山久	守口
二四六	戸田シヅ	芦池	二六三	大塚わか	開花
					大阪市
					北河内
					三島

二六四	德永ヒサコ		難波元町	二八〇	大山政和	横濱市	老松
二六五	船越なを	北河内	牧方		兵庫縣		
神奈川縣							
二六六	山本盛太郎	横濱市	横濱	二八一	大西精一	神戸市	清風
二六七	石野喜十郎		金港	二八二	吉田とり		雲中
二六八	山内茂三郎		千歳	二八三	望月クニ		神戸
二六九	二宮わか子		神奈川	二八四	松求とき		同
二七〇	二宮勝世子		同	二八五	高島シマ		平安
二七一	東梅修子	壽	同	二八六	倉野菊榮		同
二七二	工藤シゲ	川崎市	川州	二八七	那須龍淵		城ケ口
二七三	中村ハル	三浦	船越	二八八	佐和山豊松		同
二七四	山下カヨ		逗子	二八九	塩見タキエ		兵庫
二七五	富田範	横濱市	青木	二九〇	末正久左工門		末正
二七六	富田照世		同	二九一	西茂太郎		同
二七七	松本スエ	横須賀市	教育會	二九二	福田トク		同
二七八	鶺鴒飼猛	鎌倉町	鎌倉	二九三	三角みつへ		同
二七九	篠原しま子		同	二九四	川上眞砂		同
二八〇				二九五	中西スミ		松壽

二九六	山崎とき	楠	三二三	三澤	きぬ	加西	北條
二九七	加藤さ江	同	三二四	森川	長左工門	武庫	遊喜園
缺二九八	横山よし	清風	三二五	岡本	シゲ		甲南
二九九	西川修	西野	三二六	豊島	すゑ		住吉
缺三〇〇	小澤ツネ	同	三二七	山脇	ゆき		同
三〇一	笹山壽代	野田香盛	三二八	水野	多鶴工		魚崎
缺三〇二	福田雛固	同	缺三一九	佐野	コハル		群華
三〇三	小笠原松枝	北部	三二〇	河合	ちよ	加古	高砂
三〇四	小林静子	姫路	三二一	鹿野	しげ		同
三〇五	小塚みち	博愛	三二二	山本	貞藏	飾磨	飾磨
三〇六	江川縫子	西宮	三二三	島	關シン	赤穂	赤穂
三〇七	益田てる	同	三二四	津野	一子		同
三〇八	岸畑ミサオ	加古川	三二五	長崎	和子		同
缺三〇九	内匠ちゑ	播陽	三二六	小林	富	栗穴	山崎
三一〇	原しげ	山崎	三二七	中川	四一	神戸市	日本精華
三一一	福井とみゑ	龍野	三二八	柳利三郎		洲本町	柳
三一二	清水谷善照	八志路	三二九	梶原	君代	神戸市	城口

長崎縣

三三〇 山内園子 長崎市

新潟縣

三三一 齋藤正直 新潟市

埼玉縣

三三二 青木翁助 幸手町

三三三 柴原弘道 秩父町

三三四 駒野毬枝 川越市

三三五 大矢敬香 浦和町

群馬縣

三三六 森島順之助 前橋市

三三七 黒崎辨之助 桐生市

三三八 三橋ヒロ 高崎市

千葉縣

三三九 近藤洋雄 東葛飾

三四〇 椎名清一 旭町

慶華

二葉

幸手

秩父

初雁

麗和

前橋

桐生

高崎

市川

南行徳

旭

三四二 安西政代

三四三 秋葉富子

三四四 山口政子

茨城縣

三四五 志賀清光

三四六 蓮池德音

三四七 鈴木千代松

三四八 和泉よし江

三四九 大江松野

三五〇 原口トモ

三五一 吉川コハル

栃木縣

三五二 古橋平八郎

三五三 山越忍空

三五四 宮本マツ

三五五 村上壽枝

三五六 石坂節子

同

同

成田

下館

明照

石岡愛友

同

善隣

同

土浦

佐野

足利

花園

松下

三五七 藤谷美千 宇都宮市 クリスチャン

三五八 大竹君子 同

三五九 上野松次郎 宇都宮

三六〇 小川松吉 同

奈 良 縣

三六一 淨謙チサ子 女高師 附屬

三六二 木村公世 南葛城 御所

三六三 飯田トミエ 同

三六四 中台赤太郎 丹波市町 天理

三六五 清水くに江 同

三 重 縣

三六六 黒岩長太郎 松阪町 松阪

三六七 玉置儀之助 津市 入徳

愛 知 縣

三六八 足立由三郎 名古屋市 久屋

三六九 坪井キク 第一

三七〇 井上てい 第二

三七一 成田いち子 清流

三七二 金澤道子 同

三七三 田中喜代子 同

三七四 伊東榮 同

三七五 ノラ・ポーマン 柳城

三七六 松浦清江 同

三七七 石田 藪 松若

三七八 朝倉けい 第一皇風

三七九 田中ゆき 同

三八〇 木村りん 第三

三八一 奥田鶴龜 熱田

三八二 柳原秀太郎 岡崎市

三八三 福若壽一 岡崎

三八四 篠崎美津 廣幡

三八五 岩田よね 愛隣

三八六 稻垣國太郎 知多 半田

三八七 宮本藤三郎 東春日井 品野 犬山町 犬山

静岡縣

三八八 林 叡 子 静岡市

三八九 浦 野 み ち

三九〇 大 山 て い 濱松市

三九一 吉 田 や つ へ

三九二 山 田 花 興津町

三九三 鏡 島 寛 綱 蒲原町

三九四 稻 葉 は る の

三九五 坪 内 つ や

三九六 逢 坂 芳 子 小山町

三九七 原 八 枝 子

三九八 鈴 木 き み 田方郡

三九九 後 藤 と ら

四〇〇 木 俣 な み 笠井町

山梨縣

四〇一 鶴 巢 ふ さ 甲府市

四〇二 吉 川 恭 子

缺四〇三 原 徵 信 谷村町 青藍

四〇四 市 川 日 誓 上野原 立正日曜

滋賀縣

四〇五 倉 見 た ま 大津市 大津

四〇六 加 藤 清 子 同

四〇七 川 邊 千 代 坂田 米原シオン

長野縣

四〇八 上 村 愛 子 松本市 聖十字

四〇九 齋 藤 美 よ し 長野市 旭

四一〇 長 野 静 江 同

四一一 富 岡 照 子 芹田

四一二 飯 野 ふ さ 子 上田市 梅花

四一三 若 林 え い 子 常田

四一四 石 坂 真 砂 下伊那 飯田

四一五 大 内 さ だ 同

四一六 重 盛 快 進 伊那町 伊那

宮城縣

英和

同

笠井

同

三島

同

早百合

同

同

梅花

挑花

懸居

元城

静岡

櫻花

四一七 梅良造 仙臺市 東二番町

福島縣

四一八 須子トミ 福島市 福島

四一九 杉村カツ 喜多方町 喜多方

四二〇 眞鍋武子 同 同

四二一 島坂孝 同 同

四二二 大塚孝次 梁川町 梁川

四二三 曾我鏡之助 白河町 白河

四二四 松山政治 郡山市 郡山

四二五 中村謙吾 若松市 若松

岩手縣

缺四二六 岡田源太 盛岡市 むつみ

四二七 四戸熊藏 同 同

四二八 木村靜 同 同

山形縣

缺四二九 鈴木宥信 米澤市 興道

四三〇 小川龍山 宮内町 宮内双葉

四三一 石黒喜助 同 同

四三二 佐々木新三郎 同 同

四三三 速藤權内 米澤市 北方

四三四 遠藤やゑ 同 同

秋田縣

四三五 小助川ヒデ 能代港町 能代

四三六 土崎智善 土崎港町 土崎

福島縣

四三七 齋藤巧界 福井市 鹿苑

四三八 戸泉隆眞 今立 戸泉

四三九 徳本達雄 敦賀港 早翠

石川縣

四四〇 竹内十太郎 大聖寺町 京達

富山縣

四四一 高田孝次 富山市 富山

四四二 萩行密岩 高岡市 高岡

四四三 菅原毅 同 同

四四四	佐野ます	同	四五八	折居彌留枝	岡山市	深抵
四四五	小島光壽	同	四五九	高原寅		内山下
四四六	大島豊斐	同	四六〇	馬場千代乃		弘西
四四七	加藤みさを	同	四六一	佐々てつ		旭東
四四八	真門道巖	魚津	四六二	英賀春子		出石
四四九	濱田ヒデ	同	四六三	谷口源藏		市視學
四五〇	藏多慶樹	氷見	四六四	岩田艶子	倉敷町	倉敷
四五一	松倉義研	同朋	四六五	逢坂忍		若竹の園
四五二	蜷川賢子	同	四六六	平松廣	小田	矢掛
四五三	松倉菊枝	同				
	鳥取縣			廣島縣		
缺四五	伊田かね	鳥取市	四六七	深井咲子	廣島市	第一
缺五五	山田雪	同	四六八	中村桂堂		無得
四五六	西尾信子	同	四六九	中村幸子		同
	島根縣		缺四七〇	阪田久五郎	吳市	吳彰榮
四五七	富田八千穂	松江市	四七一	和田正彦		同
	岡山縣		缺四七二	本莊ツナ	双三	三次
			四七三	西田省三	御調	糸崎

四七四 阪井ヌイ 福山市 福山

山 口 縣

四七五 香川倉代 三田尻 鞠生

四七六 脇千賀 防府町 松崎

四七七 脇英夫 同 同

四七八 飯田須賀子 同 同

四七九 金子虎吉 萩町 双葉

和歌山縣

四八〇 越路節 和歌山市 新町

德島縣

四八一 南正實 德島市 内町

四八二 二木幸枝 同 同

四八三 石毛キミ 新町 同

四八四 廣田シツエ 佐古 同

四八五 村永芳一 富田 同

香川縣

四八六 田所完造 高松市 玉藻

四八七 湯淺羽太郎 同

四八八 山下チカ 九龜市 東

四八九 田井ソノ 三豐 豐浦

愛媛縣

四九〇 田坂雪 今治市 今治

福岡縣

四九一 荻野ヒサ 福岡市 福岡

四九二 高崎スミ 同 同

四九三 ヘレン・ユム・シヤック 同 南博

四九四 近藤多恵子 同 同

四九五 片谷武雄 小倉市 湧金

四九六 横山八重 伊田町 慈光

四九七 岡純孝 同 淳風

四九八 金山玄暉 金田町 金田

四九九 玉田艶子 同 同

五〇〇 大和國子 直方町 大和

五〇一 東仁彦 福岡市 赤坂

大分縣

五〇二 吉成ソウ 國東町

山下

缺五二五 財部寂心 大島 名瀬
五二六 島津長丸 鹿兒島市 鶴嶺

五〇三 天門成章 高田町

成蹊

缺五二七 池田たや 同

五〇四 高田龜市 別府市

別府

北海道 同

佐賀縣

五〇五 吉富フキ 唐津町

唐津

五二八 白田ウメ 帶廣町 双葉

熊本縣

五〇六 伊喜見タツ 熊本府

磧台

五二九 西垣かく子 有隣
五二〇 福永鶴子 同

五〇七 荒木清香

一新

五二一 柳澤慶次郎 坂本

五〇八 桑原辰喜

手取

五二二 石川イッ子 淺草

五〇九 金井信

同

五二三 和田辨瑞 音羽

五一〇 渡邊次

熊本

五二四 永田よし 同

五一一 石原松枝

五福

五二五 渡邊見道 清和

五一二 稅所ジュノ

女師附屬

五二六 菅沼義子 共愛

五一三 北ヒサ 八代町

代陽

五二七 田中香子 南町

五一四 前田キタ 本渡町

本渡

五二八 高橋まさ子 同
五二九 桑田初子 嫩葉

鹿兒島縣

五三〇	龜山こぬい	阪本	五四七	岡田とよ	藤枝
五三一	今村トミ	同	五四八	篠宮文	島田
五三二	伊藤堅造	八王子	五四九	齋藤とき江	愛隣
缺五三三	佐々木漱純	音羽	五五〇	高橋浩洲	慧日
五三四	和田とみ	小百合	五五一	田村博	常葉
缺五三五	村山知恵	長者丸	五五二	小林榮吉	牛込
五三六	森岡春榮	大井	五五三	西本華子	目黒
五三七	伊藤ツル	長崎女師	五五四	近藤とし	陸軍糧秣本廠
五三八	鍋島梅	五條	五五五	小島梅	菊川
五三九	左右田恵順	横濱保育	五五六	徳永恕	二葉
五四〇	野澤惣平	宇陽	缺五五七	勝田馨子	精華
五四一	黒田みゆき	聖マツテア	五五八	小島つな	共立
五四二	平賀あや子	鶴見	五五九	土村みち	同
五四三	平賀刀志子	同	五六〇	吉井治郎	猪苗代
五四四	武野やへ	松本	五六一	井下里子	小石川
五四五	原悦道	藤澤	五六二	山村きよ	千葉女師
五四六	中田シゲ	八幡	五六三	瀬川賛次郎	フレイベル

五六四	高市次郎	同	五八一	長谷川政子	臺町
五六五	田中ふみ子	池袋	五八二	菅沼恭子	鐘淵
五六六	石川あい子	同	五八三	關本よし子	同
五六七	友成みき子	同	五八四	關千代子	同
五六八	小林ヤン	高千穂	五八五	卜部たみ	女師附屬
五六九	大岩琴子	同	五八六	宇津木富美子	精華
五七〇	太田環	同	五八七	長尾丁郎	越ヶ谷
五七一	八木澤しげ	同	五八八	藤田フサ	麻布
五七二	小野キヨ	陸軍火工廠	五八九	菅沼シゲ	同
五七三	長谷庄作	御國	五九〇	小林英子	同
五七四	丸山和太郎	篠原	五九一	猿田鈴江	朽城
五七五	丸山かく子	同	五九二	田中愛子	同胞
五七六	天田瀧治	高崎市主事	五九三	西川春代	大正婦人會
五七七	宮川重子	深川	五九四	三輪菊	龍東寺
五七八	山口信太郎	千住	五九五	今道ツヤ	阿佐ヶ谷
五七九	佐藤滿壽	鳩榮園	五九六	雀部清	朝日
五八〇	谷よね		五九七	大久保岩	

五九八 藤本賢祐

嵯峨

六一五 量川あさ子

東洋

五九九 林とも子

信和會

六一六 江頭壽鶴子

同

六〇〇 國武ナミ

靜花

六一七 田村徳祐

徳風

六〇一 眞山しづ

同

六一八 井石長

菱花

六〇二 市場千代

同

六一九 森とよ

武藏野高女

六〇三 瀧澤きみ

東洋

六二〇 原きん

日出

六〇四 三島つた

同

六一一 深江ハル

同

六〇五 澁江静子

板橋

六一二 山内貞子

慶華

六〇六 清野柳

柳

六一三 荒尾秋子

音羽

六〇七 谷清野

女子大附屬

六一四 小川末松

富士見

六〇八 吉田けい

同

六一五 内田節

同

六〇九 甲賀ふぢ

同

六一六 山田仲子

東郷

六一〇 菅谷伊和

上富坂

六一七 佐竹静子

同

六一一 龜井みよ子

聖坂

六一八 兩川たえ子

彰榮

六一二 小田原省三

麻布

六一九 石原善久子

同

六一三 檜山京

番町

六二〇 由良關子

成志

六一四 小杉さと

富士見

六三一 多田愛子

松ヶ枝

六三二 矢羽和子
 六三三 有泉讓
 六三四 瀬戸今子
 六三五 足立唯一郎
 六三七 丸山義一
 六三八 和田實
 六三九 松下喜四郎
 六四〇 中川チエ
 六四一 河合千代
 六四二 荻野光藏
 六四三 石野ツヤ
 六四四 松田實
 六四五 相賀たか
 六四六 則包末廣
 六四七 村松直子
 六四八 大戸エイ
 六四九 三輪政一

女子技藝附屬

啓蒙 三田
 古河
 目白
 松下
 搜眞附屬
 河合
 荻野
 金港
 石川女師
 養徳
 京都市視學
 東三番町
 桐生
 駒澤

議長

司會者

接待係主任

會場係主任

議事係

總務

澤柳政太郎君
 多田房之輔君
 土川五郎君
 倉橋惣三君
 服部 翁君
 小川圓次郎君
 及川ふみ君
 田中三郎君
 村田次郎君
 櫛引ふき君
 齋藤金藏君
 木下一雄君
 新庄よしこ君
 野口援太郎君

大會餘錄

倉橋惣三

二四

○幼稚園令が出るまでは永い苦闘であつた。何十回と數へらるべき決議、建議、絶叫、當路への訪問、議會への請願。而して、之れを要するに、いつも不滿の苦闘史であつた。それが、本年四月二十一日を以て、急に一轉したのである。我國最初の幼稚園令が愈々此の日を以て、われ等の前に公布せられたのである。現在幼稚園に直接の關係を有するものは勿論、苟も國の教育について廣い理解を有して居る人々は、全國に亘つて相祝し相欣んだ。地を遠く隔つるものは電報を飛ばして相祝した。——此の全國大會開催の發端は、實に此の時からといふべきである。

○全國聯合保育會は、此の全國的の氣運に基いて

之れを具體化することに機を失しなかつた。偶々野口援太郎君の下阪と共に、東西呼應の相談は急速度に結晶して、東西六團體（帝國教育會、全國聯合保育會、日本幼稚園協會、三市聯合保育會、東京保育協會、東京市保育會）を主催者とする準備委員會は、殆んどよなべ仕事の勢を以て其の準備を進めた。その最中である。大阪の村田次郎君から電報を以て、同市の樋口勇吉氏から千五百圓の寄附あることを報じて來たのは。準備委員の方では、豫て經費に聊か不用意を感じて居た處だつたのである。此の喜ぶべき電報が、計畫に一段の進歩を與へたことは問ふまでもない。われ等は樋口氏に向つて、深甚の謝意を表せざるを得ない。

○初め、委員間の豫定では、出席會員數恐らく三百位と見積りしてゐたのである。もつと正直にいへば三百名には必ず達せさせたいと希望してゐたのである。ところが、實際は非常の意外であつた。世の中の意外とは、多くは悲觀的意外であるが、此の場合はその反對であつた。すなはち會期の近づくに従ひ、出席の申込は、四百を超え、五百を超え、遂に六百を——當節の流行語でいへば突破するに至つたのである。何んといふ素晴らしき勢であらう。準備委員は、此の喜ぶべき大誤算のために、全くてんでこ舞をさせられて仕舞つたのである。但し、こんな愉快なるてんでこ舞ならいくらでも舞つていゝ。

○大會の前日、一切の準備は既に成つた。地方からの熱心なる出席者諸君も續々として上京せられた。もう明日を俟つばかりである。私は此のゆうべ、豫て東京放送局のプログラムに従つて、「幼稚

園令の發布を喜ぶ」といふ講演放送をした。大會前夜、先づ全國の空氣にバイブレーションを與へて置いたといふ理屈になる。

○會場として提供せられた東京女子高等師範學校の講堂は、假建築ながらに、第一装の用意を以て全國の同志を迎へた。さしにも廣い大講堂も、六百を超ゆる會衆には、ぎつしり詰の議席をつくる他ない。互によく顔を見合はせて、討議熟議するといふ風にしたいと思ひながら、それは到底出來ないことであつた。之れも、盛會過ぎた喜びの一つとして數へて置くべきか。それに拘はらず、會員諸君の充分の發言あり、三日に亘つて腹藏なき意見の交換の行はれたことは、何よりのことであつた。たゞ、婦人會員が大多數であるのに、婦人諸君の發言の餘り多くなかつたことは、斯ういふ會として聊か物足りなかつた。

○その代り、研究發表はいづれも婦人方で、いづ

れも立派なものであつた。膳氏の老熟平淡なる雄辯を始めとして、田村氏の所説の整齊たる、松永氏の研究の嚴密に科學的なる、此の會に於て、婦人から多くを聽かんことを楽しみとして居たものに、十二分の満足を與へたといふべきである、いづれも、載せて別項にある。精讀を希望してやまない。

○第二日に於ける、本會議後の私立幼稚園諸君の會は非常に盛なものであつた。論調赤熱せる時はやさしい若い保姆諸君などは、氣を吞まれる位の盛會だつた。中には、新令の精神に對する多少の誤解といふ様のこともあつたやに聞えたが、何しろ、思ふこと皆言ひつくし、疑ふところ皆解きつくしてこそ、大會の目的が達するのだ。實に斯くてこそ、大會らしかつたといふべきである。而して翌日、文部省の清水氏を招じて詳細の説明を煩はすに至つたのも、大會として誠に機宜に適する

ものであつた。論するだけ論じた後は、解けて晴れて、愉快なものである。いふまでもなく、帝國の教育に、公私の差別待遇はない。若し、聊かも、そういふ風のが生じたら、それは事務取扱者の小さな誤謬である。教へて正せばいい。

○豫定の議案を議了すると共に、幾多の緊急動議の成立を見たのも大會として、喜ぶべき成果であつた。而して、全會の空氣を通じて、われ等の一番に心を惹いたことは、その動議が、いづれも、我國の幼兒教育をして、眞に正しく發達せざるために必要なる主眼點を捕へて居ることだ。保姆待遇に關する諸問題の如き、實に皆それだ。若しそれ、之れを以て、教育が自分達の待遇向上を議して居るといふ意味に、妙に解釋したりするものがあつたら、事理に通せざる甚しといふべきである。自分を優遇して呉れといふのではない。斯の教育を優待尊重しなければならぬと議するのであ

る。將來もあることである。一言此點をはつきりして置く。

○第二日の夜、會を終ると共に、一同は、豫定の宴會々場に赴いた。議場とはまた違つた心持ちである。林東京保育協會長の挨拶を以て、テーブルを開き、和氣霽々の裡に互ひの談をつくした。食後、來賓として鎌田榮吉氏、木場貞長氏、木津淳一郎氏、棟居喜久馬氏、山榊儀重氏及び望月くに氏のスピーチがあつた。いづれも、興味深いお話であつたが、特に振つてゐたのは、各演說者に對する、多田房之輔氏の誠意と奇智とに富める紹介の辭であつた。當夜一大景物として満場の喝采を博した。尙、前記演說者の方々の他、茨木校長、林伯爵夫人、菊地文部省參事官其他多數の來賓があつた。

○第三日、閉會の後、會員諸君は豫て御許しを得てあつた新宿御苑を拜觀した。しつとりとした曇

り日に、折からの綠蔭殊に濃かなるあたり、都塵の裡、全く別天地の感が深い。柔かい草を踏み、遠く煙る森を眺めて、靜寂と閑雅との間、三日間の興奮を淨められてゆく。特に拜觀の榮を賜はつたことを、しみじみと有り難く思ひつゝ、廣き御苑の隈々を賞で歩んだ。

○此夜、有志の人々の歌舞伎座觀劇があつた。名優の妙技に恍惚として、かれ人ともに、連日の疲れを忘れたことであつた。

○大會の生んだ幾多の決議に就ては、それ〴〵實行上の計畫を運んで居る。——幼稚園令は出た。大會は了つた。而して、我國幼兒教育の徹底と充實とは、正に之れからである。

會告

本誌は本號を以て七、八號としました結果、八月には發行しません。九月新秋に入るを俟つて再びお目にかゝるまで、讀者諸君の御健康を祈ります。

文部省幼稚園講習

○會場 東京女子高等師範學校

期日 自七月二十六日至七月三十一日

東京女子高等師範學校教授

會橋 惣三

一、幼稚園令ノ實際的研究(八時間)

1 幼稚園ノ目的ニ關スル事項

2 保育項目ニ關スル事項

3 幼稚園ノ社會的職能ニ關スル事項

第六臨時教員養成所教授

平島 權藏

一、自然界ノ觀察

1 幼稚園ニ於ケル自然觀察案

2 自然觀察ノ要點

東京女子高等師範學校訓導

山形 寬

一、厚紙ヲ主トセル手技(八時間)

1 厚紙製作ノ理論 2 其ノ實習

(注意)

一、女子講習員ニシテ寄宿希望ノ者ハ七月二十日マテニ東

京女子高等師範學校庶務係宛申出ツルコト

○會場 奈良女子高等師範學校

二八

期日 自七月二十五日至七月三十一日

奈良女子高等師範學校教授

森川 正雄

一、幼稚園保育法(七時間)

1 幼稚園令並同令施行規則要領 2 觀察ノ要旨、材料並方法

奈良女子高等師範學校教諭

會澤タガエ

一、幼稚園保育法實地指導(三時間)

1 唱歌ノ實際指導 2 手技ノ實際指導

同

横井 曹一

一、圖畫及手工(八時間外實習)

1 幼稚園保育ト圖畫手工 2 クレヨン畫ノ理論及實習

3 墨繪ノ理論及實習 4 水繪ノ理論及實習 5 版畫ノ理

論及實習 6 粘土彫塑理論及實習 7 竹木細工ノ理論及實習

奈良女子高等師範學校教授

福井 稔

一、園遊(十時間外實習三回)

1 花壇 2 植込 3 實習

(注意)

一、講習員ハ作業服ヲ持參スルニト

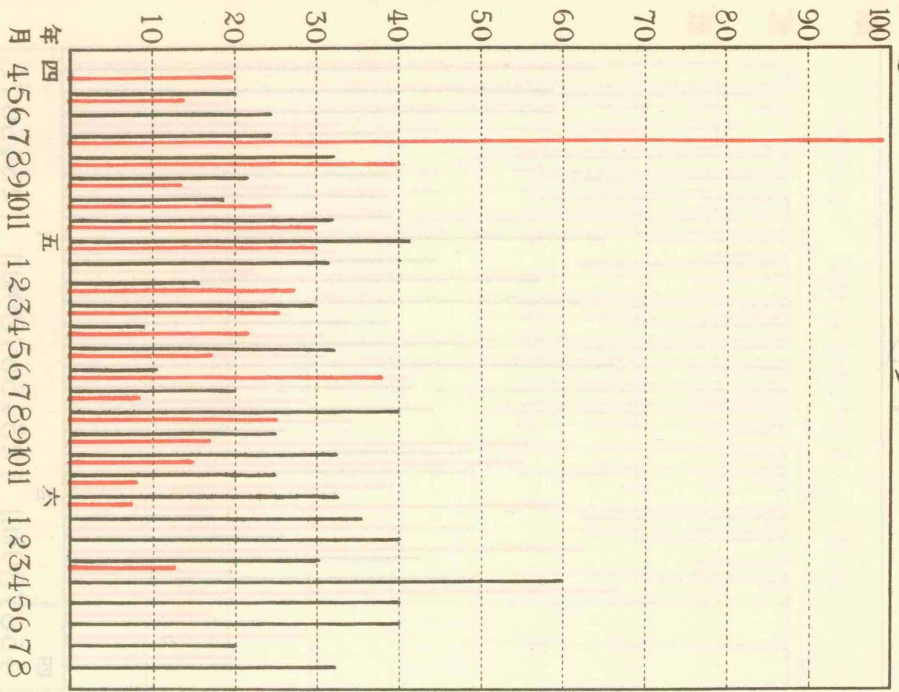
一、講習員ハ材料費トシテ一人ニ付約金三圓ヲ要スル見込

(尚ほ手續等其他の詳細は、七月六日の官報にあ

り。

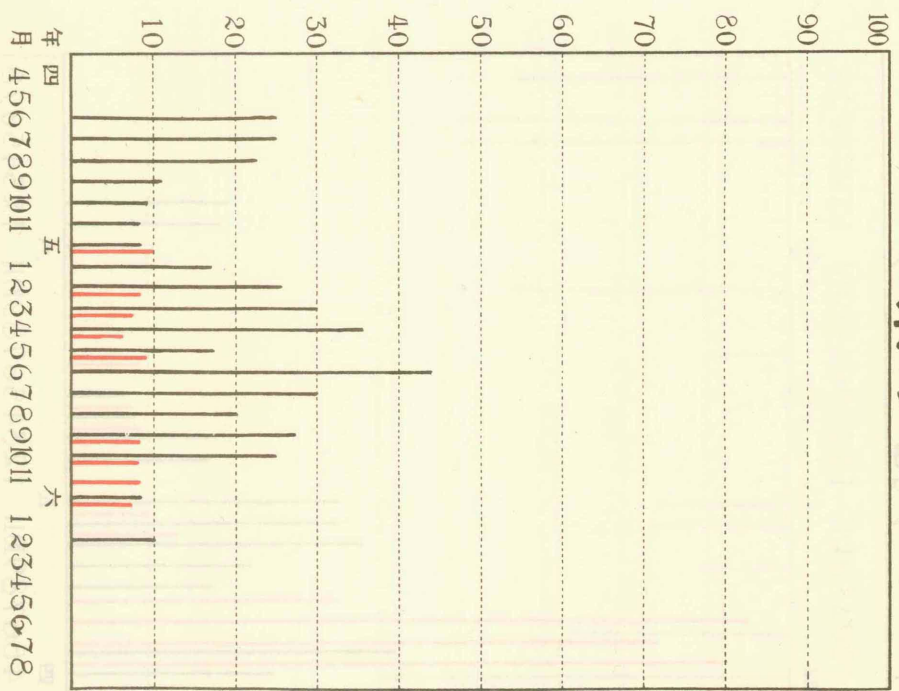
足形

1形



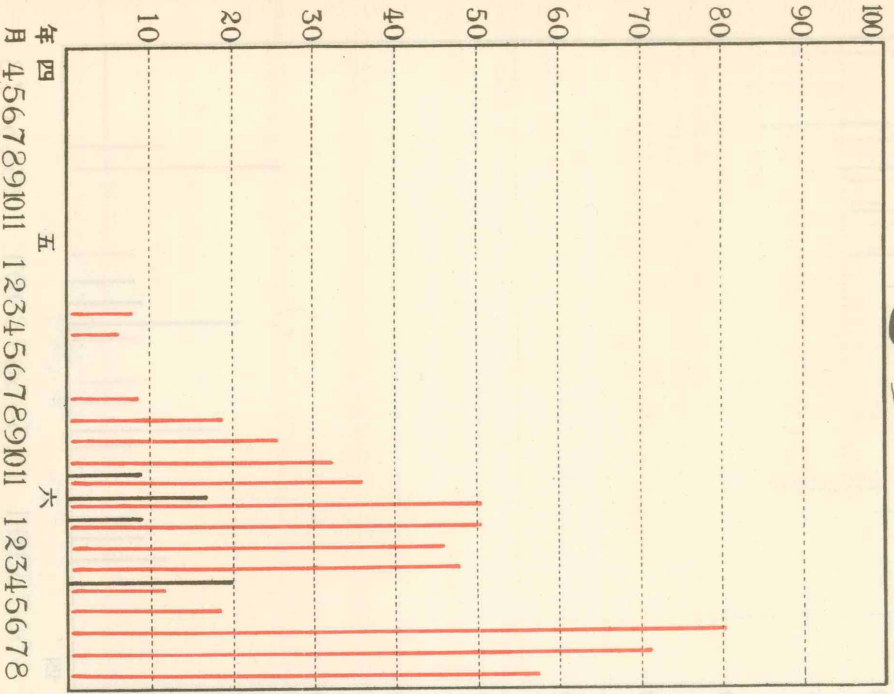
年四 月 4 5 6 7 8 9 10 11
 年五 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
 年六 月 1 2 3 4 5 6 7 8

人形

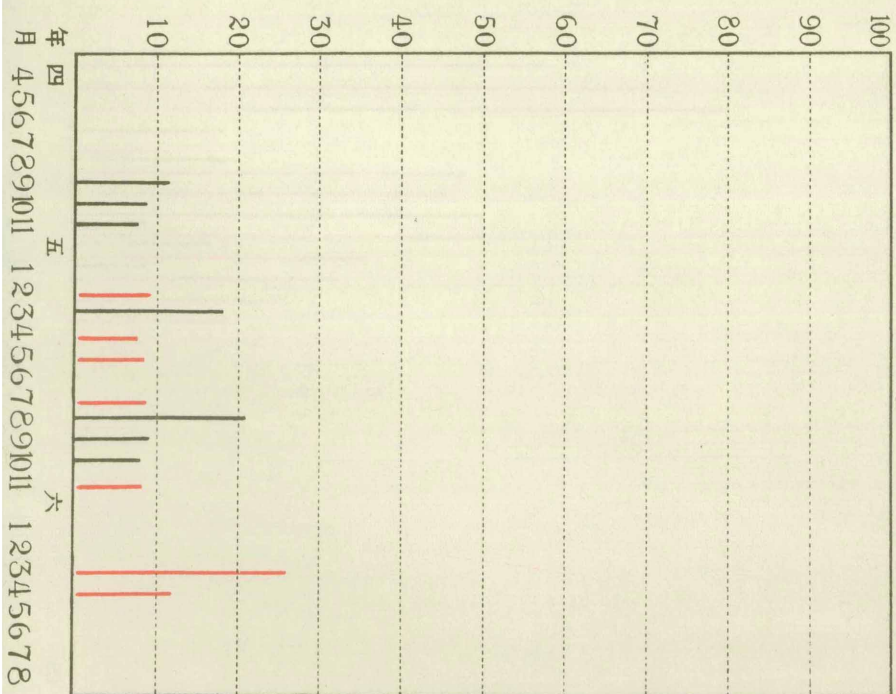


年四 月 4 5 6 7 8 9 10 11
 年五 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
 年六 月 1 2 3 4 5 6 7 8

山形



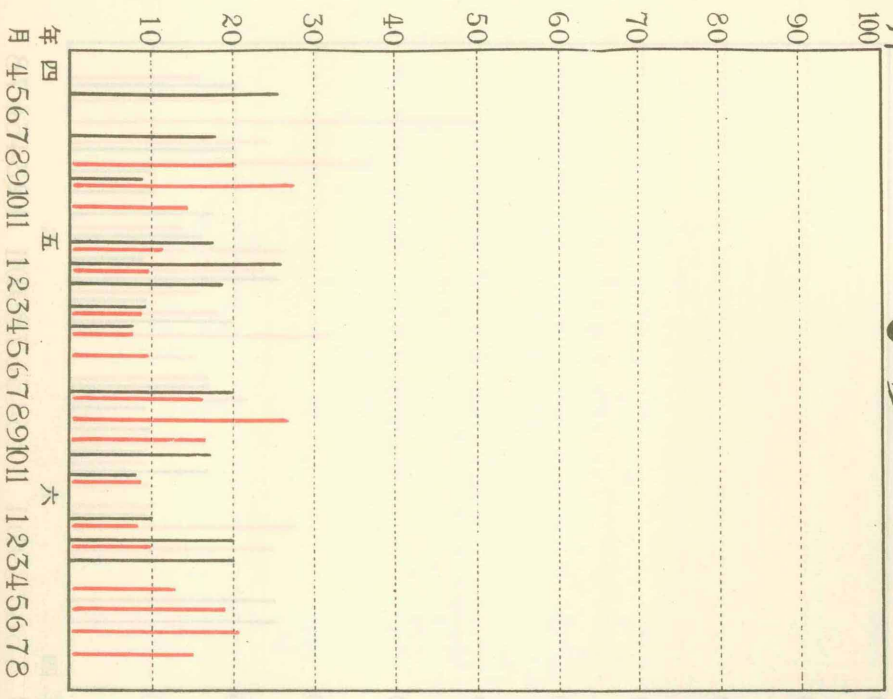
●●形



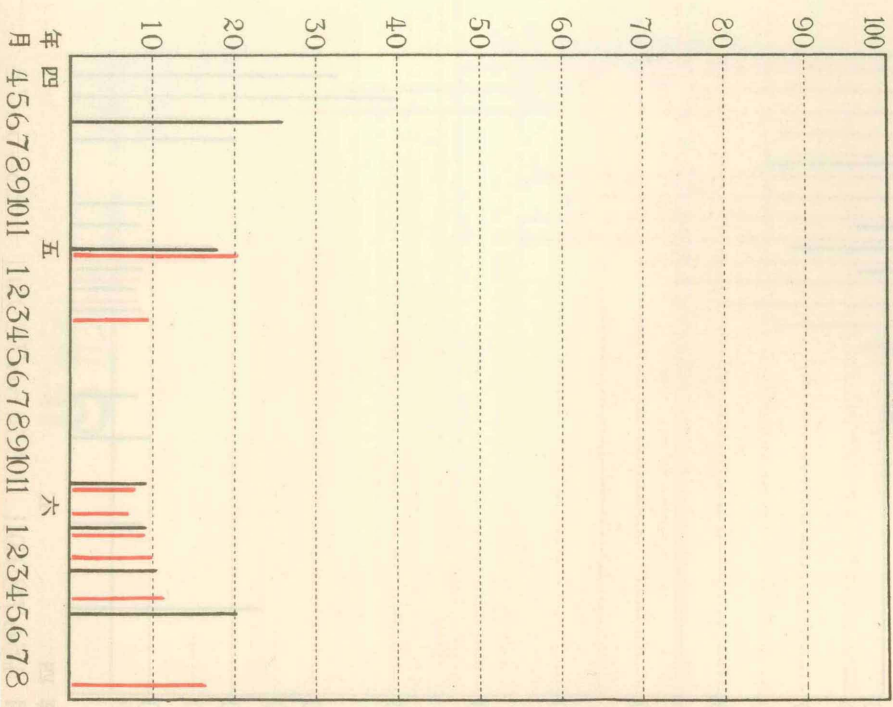
年四 月 4 5 6 7 8 9 10 11 五 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 六 1 2 3 4 5 6 7 8

鼻

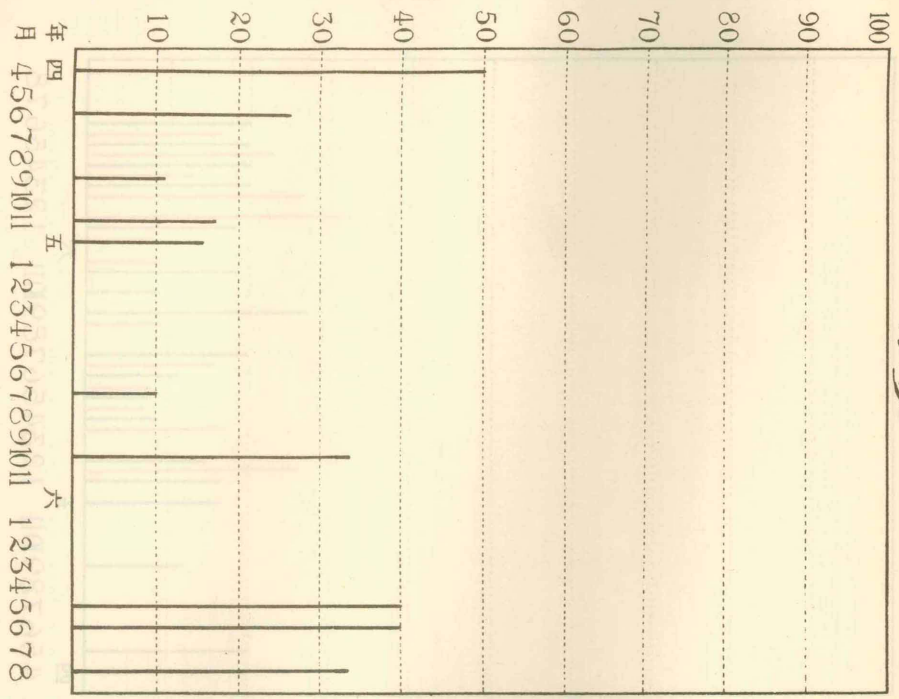
U形



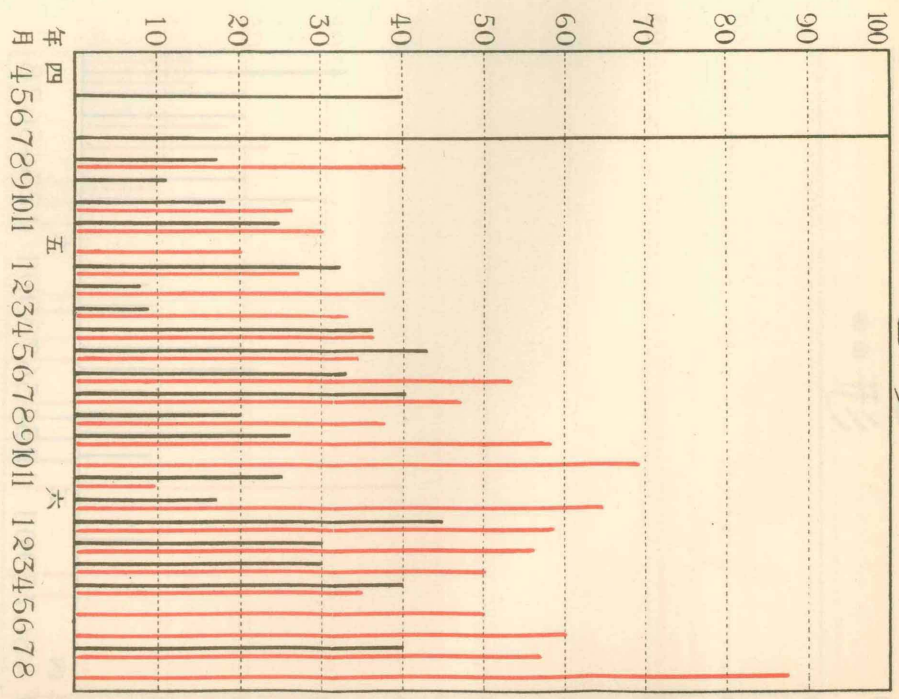
Δ形



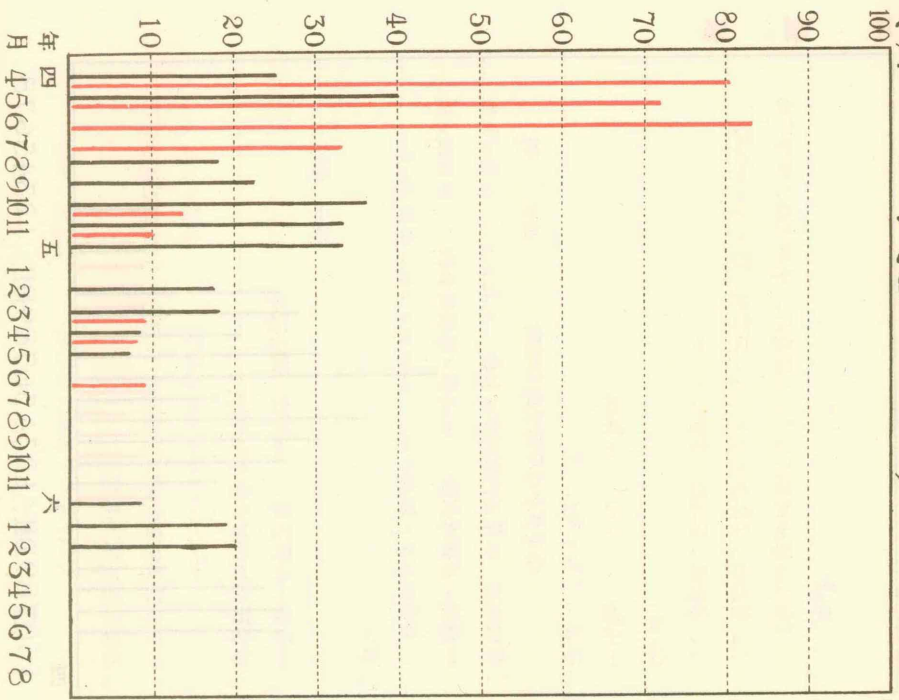
川形



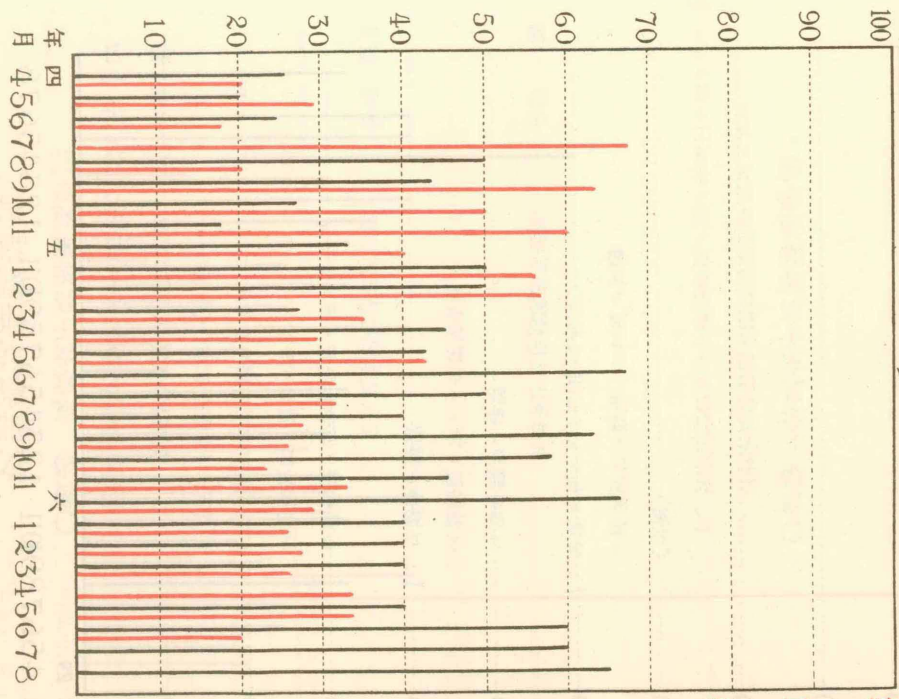
ㄥ形



〔鼻ノ形〕描カザルモノ



1形

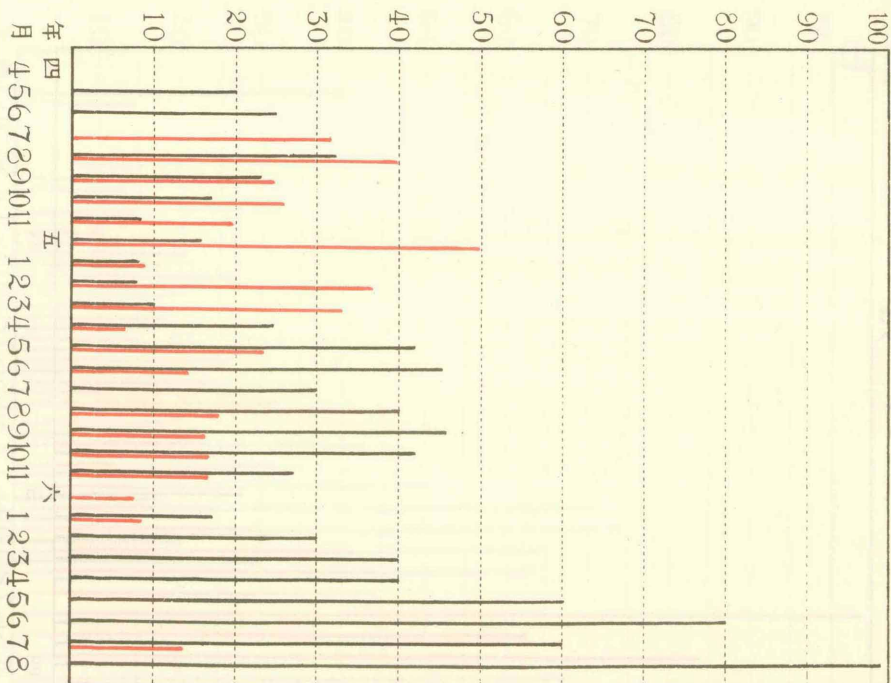


手

形

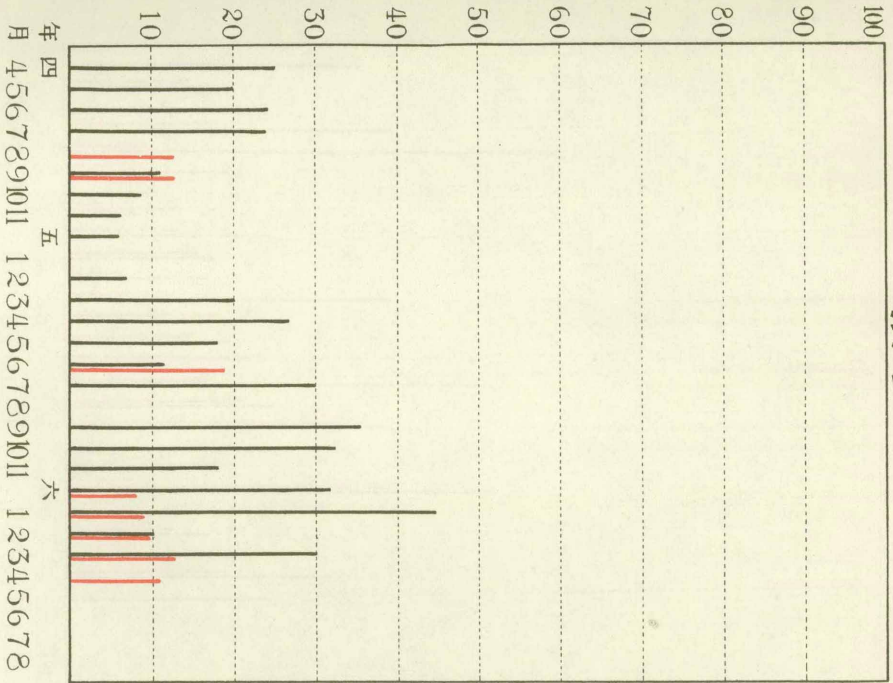


小形

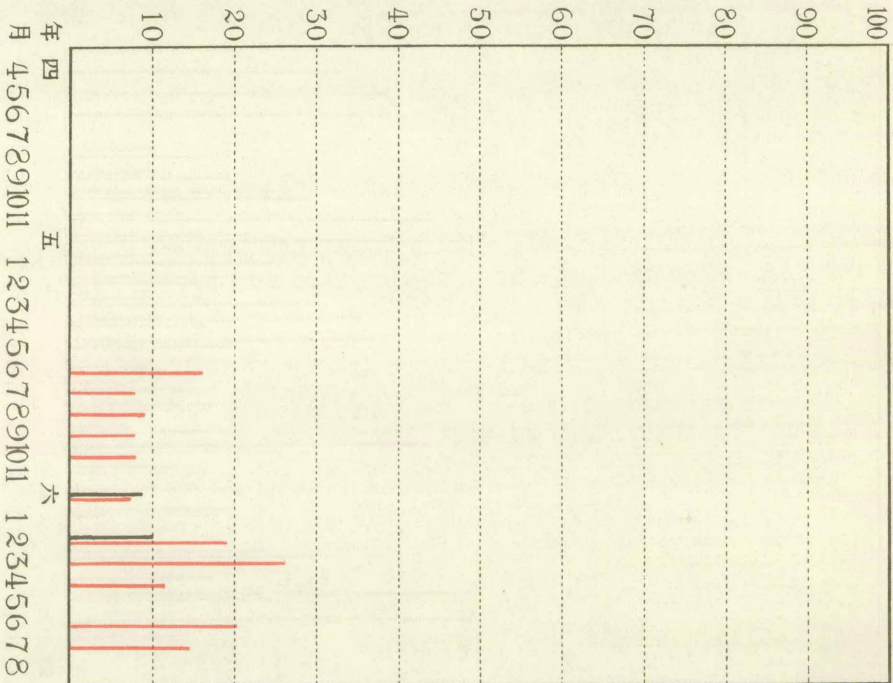


第三表

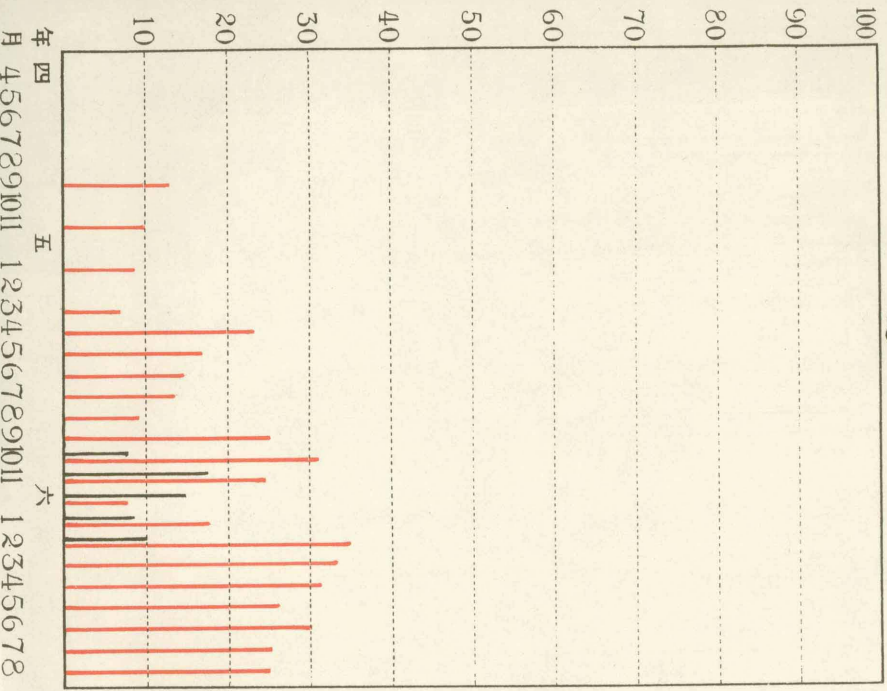
丛形



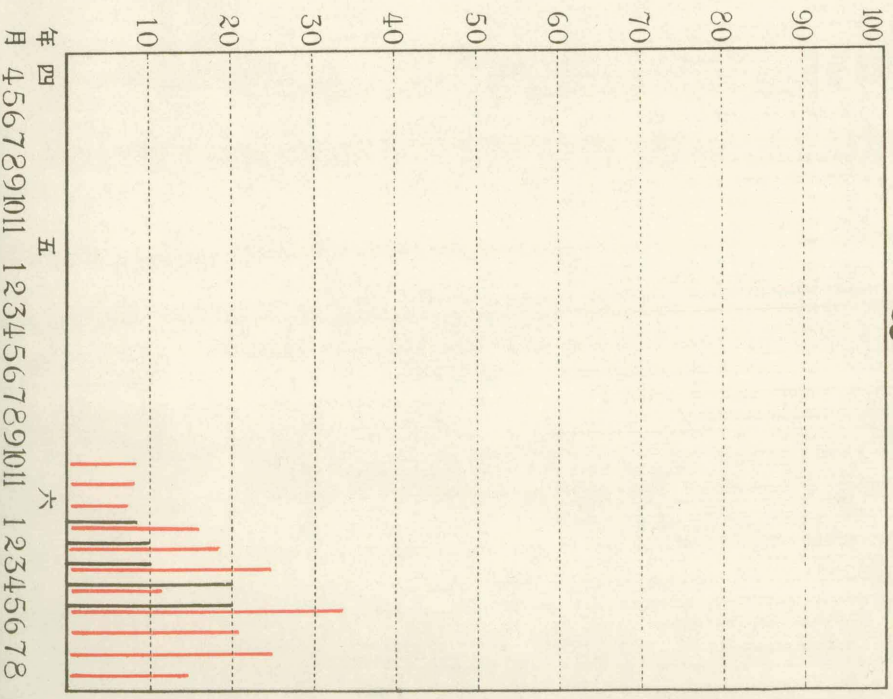
山形



丛形



手形

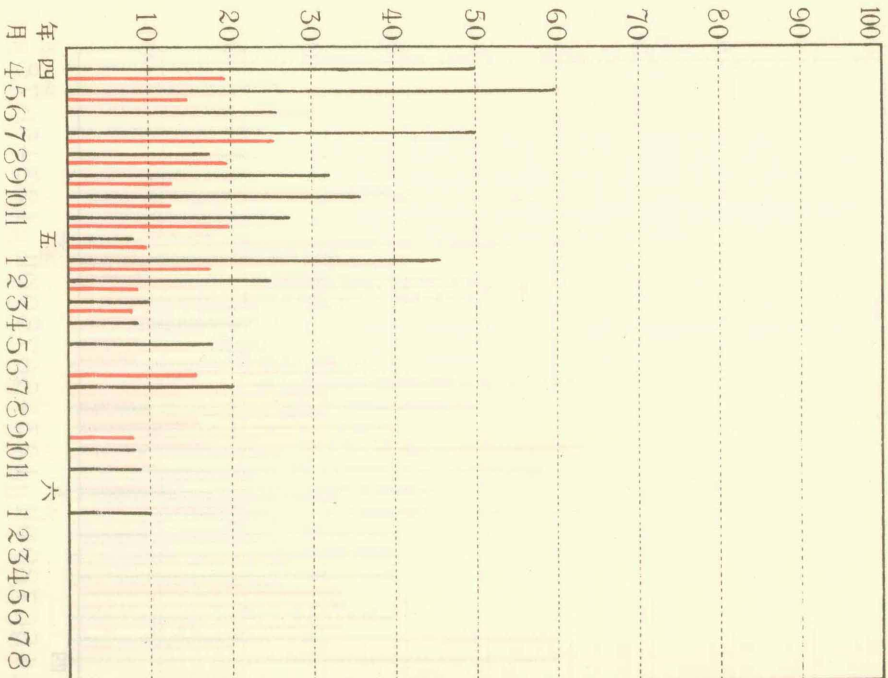


不明

(独立的より總合の内容)

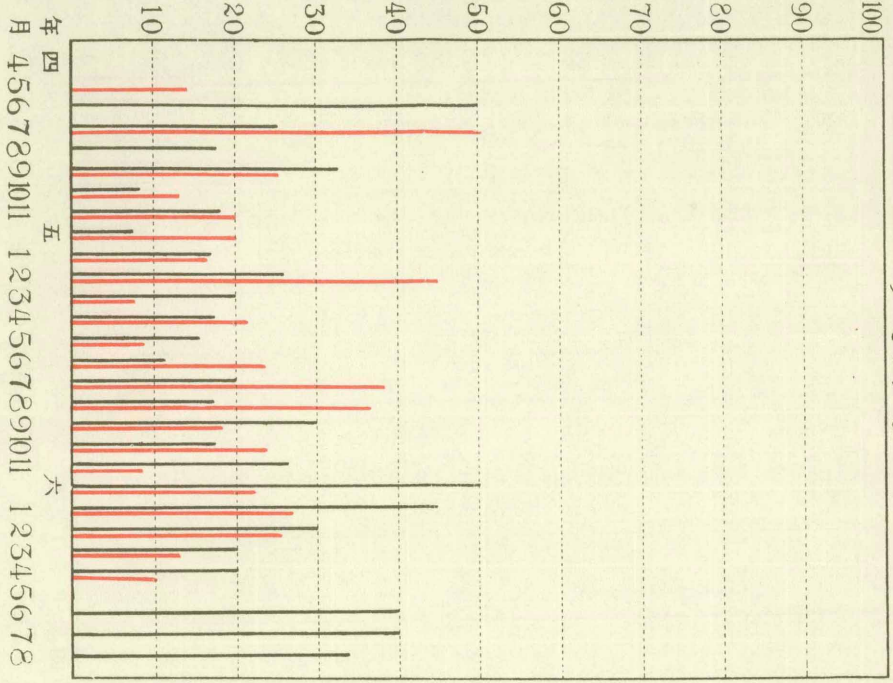


一人

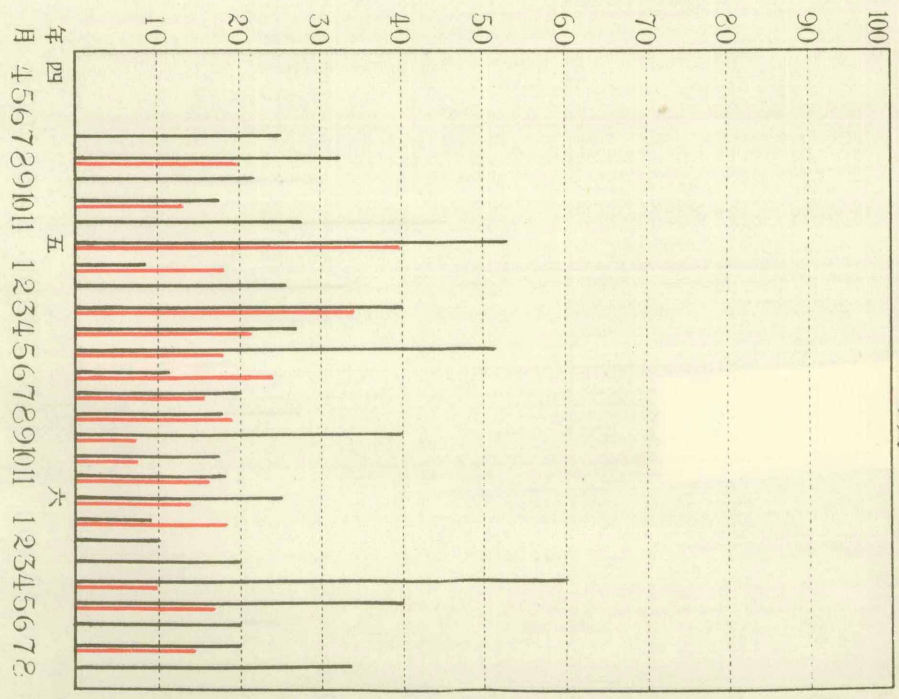


第四表

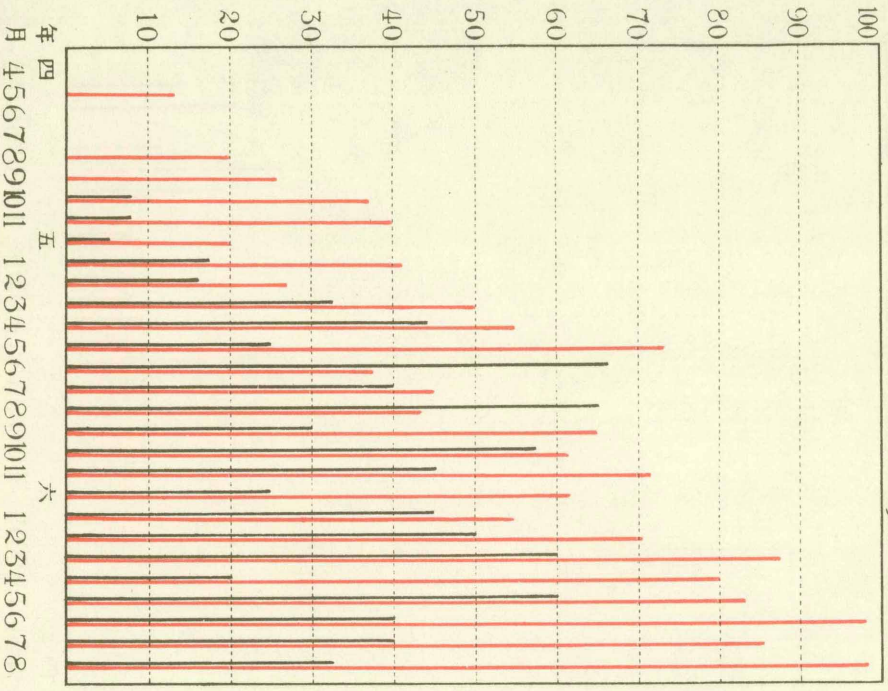
人ト人



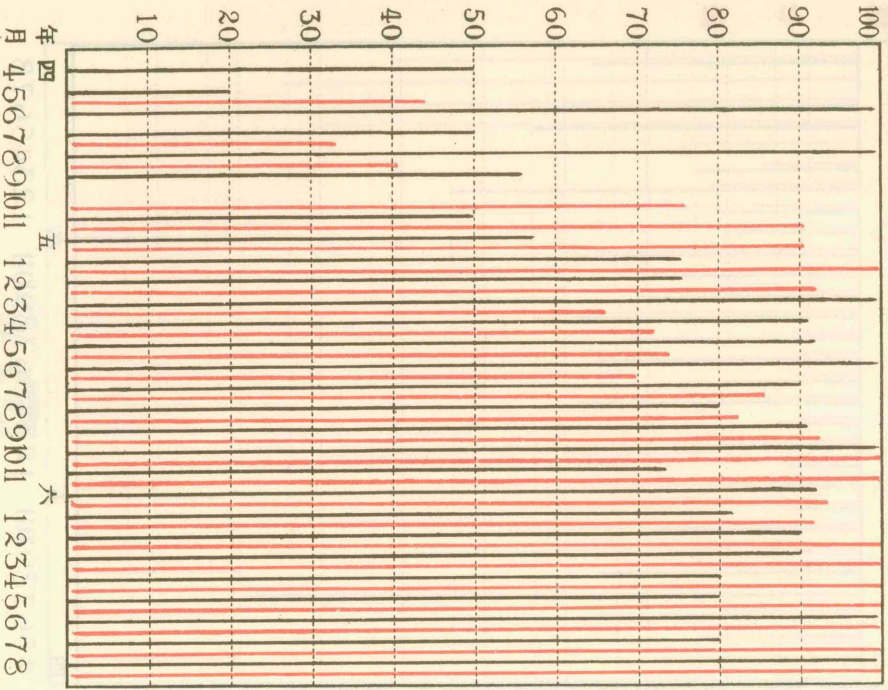
人ト物



三人以上ト物

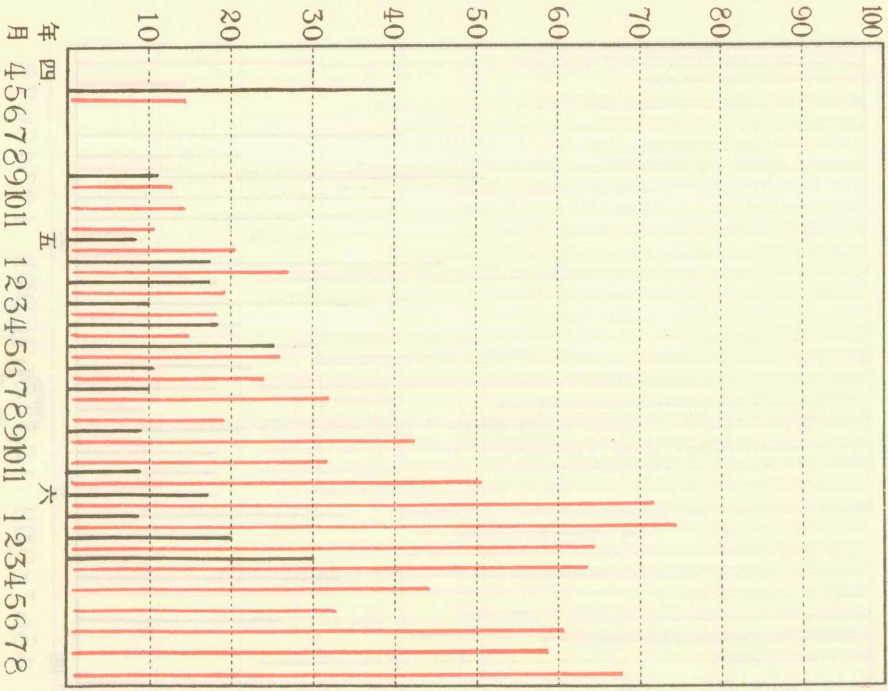


眉



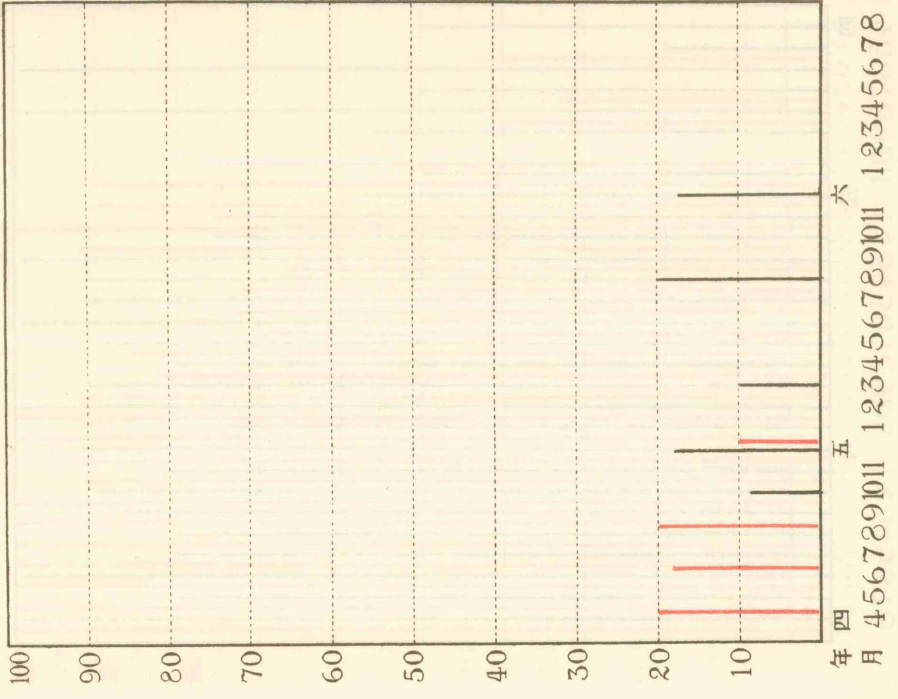
第五表

首



第六表

孔アリ



孔ナシ

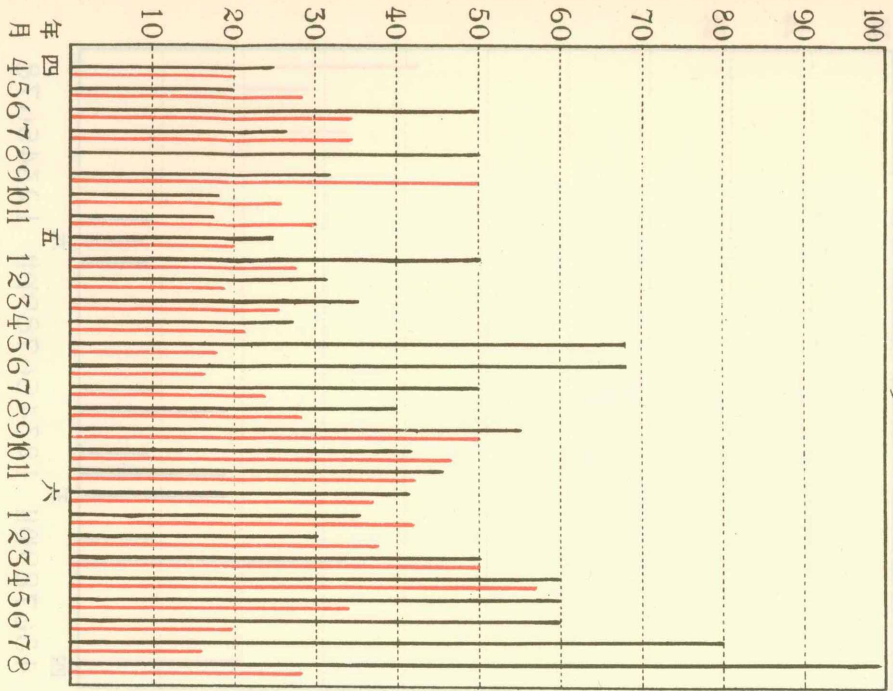
耳



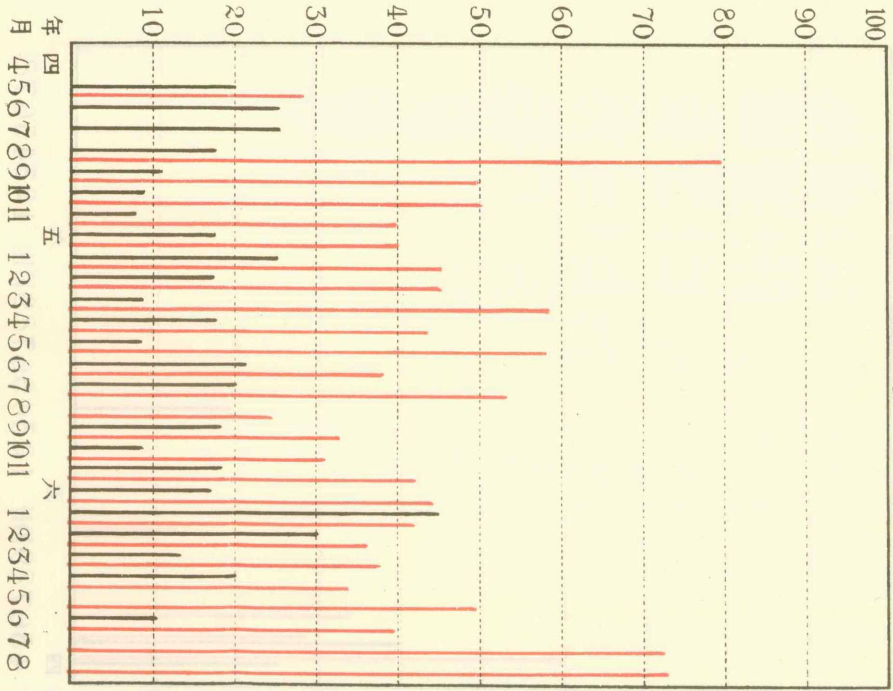
年 月 4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 3 4 5 6 7 8

年 月 4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 3 4 5 6 7 8

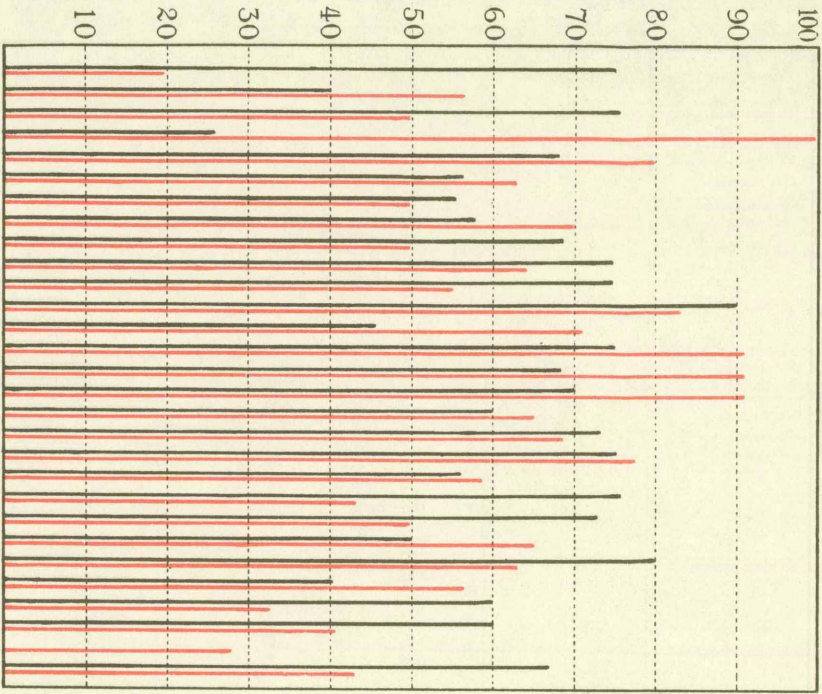
口 一形



口 形



○形



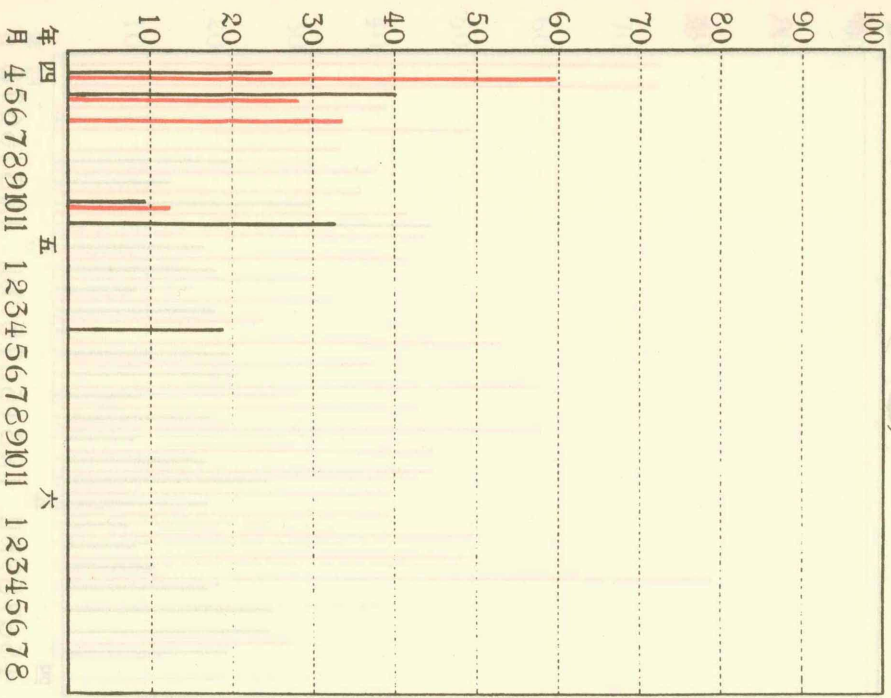
年四 月 4 5 6 7 8 9 10 11
 五 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
 六 1 2 3 4 5 6 7 8

◎形

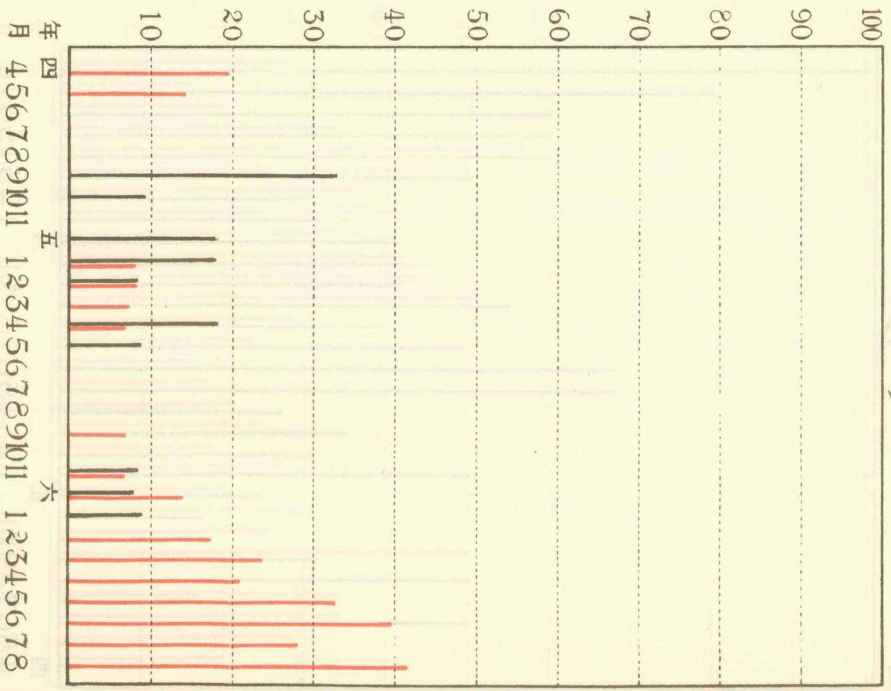


年四 月 4 5 6 7 8 9 10 11
 五 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
 六 1 2 3 4 5 6 7 8

(目ノ形) 描カザルモノ

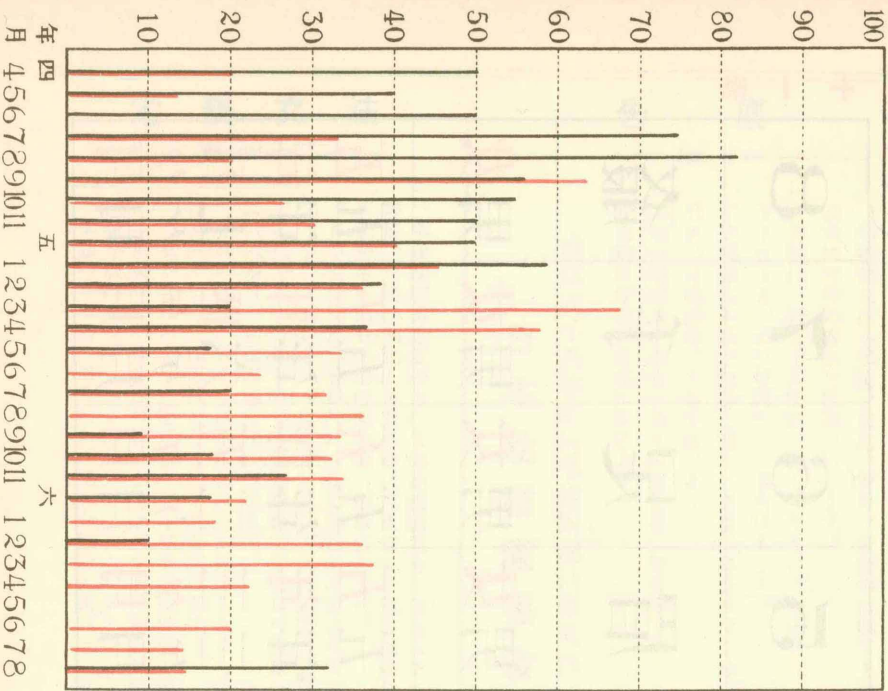


一形

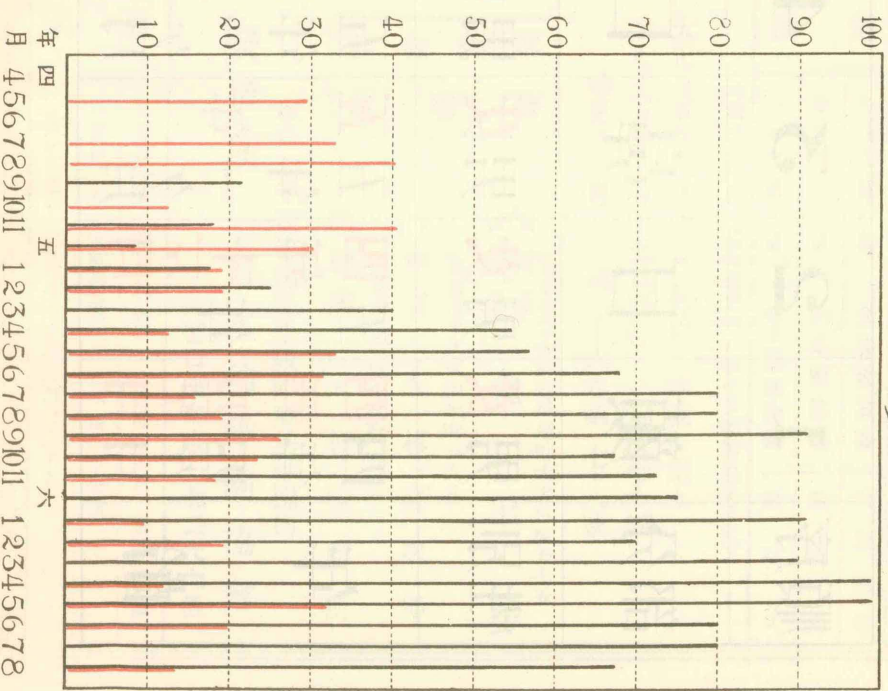


月

□形

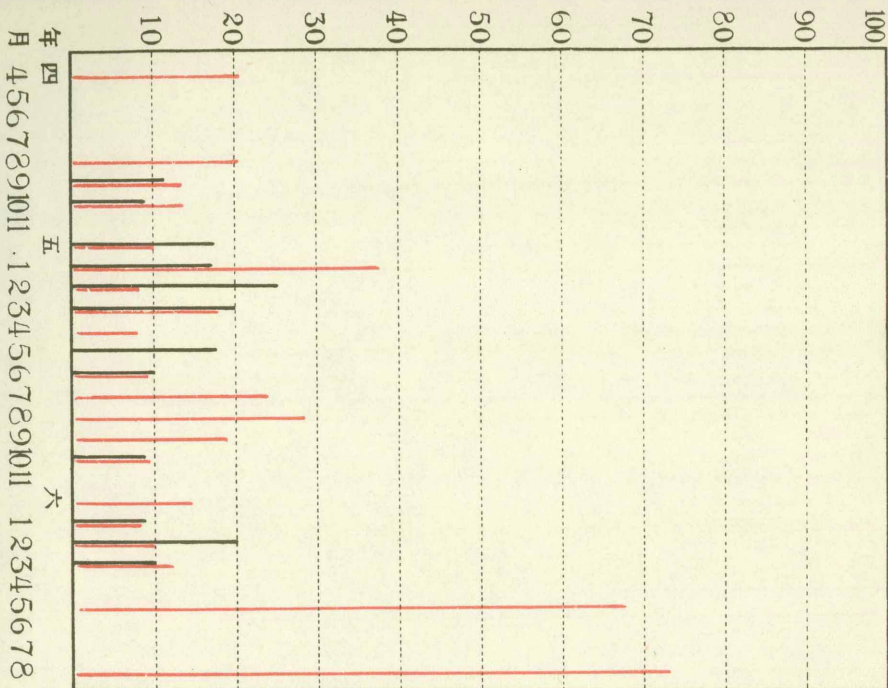


△形

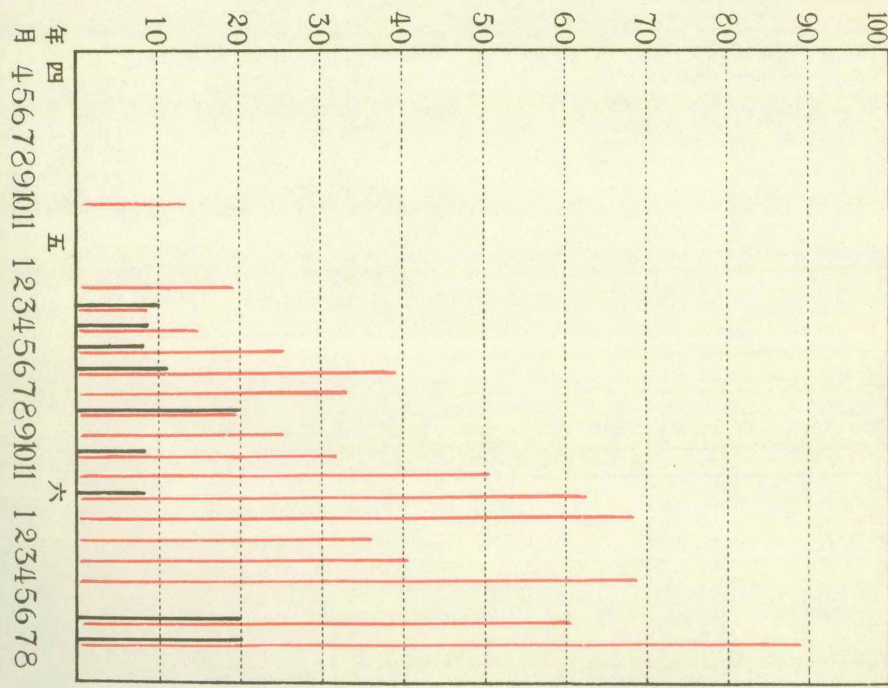


第十表

0形



Q形



調査セシ幼児ノ凡テガ描キ得ルニ至リシ

部分
年齢

順序	1	2	3	4	5	6	7	8
部分	顔	目	鼻	口	眉	足	手	衣履
性別	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
年	四年 四年 四年 四月	五年 四年 四年 十月	五年 五年 五年 一月	五年 五年 五年 二月	五年 五年 五年 三月	五年 五年 五年 五月	五年 五年 五年 六月	五年 五年 五年 七月
年齢								

十一表

告 稟

一、幼稚園及び小學校、家庭、育児、看護等に關する論說調査研究等の寄稿を歓迎いたします。
 一、寄稿は一行二十六字詰に記して下さい。但改行は一字下げること。また句讀點は一字あけること。
 一、寄稿並に本誌の編輯に關する通信、紹介及び寄贈の新刊書、交換雜誌、入會手續、更に
 本誌の購讀及び廣告に關する通信並に照會等一切左記編輯兼發行所宛に願ひます。

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

日本幼稚園協會

定 規 文 注

一、本誌購讀御希望の方は日本幼稚園協會に御加入下さい居所、氏名を明記し會費前金にて東京女子高等師範學校附屬幼稚園内日本幼稚園協會に御申込下さい。
 一、日本幼稚園協會會員外にて本誌御注文の方は「前金」(郵税共)で願ひます。(郵券代用の場合は總て「割増」)
 一、御送金の場合にはなるべく振替貯金で振替口座東京一七二六六番日本幼稚園協會宛に願ひます。
 一、本誌の代金に對しては別に領收證を差出しません。特に御入用の方は往復はがきで御申越を願ひます。
 一、會費切又は前金切の際にはその最終發送の雜誌の帯封に「前金切」の印章を押捺いたしますから其節は早速御送金を願ひます。
 一、本誌の見本御入用の場合には前金參拾五錢發送を願ひます。

定 價

一ヶ月分一冊	金參拾五錢	送料	貳錢
半ヶ年分六冊	金貳圓拾錢	送料	共
一ヶ年拾貳冊	金四圓貳拾錢	送料	共

(外國行郵税は一部金拾貳錢の割にて御拂込下さい)

大正十五年七月十日 印刷 本號に限り

大正十五年七月十五日發行 定價七十錢

幼兒の教育 第二十六卷第七・八號

不 許 複 製
 禁 轉 載

編輯兼 堀 七 藏
 發行者 堀 七 藏

東京市牛込區山吹町一九八

印刷者 大 杉 直 次 郎

東京市牛込區山吹町一九八

印刷所 大 杉 印 刷 所

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

發行所 日本幼稚園協會

振替口座東京一七二六六番

廣 告

特等面一頁 金參拾圓	二等面一頁 金貳拾圓
一等面一頁 金貳拾五圓	一頁以下御斷

神田區南甲賀町八品田奥松に御申込下さい

序三惣 橋倉 授教師高女京東
 著史女ドウトッア・ラノ 國米
 譯定一場馬 本日

理想の幼稚園

刊新最

四六版洋装
 百八十餘頁
 定價壹圓五拾錢
 送料拾錢

□いかにすれば養育の理想は實際化されるでせうか□

保母養成所を修了した婦人が、いよく幼稚園に行つて實際に幼児を自分の手で保育して行かねばならぬ事になると、誰しも今まで教はつた知識は更に役に立たないで、どうしたらいいか、殆んど途方に暮れつたものである。學校では新しい理論には、食傷して居る程でも今となつて見れば大切な部分は大抵皆忘れてしまつて、度々ノートの御世話にならねばならぬものであるが、しかもその虎の巻さへも、時には實際の間には合はぬ勝なものであり、若し保母さん達の爲に、一方には其の記憶を新にし、且つは幼稚園の實際問題に關する根本的な事柄を蒐めるのがこの本の目的である。多少でもこれによつて保母さん達の見識を高め、其の仕事の助になる事が出来れば幸です。云々……(原著序文の一節)

我が國に於てもいよく幼稚園令が實施された。この際本書が紹介されたことは眞に喜ばしいことである。本書は斯界の權威たる倉橋教授が推賞されてゐるものであり、また譯者馬場先生は現に京都市に於いて幼稚園教育の有力な指導者である。本書が如何なる光明を我が幼稚園教育の上に投ずるかは多く問はずして明かである。

四三町元城赤區込牛市京東
 院書教文
 番三五三四四京東替振

賜本誌每號皇族殿下覽

大學習雜誌

編輯會究研導指習學

東京兩高等師範學校
廣島高等師範學校
奈良女子高等師範學校
府立中學校・女學校

各教官諸先生が每
號執筆さ
れます。

男子幼稚園

特に四歳以上の男生の友として編まれたもの、初め
て理想の學習雜誌を見たところ好評さる(定價卅錢)

第一年生

一年生の人は全部お読み下さい、學校といふものを
理解させ好にさせ天分を助長さす良雜誌(定價卅五錢)

がく三年生

學課に彩色繪に讀物に光彩隨離。時間の經つのも忘
れる。本誌讀者は全部優等生。(定價卅五錢)

學小五年生

初等教育界の權威者が全部執筆せる好雜誌他にあり
や、難解の學課も直ちに氷解さる。(定價四十錢)

(毎月一回一日發行)

趣味と學習を兼ねた雜誌!
あなたを優等生にする雜誌!
全國小學生間大評判雜誌!

女子幼稚園

男子幼稚園と同じく四歳以上の女生の友、切抜貼込
理科算術話童話繪の稽古等兒童の好同伴(定價卅錢)

第二年生

難小雜誌と選を異にし飽く迄も學習に主眼を置き自
然に成績を優良ならしめる兒童の友(定價卅五錢)

學小四年生

その人を見んとせばその讀む本を見よ!本誌の如き
天下一の良雜誌の讀者は模範生と仰がる(定價卅五錢)

學小六年生

引續き本誌を愛讀せば中學校女學校の入學試験も少
しも恐しい事はない、諸君の救ひの神(定價四十錢)

發行所

東京市神保町六番地
神田區

小學館

振替

東京大阪
一五二六
〇一五二
七五八番

日本幼稚園協會編

用^{幼兒}『ヌリエ』畫帖

第一編
第二編

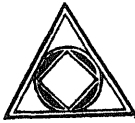
幼稚園作業の一つとして『ヌリエ』の價値は更めて説明を要しません。ただ其の材料の選擇には多くの考慮を要すること

です。東京女子高等師範學校附屬幼稚園で長い間試みた材料の中から、幼兒の興味にあはせて配列編纂せられた此の畫帖は、このまゝ幼兒用として與へらるゝに便利と思ふのであります。普く御使用を希望します。(第一篇は年少組用、第二篇は年長組用です)

一册金參拾錢 送料一册六錢



發行所



株式會社

東京小石川區指ヶ谷町
ベール

電話 〇三六川石小
四六九一京東替振

